

第4期羽生市障がい者計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

第7期羽生市障がい福祉計画

第3期羽生市障がい児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6年3月
羽生市

ごあいさつ

「地域とともに 自分らしく

安心して暮らすまち」を目指して

本市では、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がお互いにそれぞれの人格と個性を尊重し、安心して地域で自立した生活を営める「共生社会」の実現に向けて、平成30年3月に策定した「第3期羽生市障がい者計画」に基づき、様々な障がい者施策を総合的に推進してまいりました。

近年、社会を取り巻く状況は大きく変わり、国においても様々な法制度が整備され、障がいのある方を取り巻く環境も変化しています。それにより多様化・増加する障がい福祉へのニーズにきめ細かく対応すること、また、「親亡き後」問題などの新たな課題への対応や複合的な支援体制を構築することなどが必要となってきます。

この度、こうした変化に的確に対応するとともに、障がいのある方々の実態やニーズに即した施策を総合的・計画的に推進するため、計画の見直しを行い、本市が取り組むべき障がい者施策全般にわたる基本的な事項を定めた「第4期羽生市障がい者計画」、国や県が示す障がい者を支援するための成果目標や、本市における福祉サービスの具体的な必要量の確保を目的とした「第7期羽生市障がい福祉計画・第3期羽生市障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

今後、本計画に基づき、障がいのある方の自らの意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生活を営むことができるよう、関係機関等と連携を図りながら、各種施策に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様にもご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご助言を賜りました羽生市障がい者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様及び関係機関の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6年3月

羽生市長 河田晃明



目 次

第1編 第4期羽生市障がい者計画.....	1
第1章 計画の概要	2
第1項 計画策定の趣旨	2
第2項 障がい者に関する制度改革.....	3
第3項 計画の位置づけ	5
第4項 計画の期間	6
第5項 計画の対象者	6
第6項 計画の策定体制	7
第7項 SDGsを踏まえた障がい者支援の推進.....	7
第2章 羽生市の障がいのある人の状況.....	8
第1項 羽生市の障がい者をめぐる状況.....	8
1 人口の推移及び障害者手帳所持者数の推移.....	8
2 障がいのある人の推移.....	9
3 障がい福祉サービス等提供事業所の状況.....	16
第2項 アンケート調査結果	18
1 調査概要	18
2 調査結果	19
第3項 事業者ヒアリングによる意向の把握.....	32
1 調査概要	32
2 調査結果（抜粋）.....	33
第3章 計画の基本理念と体系.....	36
第1項 基本理念	36
第2項 施策体系	37
第4章 施策の展開	38
第1項 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	38
1 障がいの理解の推進.....	38
2 権利擁護の推進、虐待の防止.....	40
3 障がいを理由とする差別の解消の推進.....	41
第2項 安全・安心な生活環境の整備.....	43
1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進.....	43
2 住みよい住宅環境への支援.....	44
3 移動・交通環境の整備.....	46
第3項 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	47
1 意思疎通支援.....	47
2 行政情報のアクセシビリティの向上.....	48
3 ボランティア活動の推進.....	49
第4項 防災、防犯等の推進	52
1 防災対策の推進.....	52
2 消費者トラブルの防止、防犯対策の推進.....	53
第5項 保健・医療の推進	54
1 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見.....	54
2 保健・医療の推進.....	55

3	精神保健福祉の推進.....	57
第6項	自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	59
1	相談支援体制の充実.....	59
2	地域移行支援、在宅サービス等の推進.....	60
3	障がい児に対する支援の推進.....	61
4	障がい福祉サービスの質の向上と人材育成等の推進.....	62
第7項	保育・教育の振興.....	63
1	早期療育・切れ目のない支援の推進.....	63
2	学校教育における特別支援教育の推進.....	63
第8項	雇用・就業、経済的自立の支援.....	65
1	総合的な就労支援の推進.....	65
2	障がい者雇用の促進.....	66
3	経済的自立の支援.....	67
第9項	文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	69
1	文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の推進.....	69
第2編	第7期羽生市障がい福祉計画・第3期羽生市障がい児福祉計画.....	71
第1章	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画.....	72
第1項	障がい福祉サービスの体系.....	72
第2項	障がい福祉サービスに関する数値目標.....	73
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	73
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	73
3	地域生活支援の充実.....	74
4	福祉施設から一般就労への移行等.....	75
5	障がい児支援の提供体制の整備等.....	77
6	相談支援体制の充実・強化等.....	78
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	79
第3項	障がい福祉サービスの利用実績と量の見込み.....	80
1	訪問系サービス.....	80
2	日中活動系サービス.....	82
3	居住系サービス.....	85
4	相談支援.....	86
5	障がい児通所支援等.....	87
6	障がい児相談支援.....	89
7	発達障がい者等に対する支援.....	91
8	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	92
9	相談支援体制の充実・強化等.....	94
10	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	96
第4項	地域生活支援事業.....	97
1	必須事業.....	97
2	任意事業.....	103
第2章	計画の推進.....	105
第1項	障がい者支援協議会.....	105
第2項	障がい福祉施策の総合的な推進.....	106

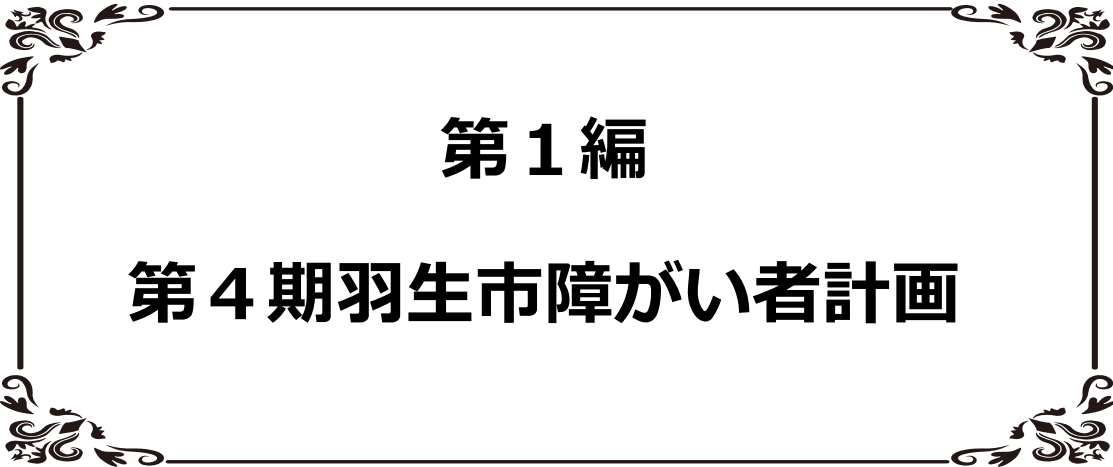
1	関連計画との連携.....	106
2	国・県との連携.....	106
3	北埼玉地域障がい者支援協議会との連携.....	106
4	専門的人材の育成・確保.....	106
5	財源の確保.....	106
第3項	PDCA サイクルによる計画の点検及び評価.....	107
1	PDCA サイクルについて.....	107
2	評価にあたっての基本的な考え方及び留意点.....	107

資料編

第1項	計画の策定経過	108
第2項	羽生市障がい者計画等策定委員会設置要綱.....	109
第3項	羽生市障がい者計画等策定委員会委員名簿.....	111
第4項	用語解説	112

◇「障がい」の表記について

本計画では、障がいの「害」という漢字からくる印象を考慮し、法令等で定められている項目や固有の名称を除き、羽生市総合振興計画に準じて「障害」は「障がい」とひらがなで表記します。



第1編

第4期羽生市障がい者計画

第1章 計画の概要

第1項 計画策定の趣旨

わが国では、平成23年に障がい者の福祉に関する施策の基本となる事項を定めた「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の施行、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正等の法整備が進められ、障がい者の権利や社会進出が拡大されました。更に、平成26年には「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が批准され、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されています。

国では令和5年に、共生社会の実現に向けた障がい者の主体的な社会参加、これを制約する社会的障壁の除去等を基本理念とした「障害者基本計画（第5次）」を策定しています。また、近年では「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術活動推進法」という。）」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）」が施行され、様々な法整備が進められてきています。

県においても、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期埼玉県障害者支援計画」を策定し、基本理念では「障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人と障害のない人が分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会（共生社会）」の実現を目標とし「個人の尊重、主体性の尊重」や「自立した地域生活の実現」等を基本的視点に掲げ、各種障がい者施策を推進するものとしています。

本市においては、「第3期羽生市障がい者計画・第6期羽生市障がい福祉計画・第2期羽生市障がい児福祉計画」が令和5年度をもって満了となることから、これまでの施策の実施状況や障がいのある人を取り巻く環境の変化等を考慮し、新たに「第4期羽生市障がい者計画・第7期羽生市障がい福祉計画・第3期羽生市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、具体的取組や数値目標等を設定します。

第2項 障がい者に関する制度改革

障がい者制度改革推進の動向

平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法の施行 ○障害者雇用促進法の改正 (精神障がい者に対する雇用対策の強化、在宅就業障がい者に対する支援等) ●第1期羽生市障がい者計画・第1期羽生市障がい福祉計画(3月)
平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法の改正(障がい児などに対する教育が特別支援教育として位置づけられる) ○重点施策実施5か年計画(後期)の策定 (平成24(2012)年度までの障がい福祉施策の基本的方向として重点的に取り組む事項) ○障害者権利条約への署名 (国連総会における、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための国際条約)
平成20年 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法の改正 (障がい児に対する福祉施策が、児童福祉法に位置づけられる)
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期羽生市障がい福祉計画(3月)
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者基本法の改正 (地域社会での生活の選択、障がいのない子と共に教育を受ける権利)
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行 (利用者負担を応能負担へ、相談支援の充実、障がい児支援の強化、グループホーム・ケアホーム利用時の助成、重度視覚障がい者の移動支援個別給付化等)※平成23年10月に一部施行 ○障害者虐待防止法の施行(福祉施設従事者等、養護者、職場の雇用主や経営担当者など使用者等による障がい者虐待の防止、障がい者(児)の権利擁護) ●第2期羽生市障がい者計画・第3期羽生市障がい福祉計画(3月)
平成25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の施行 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律の施行(「障害者優先調達推進法」) ○成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の改正 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正(精神保健福祉法)
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正(病院での地域移行・退院促進の取組が制度化) ○障害者権利条約の批准 (障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重の促進)
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ○難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 ●第4期羽生市障がい福祉計画(3月)
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法の施行(障がいを理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供) ○障害者雇用促進法の改正(雇用分野での障がい者差別の禁止と合理的配慮の提供の義務) ○発達障害者支援法の改正(ライフステージを通じた切れ目のない身近で受けられる支援)
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実等) ○障害者雇用促進法の改正(法定雇用率の算定基礎に精神障がい者の追加) ○障害者文化芸術活動推進法の施行 (文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進) ●第3期羽生市障がい者計画・第5期羽生市障がい福祉計画・第1期羽生市障がい児福祉計画(3月)
令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律の施行(「読書バリアフリー法」) (障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにする)

	○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行(「一括整備法」)
令和2年 (2020)	○埼玉県ケアラー支援条例の施行
令和3年 (2021)	○医療的ケア児支援法の施行 ●第6期羽生市障がい福祉計画・第2期羽生市障がい児福祉計画(3月)
令和4年 (2022)	○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
令和5年 (2023)	○障害者総合支援法の改正(居住地特例対象施設に介護保険施設を追加等) ○障害者雇用促進法の改正(雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化等) ○精神保健福祉法の改正(医療保護入院の見直し等)
令和6年 (2024)	●第4期羽生市障がい者計画・第7期羽生市障がい福祉計画・第3期羽生市障がい児福祉計画(3月) ○障害者差別解消法の改正(事業者による合理的配慮の提供の義務化等) ○障害者総合支援法の改正(障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の就労支援の推進等) ○障害者雇用促進法の改正 (週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障がい者、精神障がい者の算定特例等) ○精神保健福祉法の改正(地域生活の支援体制の充実等) ○児童福祉法の改正(子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充等)

第3項 計画の位置づけ

本計画は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画です。計画の策定に当たっては、国の「障害者基本計画」の基本的な考え方を基本とし、「埼玉県障害者支援計画」や「羽生市総合振興計画」「羽生市地域福祉計画」などとの整合性を図ります。

① 羽生市障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。

障がい者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障がい者のくらしを支えるための理念計画であり、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

② 羽生市障がい福祉計画・羽生市障がい児福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に定める市町村計画で、「障がい者計画」の実施計画として位置づけられるものです。

障がい者（児）が生活する上で必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

計画の性格と法的位置づけ

	障がい者計画	障がい福祉計画・障がい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
市町村の策定義務	義務	義務
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画
国・県の計画との関係	国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定	国の基本方針に即して作成するとともに、都道府県障害福祉計画と整合性を図りながら策定
計画期間	規定なし	3年間
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともに、その趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出

第4項 計画の期間

本計画の「第4期羽生市障がい者計画・第7期羽生市障がい福祉計画・第3期羽生市障がい児福祉計画」の計画期間は以下に示すとおりです。

	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
国	第4次障害者基本計画					第5次障害者基本計画						
県	第5期埼玉県障害者支援計画			第6期埼玉県障害者支援計画			第7期埼玉県障害者支援計画					
羽生市	第3期羽生市障がい者計画					第4期羽生市障がい者計画						
	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画					

第5項 計画の対象者

本計画における「障がい者」は、障害者基本法第2条第1項に規定する、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、「障がい児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）」とします。

更に、「精神障がい」には高次脳機能障がいと診断され精神障害者保健福祉手帳を取得した方を含むとともに、「障がい者」及び「障がい児」には、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が主務大臣が定める程度である方（難病患者）も含まれます。

第6項 計画の策定体制

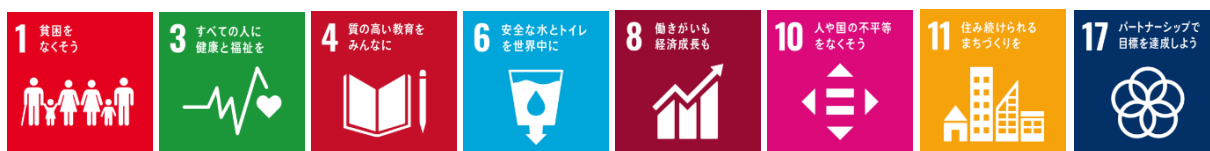
障がい者団体、障がい者福祉事業者をはじめ、保健、医療、福祉、教育に係る関係機関で構成する「羽生市障がい者計画等策定委員会」を設置し、計画内容の協議を行いました。

第7項 SDGsを踏まえた障がい者支援の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年の国連サミットで採択され、基本理念に掲げられている「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。SDGsの17の共通目標には、障がい者に関連の深い目標も含まれています。

本計画においても、SDGsを踏まえ、市民、行政、障がい福祉に関する関係機関等が連携・協力し、地域共生社会の実現に向け取組を推進していきます。

関連するSDGs



第2章 羽生市の障がいのある人の状況

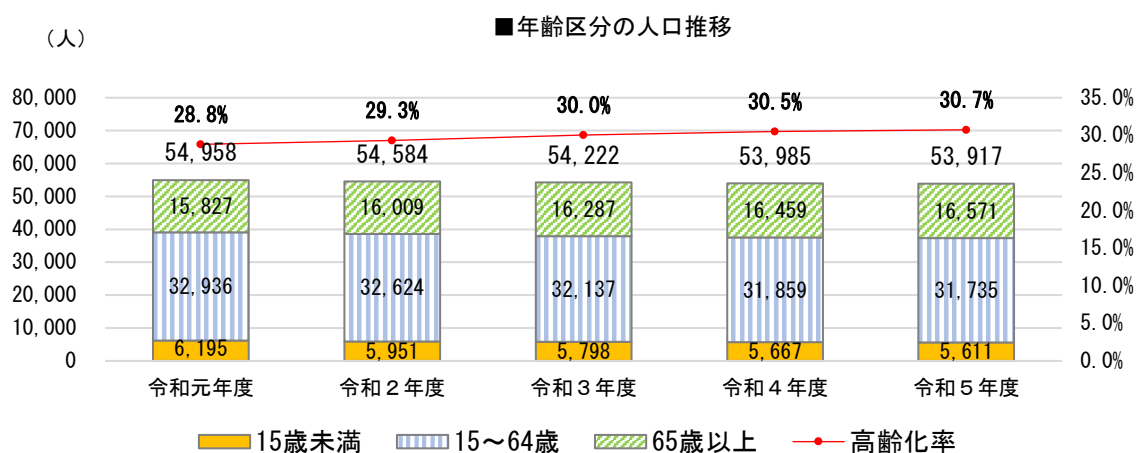
第1項 羽生市の障がい者をめぐる状況

1 人口の推移及び障害者手帳所持者数の推移

本市の人口は、令和5年度で53,917人と、令和元年度の54,958人と比較して1,041人減少となっています。

年齢区分別でみると、令和5年度における人口は、15歳未満が5,611人、15～64歳が31,735人、65歳以上が16,571人となっています。

各年の高齢化率は、令和元年度の28.8%から年々上昇し、令和5年度には30.7%となっています。



(各年度4月1日現在)

本市の障害者手帳所持者の総数は、令和5年度で2,698人と、近年においては増加傾向となっており、内訳としては、身体障害者手帳が1,627人、療育手帳が570人、精神障害者保健福祉手帳が501人となっています。

総人口に対する割合でみると、令和5年度では、身体障害者手帳が3.0%、療育手帳が1.1%、精神障害者保健福祉手帳が0.9%となっています。

■総人口に占める障害者手帳所持者の推移

(単位:人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	54,958	54,584	54,222	53,985	53,917
手帳所持者数総数(延べ)	2,632	2,607	2,613	2,632	2,698
身体障害者手帳	1,716	1,667	1,646	1,624	1,627
総人口に対する割合	3.1%	3.1%	3.0%	3.0%	3.0%
療育手帳	515	524	528	546	570
総人口に対する割合	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%
精神障害者保健福祉手帳	401	416	439	462	501
総人口に対する割合	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%

(各年度4月1日現在)

2 障がいのある人の推移

(1) 総数

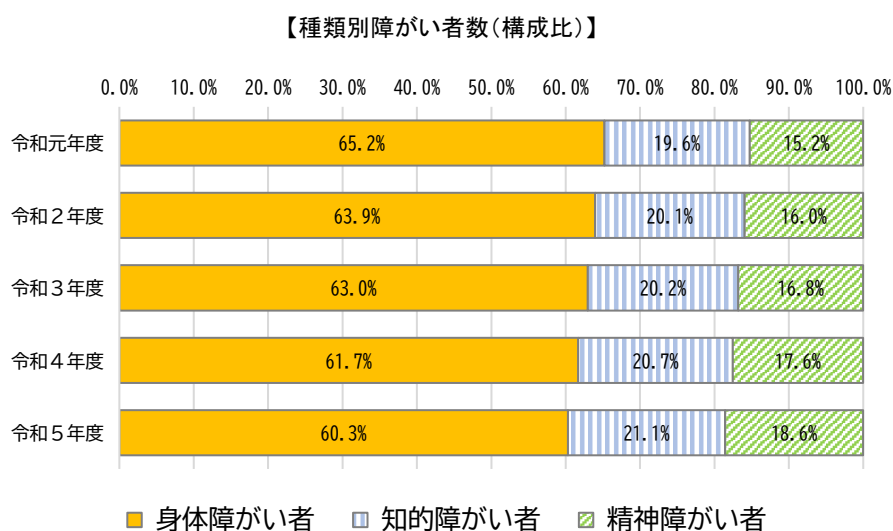
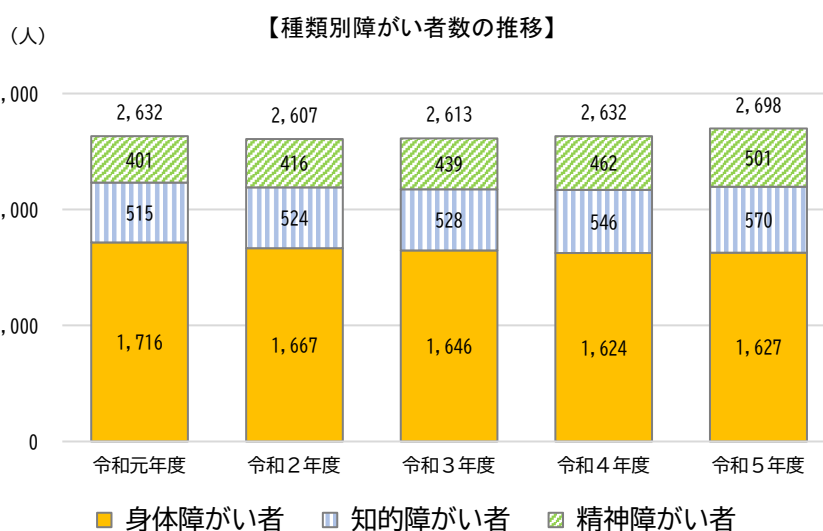
本市の障がい者の数の推移を手帳所持者数で見ると、令和5年度で2,524人と、令和元年度の2,461人と比較して63人の増加となっています。また、障がい児の数の推移を手帳所持者数で見ると、令和5年度で174人と、令和元年度の171人と比較して3人の増加となっています。障がい種類別にみると、身体障がい者の数が最も多くなっていますが減少傾向となっています。知的障がい者、精神障がい者の数は増加傾向となっています。

■障がい者数(種類別)の推移

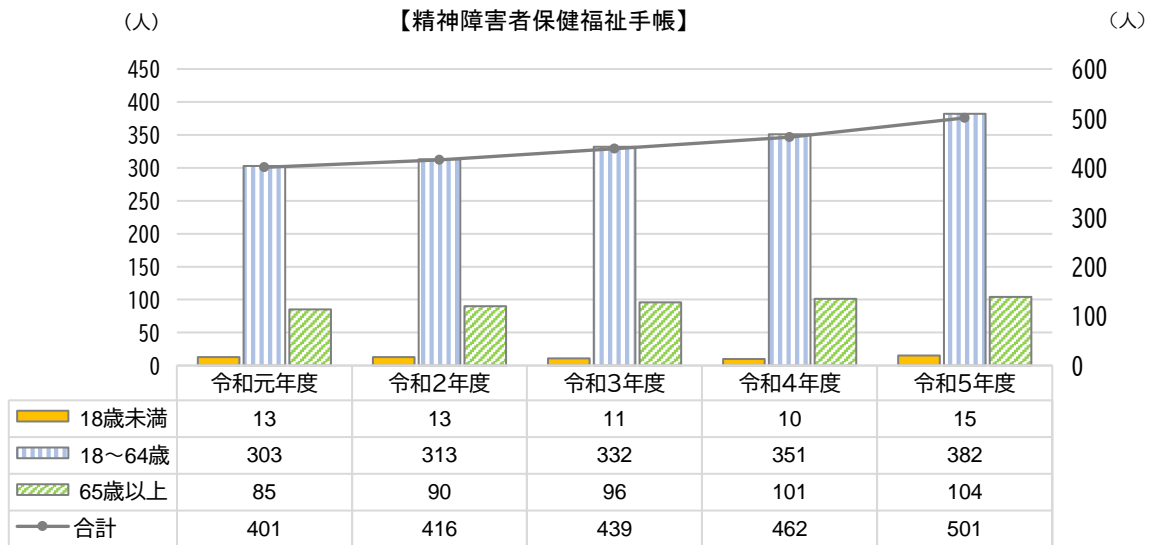
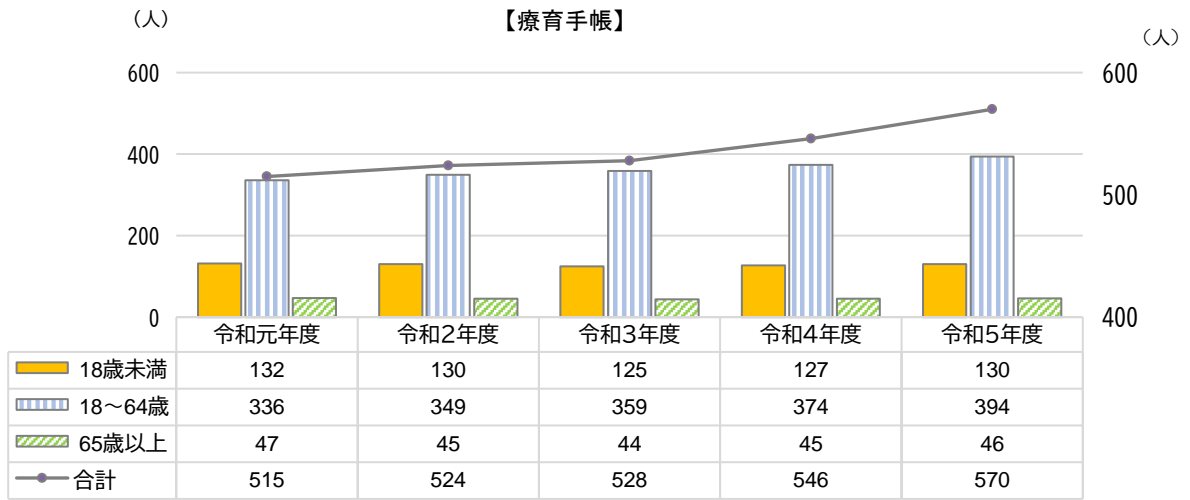
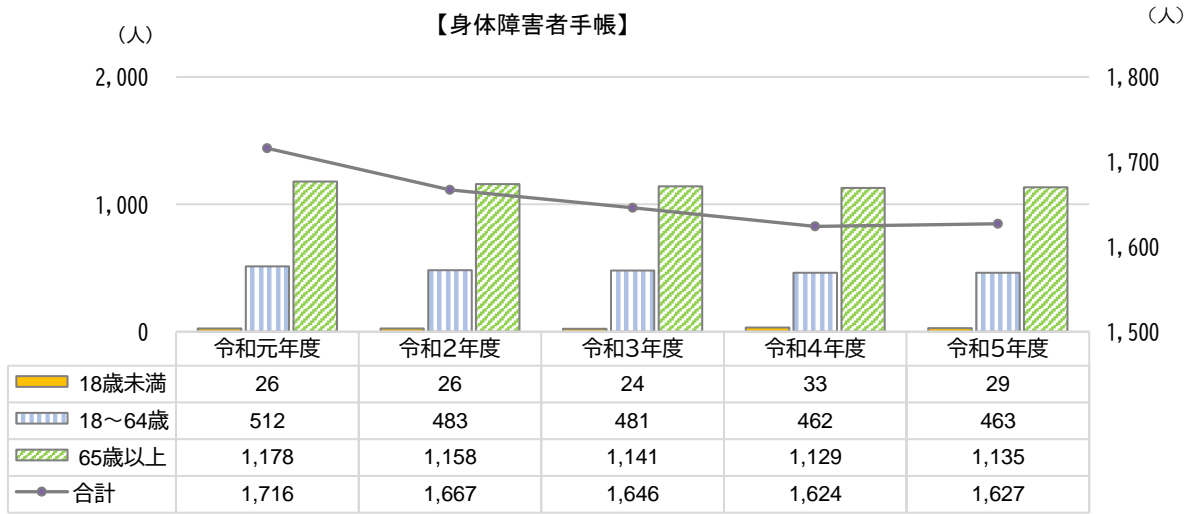
(単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
身体障がい者	1,690	26	1,641	26	1,622	24	1,591	33	1,598	29
知的障がい者	383	132	394	130	403	125	419	127	440	130
精神障がい者	388	13	403	13	428	11	452	10	486	15
合計	2,461	171	2,438	169	2,453	160	2,462	170	2,524	174

(各年度4月1日現在)



■年齢区分別障害者手帳所持者数



(2) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和5年度では1,627人と、令和元年度の1,716人と比較して89人の減少(5.2%減)となっています。令和5年度における等級別の構成比は「1級」が32.9%で最も多く、次いで「4級」が25.1%となっています。また、主たる障がい部位別の構成比をみると「肢体不自由」が50.1%と最も多く、次いで「内部障がい」が34.2%となっています。

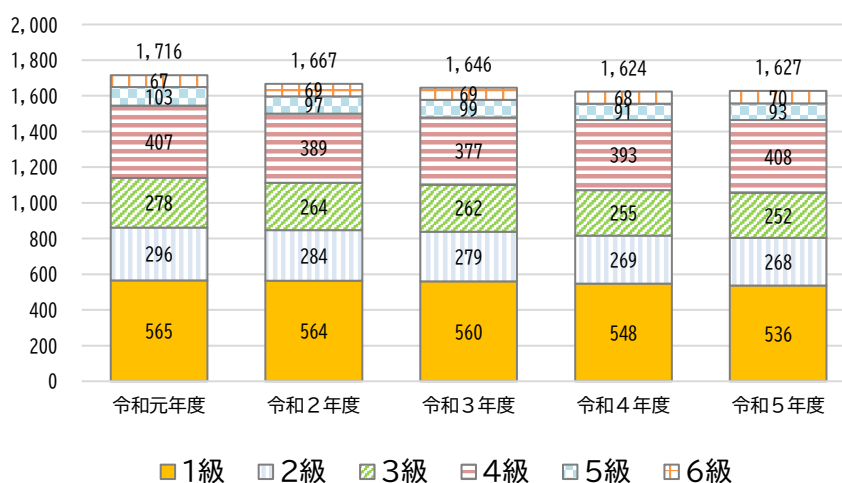
■手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

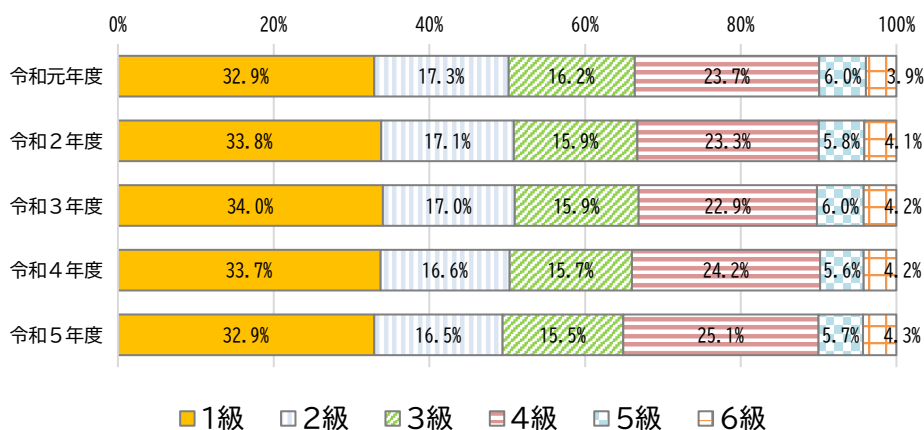
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
1級	554	11	550	14	547	13	531	17	523	13
2級	287	9	277	7	273	6	262	7	260	8
3級	274	4	260	4	258	4	249	6	248	4
4級	406	1	388	1	376	1	391	2	405	3
5級	103	0	97	0	99	0	91	0	93	0
6級	66	1	69	0	69	0	67	1	69	1
合計	1,690	26	1,641	26	1,622	24	1,591	33	1,598	29

(各年度4月1日現在)

【身体障害者手帳所持者数の等級別の推移】



【身体障害者手帳所持者数の等級別構成比】



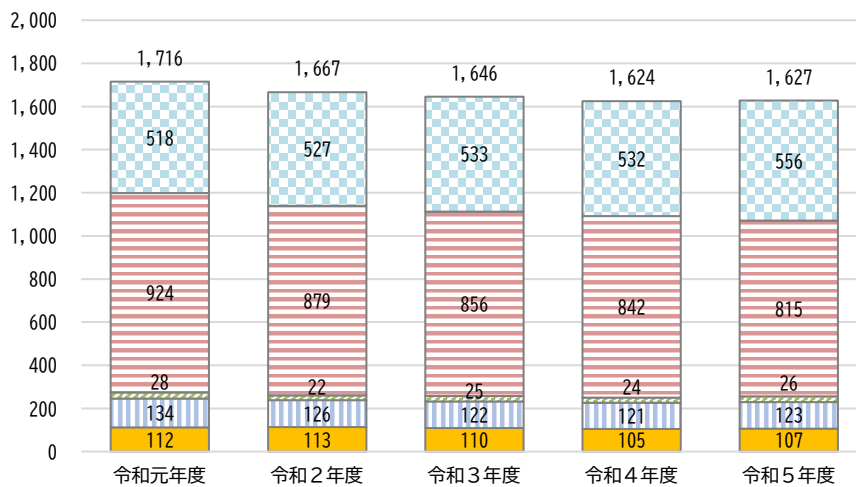
■主たる障がい部位別の推移

(単位：人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
視覚障がい	111	1	112	1	109	1	104	1	106	1
聴覚障がい	130	4	123	3	119	3	118	3	119	4
言語障がい	28	0	22	0	25	0	23	1	26	0
肢体不自由	910	14	863	16	841	15	821	21	796	19
内部障がい	511	7	521	6	528	5	525	7	551	5
合計	1,690	26	1,641	26	1,622	24	1,591	33	1,598	29

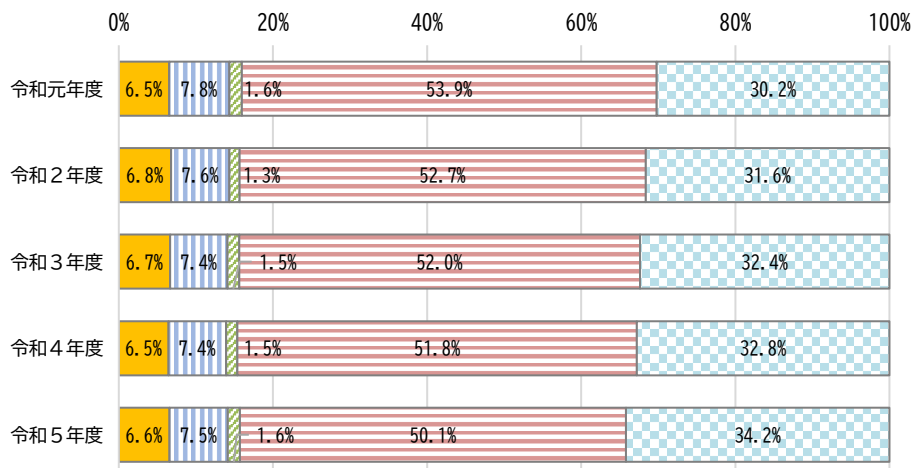
(各年度4月1日現在)

【身体障害者手帳所持者数の障がい部位別の推移】



■視覚障がい ■聴覚障がい ■言語障がい ■肢体不自由 ■内部障がい

【身体障害者手帳所持者数の障がい部位別の構成比】



■視覚障がい ■聴覚障がい ■言語障がい ■肢体不自由 ■内部障がい

(3) 知的障がい者

療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年度では570人と、令和元年度の515人と比較して55人の増加(10.7%増)となっています。令和5年度における等級別構成比でみると「C軽度」が33.5%と最も多く、次いで「B中度」が32.8%となっています。

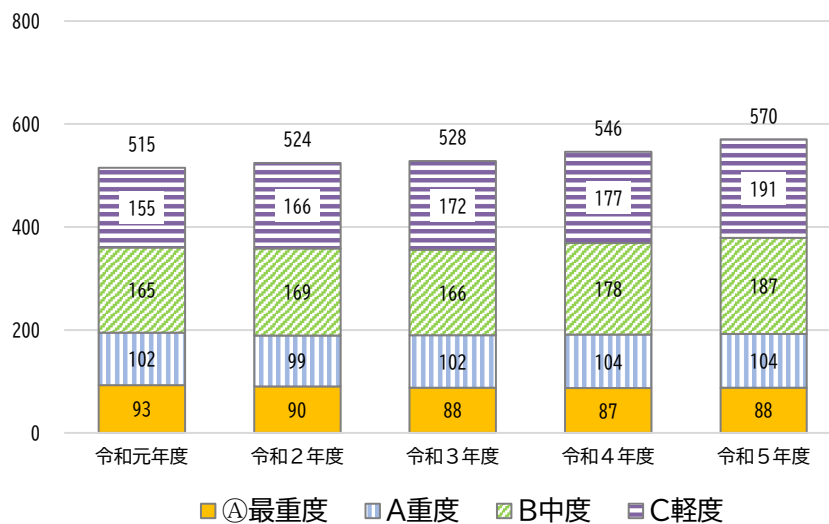
■手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

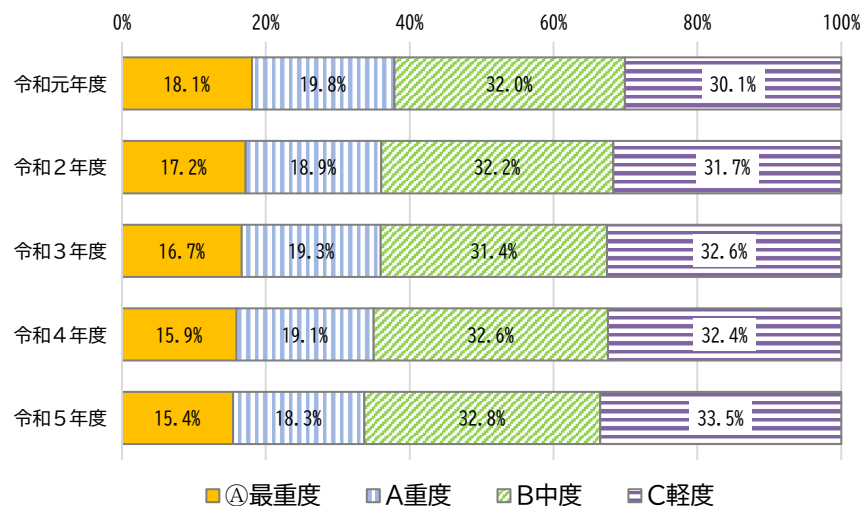
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
①最重度	73	20	72	18	71	17	72	15	76	12
A重度	84	18	82	17	80	22	84	20	86	18
B中度	138	27	146	23	152	14	164	14	169	18
C軽度	88	67	94	72	100	72	99	78	109	82
合計	383	132	394	130	403	125	419	127	440	130

(各年度4月1日現在)

【療育手帳所持者数の等級別の推移】



【療育手帳所持者数の等級別構成比】



(4) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和5年度では501人と、令和元年度の401人と比較して100人の増加(24.9%増)となっています。令和5年度における等級別構成比でみると「2級」が62.4%と最も多くなっています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和5年度では837人と、令和元年度の654人と比較して183人の増加(28.0%増)となっています。

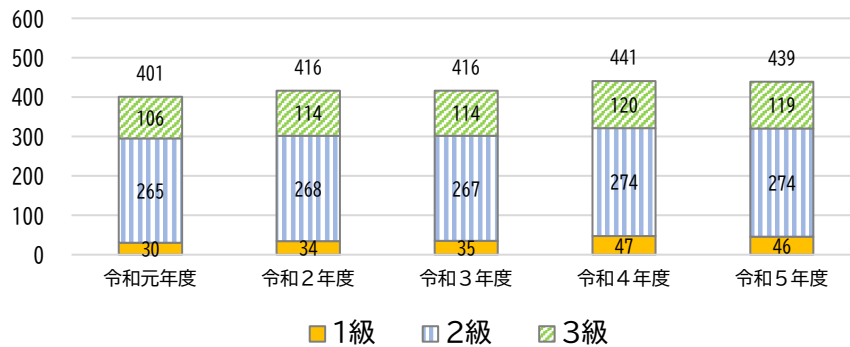
■手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

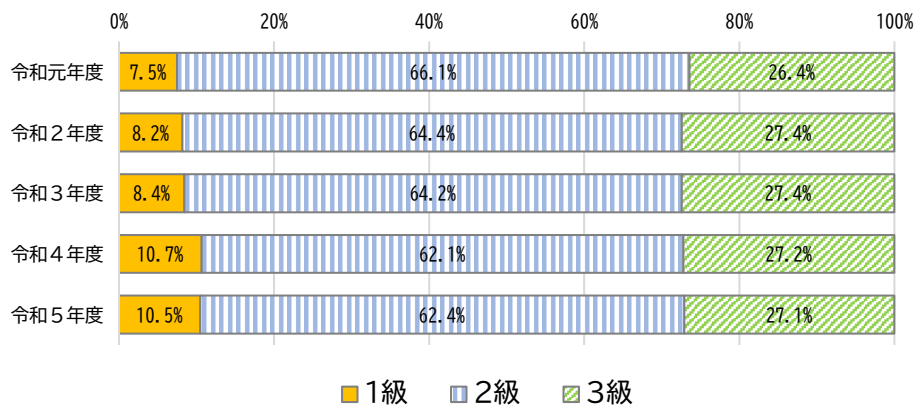
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
1級	29	1	33	2	45	1	38	1	38	1
2級	259	6	262	5	269	5	289	6	318	9
3級	100	6	108	6	114	5	125	3	130	5
合計	388	13	403	13	428	11	452	10	486	15

(各年度4月1日現在)

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別構成比】



■自立支援医療(精神通院医療)受給者

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神通院医療	654	697	805	793	837

(各年度4月1日現在)

(5) 障がいのある児童・生徒の状況

特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移をみると、令和5年度では児童数 102 人、生徒数 40 人となっています。令和元年度の児童数 59 人、生徒数 32 人と比較して児童数が 43 人の増加、生徒数が 8 人の増加となっています。

特別支援学級に在籍する者の障がい別の状況は、「自閉症・情緒障がい」、「知的障がい」がともに 69 人と多くなっています。

また、通級指導教室の在学者の状況をみると、小学校では令和2年度の 47 人から令和3年度の 75 人と 28 人の増加となっており、その後も同様に推移しています。中学校では、令和元年度以降、徐々に増加傾向にあります。

■特別支援学級在籍者数

(単位:人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	学級数	19	21	19	20	24
	児童数	59	67	72	87	102
中学生	学級数	8	9	9	8	10
	生徒数	32	36	39	32	40

(各年度4月1日現在)

■特別支援学級在籍者の障がい別

(単位:人)

	小学校	中学校	合計
視覚障がい	1	0	1
聴覚障がい	0	0	0
言語障がい	0	0	0
肢体不自由	1	2	3
知的障がい	52	17	69
自閉症・情緒障がい	48	21	69
合計	102	40	142

(令和5年4月1日現在)

■通級指導教室の在学者状況

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	19	47	75	76	76
中学校	6	11	14	15	15

(各年度4月1日現在)

3 障がい福祉サービス等提供事業所の状況

障がい福祉サービス等の提供事業所数の推移をみると、令和5年度では87事業所と、令和2年度の78事業所と比較して9事業所増加しています。

障がい児支援に関するサービス等の提供事業所数の推移をみると、令和5年度では17事業所と、令和2年度の13事業所と比較して4事業所増加しています。

地域生活支援事業については、移動支援事業を提供する事業所が1増となっています。

① 障がい福祉サービス等の提供事業所数

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	居宅介護・重度訪問介護	5	5	0
2	同行援護	3	3	0
3	行動援護	2	2	0
4	重度障害者等包括支援	0	0	0
5	生活介護	10	10	0
6	療養介護	0	0	0
7	短期入所	7	7	0
8	自立訓練(機能訓練)	0	0	0
9	自立訓練(生活訓練)	1	0	-1
10	就労移行支援	2	4	2
11	就労継続支援A型	0	0	0
12	就労継続支援B型	9	10	1
13	就労定着支援	0	0	0
14	自立生活援助	0	0	0
15	共同生活援助	24	31	7
16	施設入所支援	8	8	0
17	地域移行支援	4	4	0
18	地域定着支援	4	4	0
19	計画相談支援	7	7	0
合計		78	87	9

(各年度4月1日現在)

② 障がい児支援に関するサービス等の提供事業所数

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	児童発達支援	2	4	2
2	放課後等デイサービス	4	6	2
3	保育所等訪問支援	1	1	0
4	医療型児童発達支援	0	0	0
5	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
6	障がい児相談支援	6	6	0
合計		13	17	4

(各年度4月1日現在)

③ 地域生活支援事業の提供事業所数

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	日中一時支援	4	4	0
2	移動支援	7	8	1
合計		11	12	1

(各年度4月1日現在)

第2項 アンケート調査結果

1 調査概要

(1) 調査目的

本計画を策定するに当たり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査時期

令和5年8月10日～令和5年8月31日

(3) 調査対象

- ・【障がい者】市内に居住する18歳以上の障害者手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療・更生医療）受給者
- ・【障がい児】市内に居住する18歳未満の障害者手帳所持者及びサービス利用者

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

対象者	配付数	回収件数	回収率
障がい者	2,600件	1,145件	44.0%
障がい児	200件	83件	41.5%

(6) 集計上の留意点

- ①グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。
- ②集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ③複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合があります。
- ④回答者が無い場合の設問では一部集計表・グラフを省いています。

2 調査結果

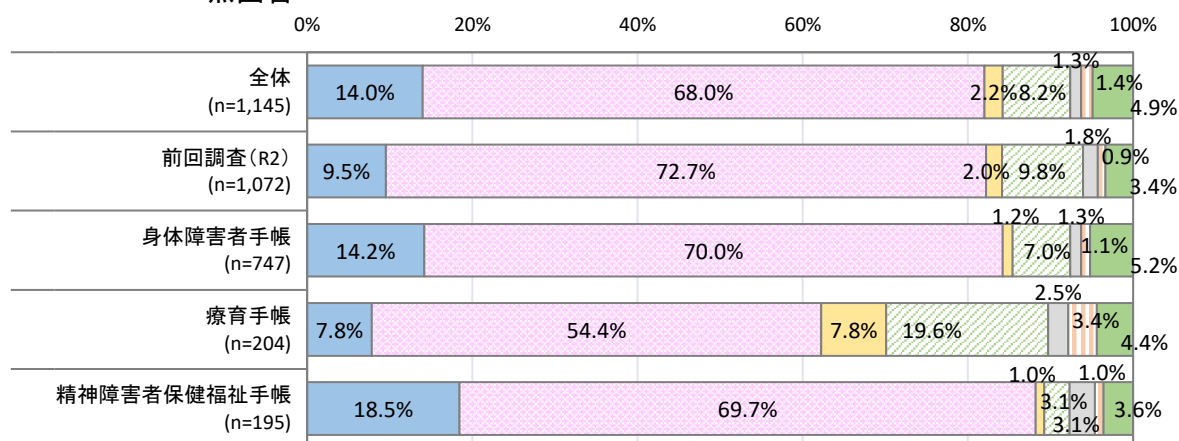
(1) 障がい者を対象とした調査結果（抜粋）

■ご自身について

Q あなたは現在どのように暮らしていますか。(1つに○)

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」68.0%が最も高く、次いで「一人で暮らしている」14.0%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」8.2%となっています。

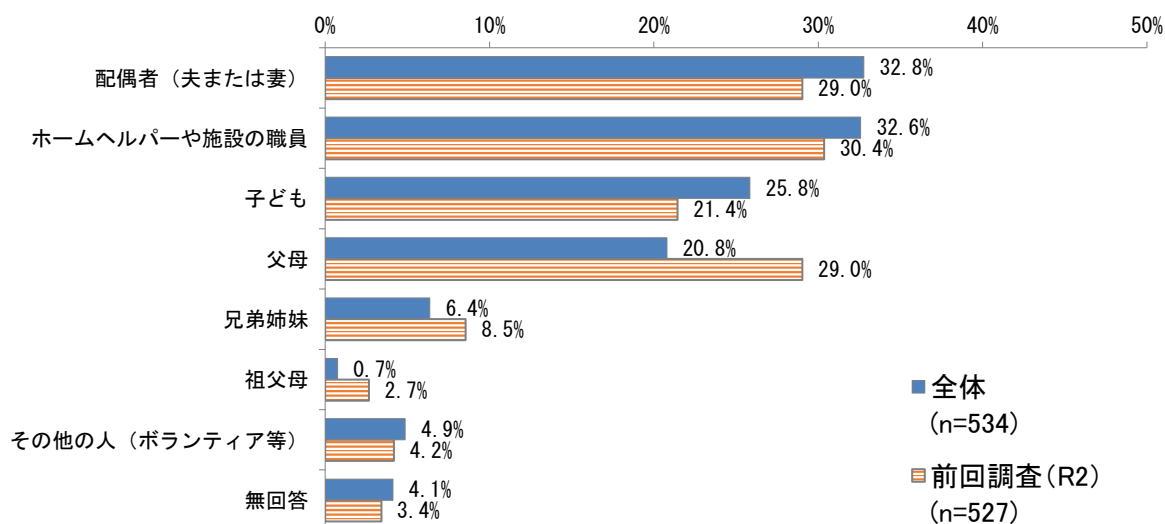
- 一人で暮らしている
- 家族と暮らしている
- グループホームで暮らしている
- 福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている
- 長期間入院している
- その他
- 無回答



■障がいや介助・支援の状況について

Q あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。(いくつでも○)

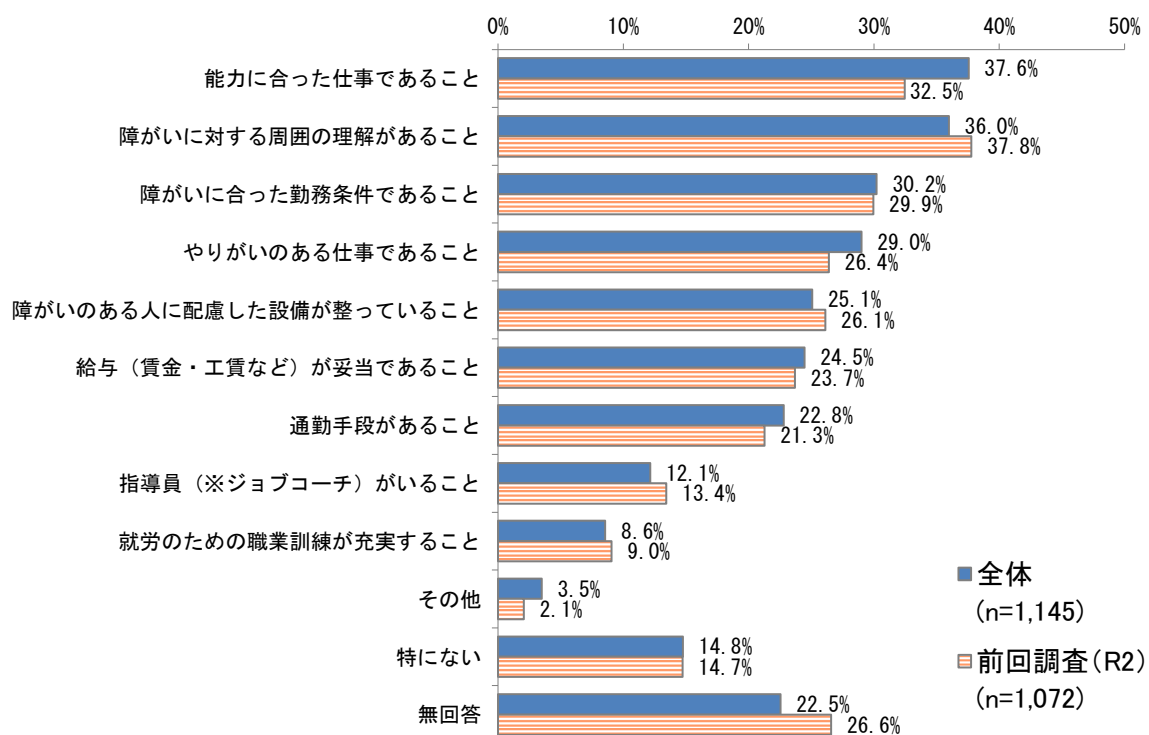
主な介助者については、「配偶者（夫または妻）」32.8%が最も高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」32.6%、「子ども」25.8%となっています。



■日中の過ごし方について

Q あなたは、働くうえでどのようなことが重要だと思いますか。(いくつでも○)

回答では、「能力に合った仕事であること」37.6%が最も高く、次いで「障がいに対する周囲の理解があること」36.0%、「障がいにあった勤務条件であること」30.2%となっています。

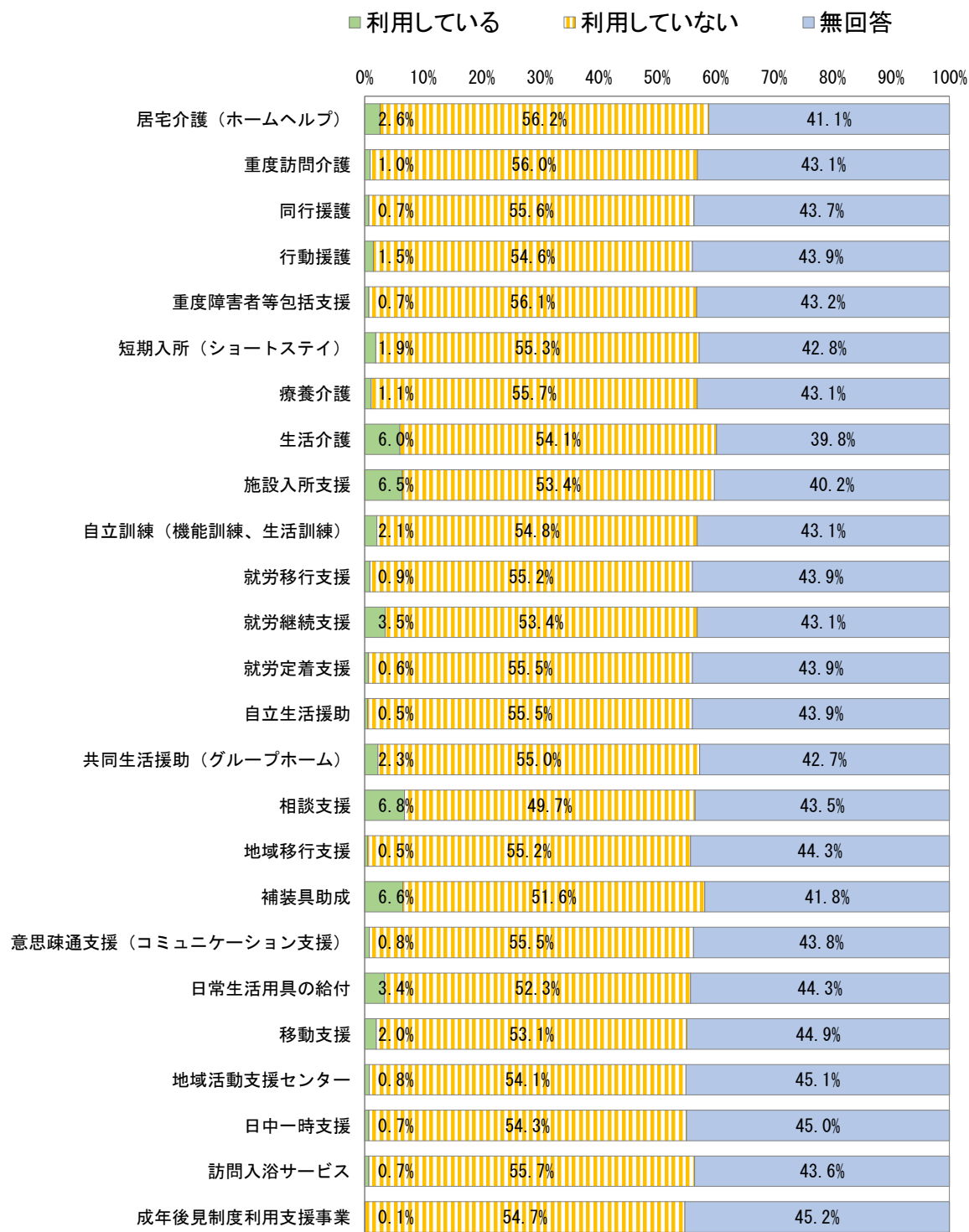


■障がい福祉サービスの利用について

Q あなたは次の障がい福祉サービスを利用していますか。また、利用している場合、今後のサービスの量を増やしたいか、減らしたいかについてをお答えください。（当てはまる箇所に○）

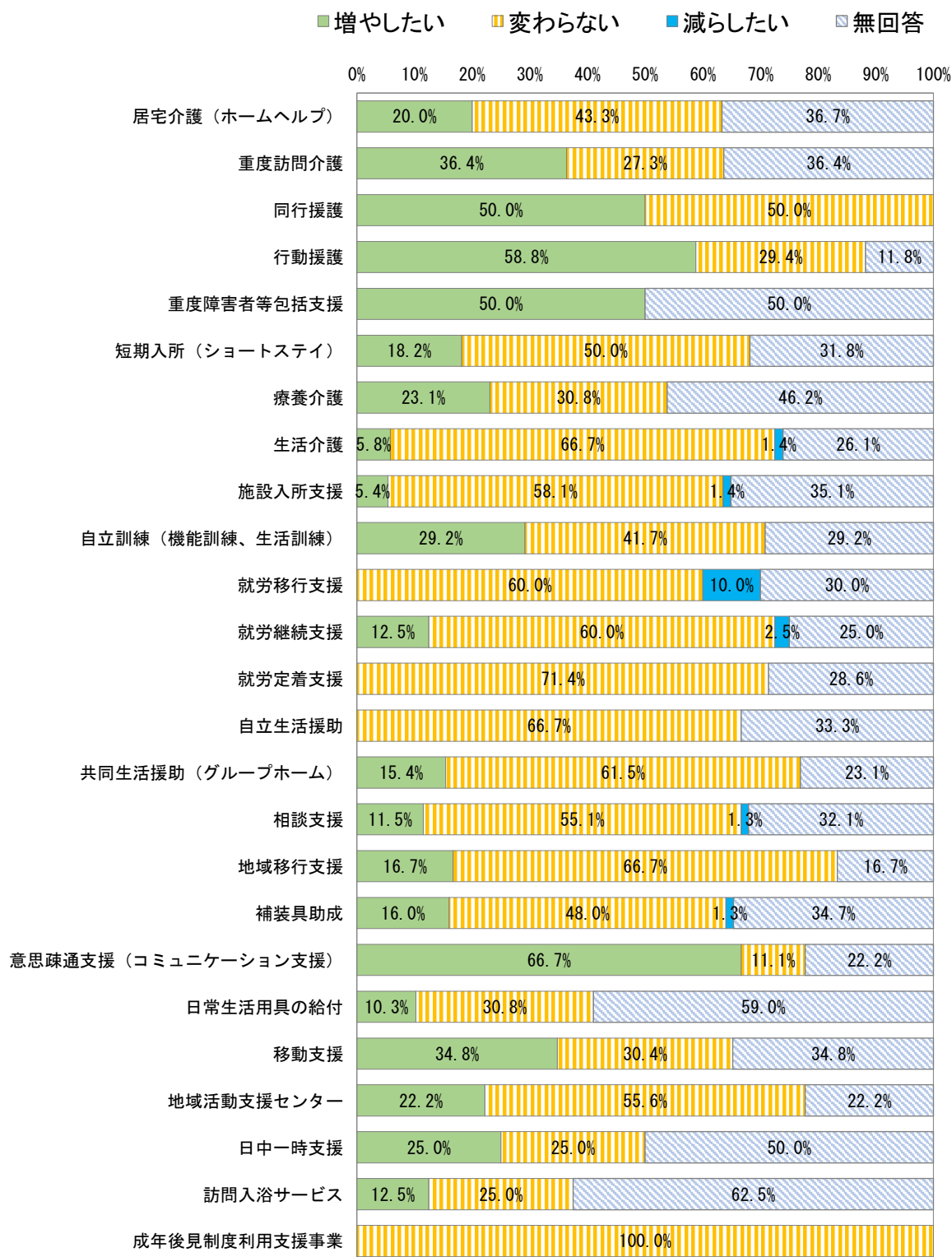
① サービスの利用状況

障がい福祉サービスの利用について、「利用している」サービスは、「相談支援」6.8%が最も高く、次いで「補装具助成」6.6%、「施設入所支援」6.5%、「生活介護」6.0%となっています。



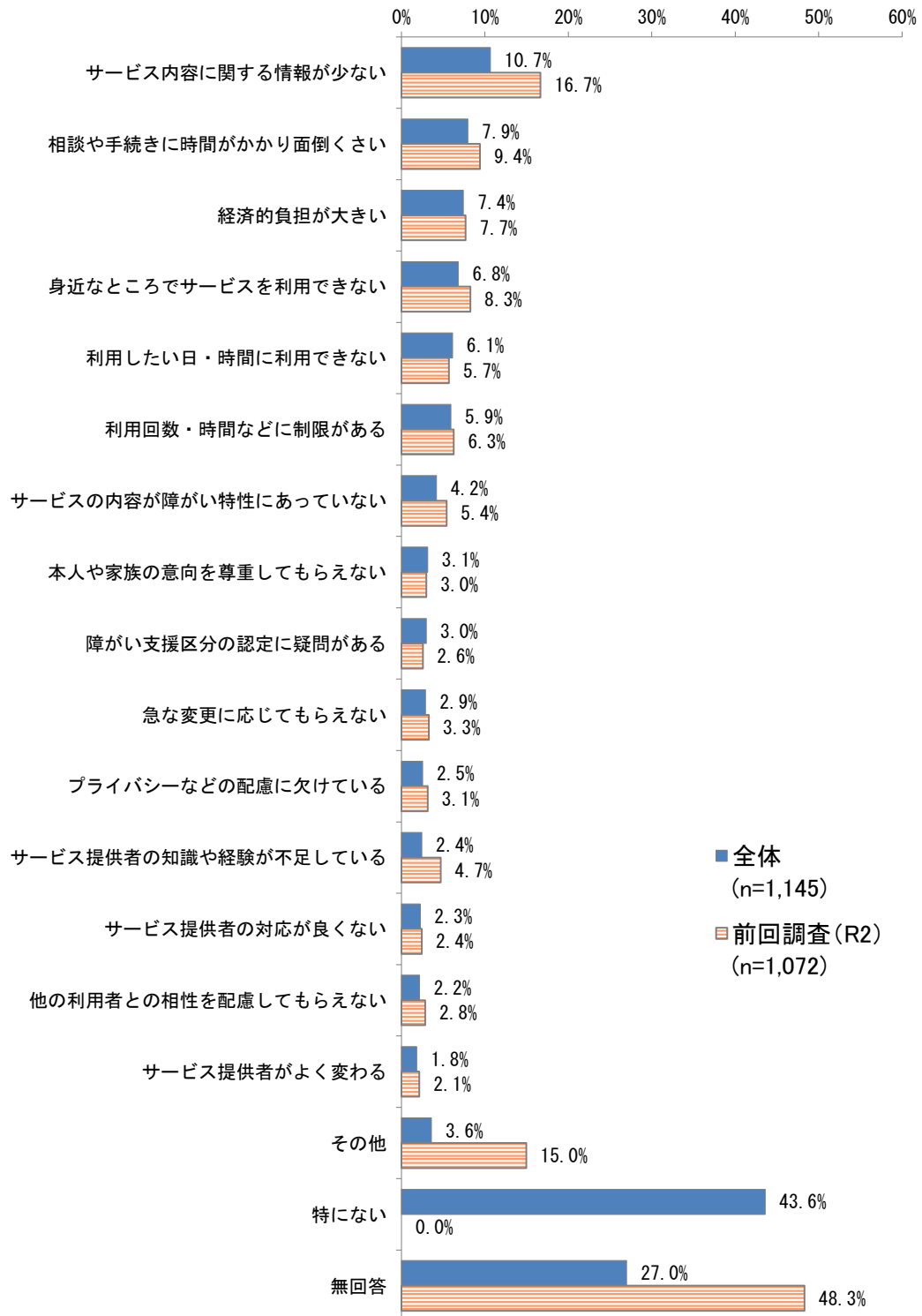
② 今後の利用について

障がい福祉サービスを利用している方を対象に、今後のサービスの使用量をたずねたところ、「増やしたい」サービスは「意思疎通支援（コミュニケーション支援）」66.7%が最も高く、次いで「行動援護」58.8%、「同行援護」、「重度障害者等包括支援」がいずれも50.0%となっています。一方、「減らしたい」サービスは、「就労移行支援」の10.0%が最も高くなっています。



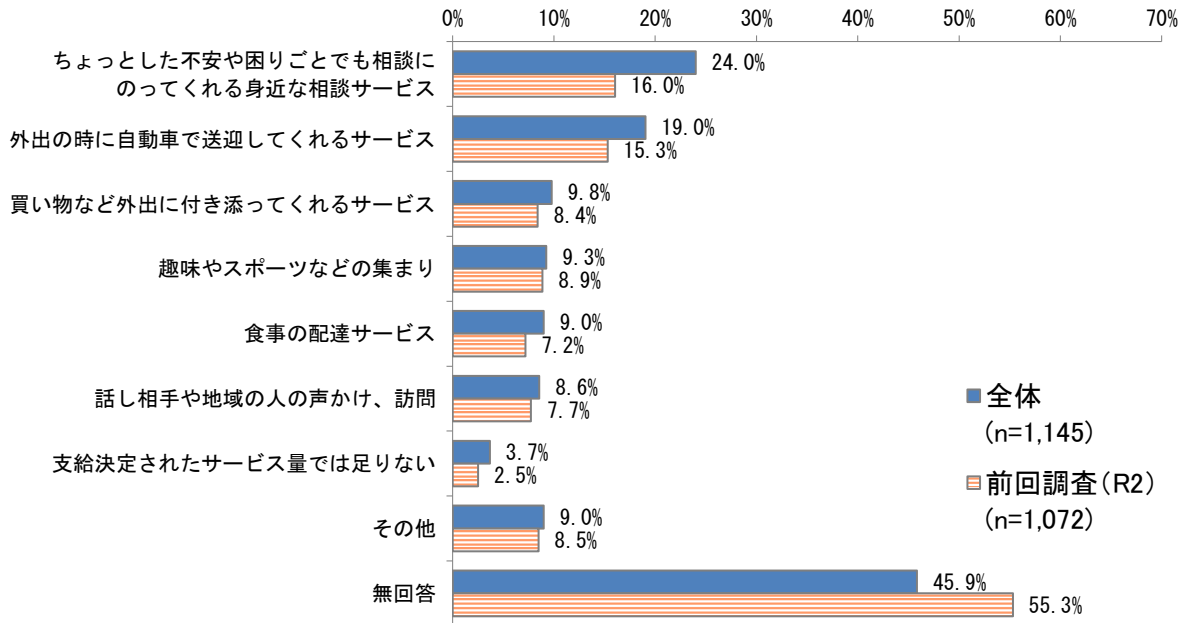
Q 障がい福祉サービスについて不満に思うことがありますか。(いくつでも○)

回答では、「特にない」43.6%が最も高く、次いで「サービス内容に関する情報が少ない」10.7%、「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」7.9%となっています。



Q あなたらしく生活するために、必要な支援がありますか。(いくつでも○)

回答では、「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」24.0%が最も高く、次いで「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」19.0%、「買い物など外出に付き添ってくれるサービス」9.8%となっています。

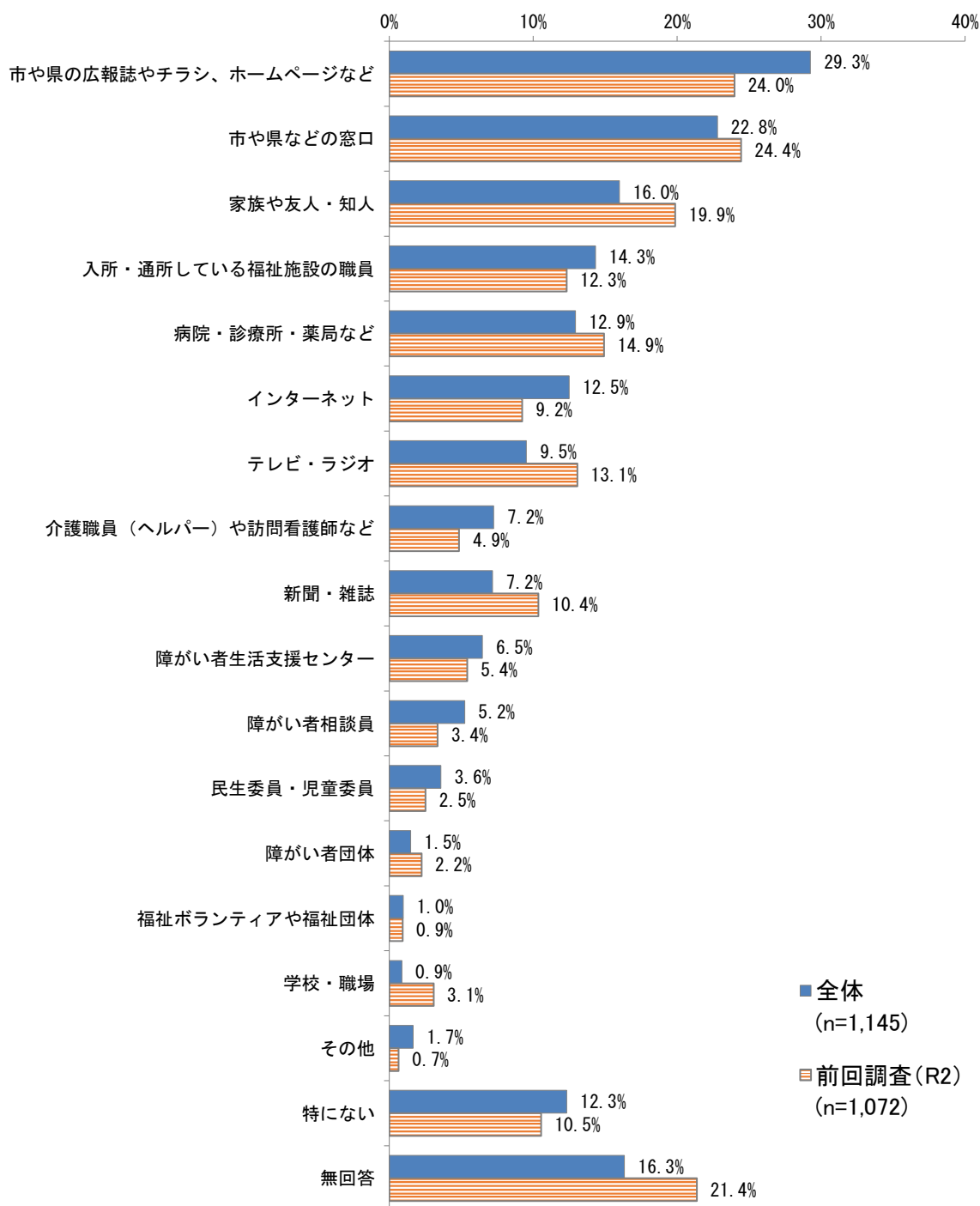


複数回答のため合計は100%にならない 上段: 回答者数 下段: 構成比 ■ 上位1項目		サンプル数	話し相手や地域の人の声かけ、訪問	ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス	趣味やスポーツなどの集まり	食事の配達サービス	外出の時に自動車で送迎してくれるサービス	買い物など外出に付き添ってくれるサービス	支給決定されたサービス量では足りない	その他	無回答								
全体	1,145	98	8.6%	275	24.0%	106	9.3%	103	9.0%	218	19.0%	112	9.8%	42	3.7%	103	9.0%	525	45.9%
前回調査(R2)	1,072	83	7.7%	172	16.0%	95	8.9%	77	7.2%	164	15.3%	90	8.4%	27	2.5%	91	8.5%	593	55.3%
年齢別	18~29歳	80	11.3%	9	23	28.8%	23.8%	19	8	21	26.3%	17	21.3%	3	3.8%	6	7.5%	29	36.3%
	30~39歳	77	9.1%	7	29	37.7%	20.8%	16	3	20	26.0%	7	9.1%	4	5.2%	11	14.3%	20	26.0%
	40~49歳	121	8.3%	10	48	39.7%	13.2%	16	7	24	19.8%	12	9.9%	0	0.0%	11	9.1%	49	40.5%
	50~59歳	139	10.1%	14	45	32.4%	12.2%	17	19	29	20.9%	13	9.4%	9	6.5%	15	10.8%	45	32.4%
	60~69歳	189	4.2%	8	42	22.2%	7.4%	14	16	30	15.9%	18	9.5%	8	4.2%	18	9.5%	84	44.4%
	70歳以上	525	9.5%	50	87	16.6%	4.6%	24	50	94	17.9%	44	8.4%	18	3.4%	41	7.8%	286	54.5%
	無回答	14	0.0%	0	1	7.1%	0.0%	0	0	0	0.0%	1	7.1%	0	0.0%	1	7.1%	12	85.7%
	手帳の種類	身体障害者手帳	747	9.0%	67	146	19.5%	6.2%	66	8.8%	140	18.7%	70	9.4%	28	3.7%	57	7.6%	379
療育手帳		204	7.4%	15	40	19.6%	12.7%	26	21	42	20.6%	28	13.7%	6	2.9%	29	14.2%	91	44.6%
精神障害者保健福祉手帳		195	8.7%	17	73	37.4%	15.9%	31	19	47	24.1%	21	10.8%	8	4.1%	14	7.2%	66	33.8%

■相談や情報について

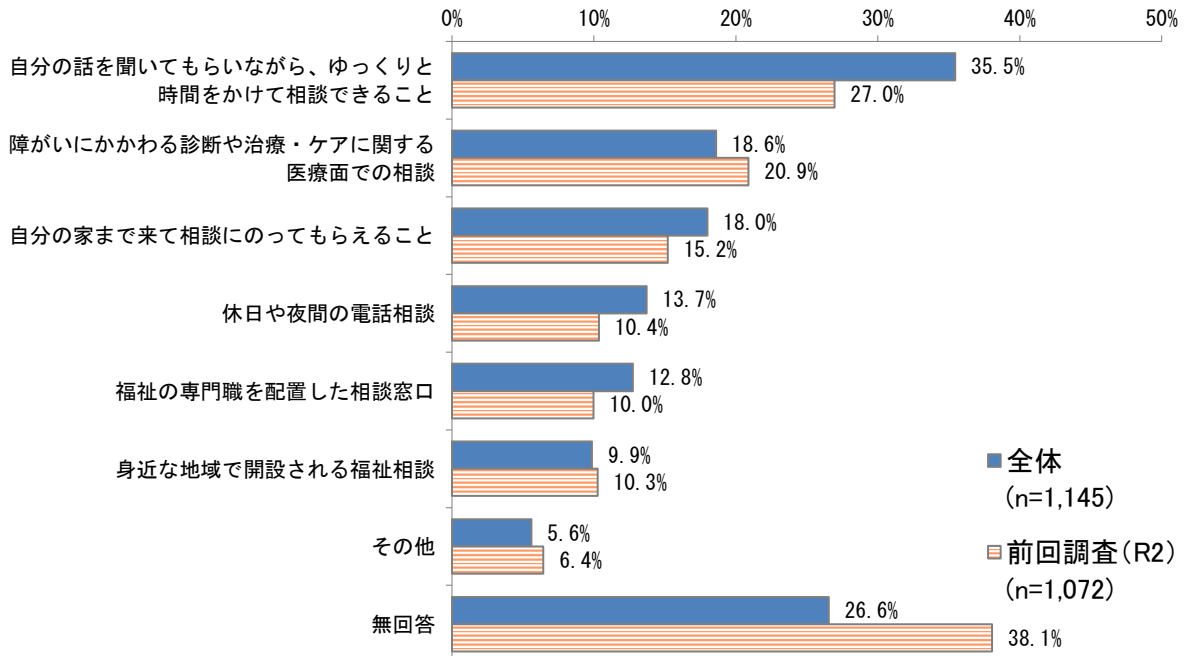
Q 福祉サービスや福祉制度の情報を現在どこから得ていますか。

福祉サービスや福祉制度の情報を現在どこから得ているかについては、「市や県の広報誌やチラシ、ホームページなど」29.3%が最も高く、次いで「市や県などの窓口」22.8%、「家族や友人・知人」16.0%となっています。



Q 今後の相談支援体制について、どのようなことを希望しますか。(いくつでも○)

回答では、「自分の話を聞いてもらいながら、ゆっくりと時間をかけて相談できること」35.5%が最も高く、次いで「障がいにかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」18.6%、「自分の家まで来て相談にのってもらえること」18.0%となっています。

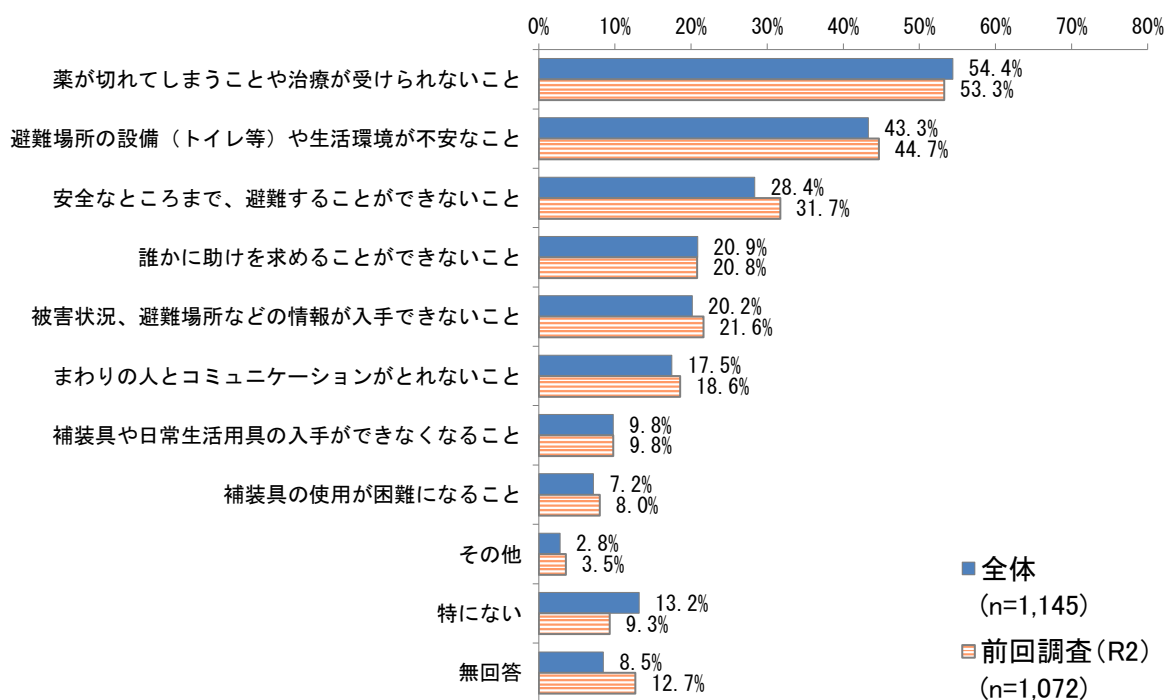


複数回答のため合計は100%にならない 上段:回答者数 下段:構成比 ■ 上位1項目	サンプル数	休日や夜間の電話相談	自分の家まで来て相談に	身近な地域で開設される福祉相談	福祉の専門職を配置した相談窓口	自分の話を聞いてもらいながらゆっくりと時間をかけて相談できること	障がいにかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談	その他	無回答	
全体	1,145	157 13.7%	206 18.0%	113 9.9%	146 12.8%	406 35.5%	213 18.6%	64 5.6%	304 26.6%	
前回調査 (R2)	1,072	111 10.4%	163 15.2%	110 10.3%	107 10.0%	289 27.0%	224 20.9%	69 6.4%	408 38.1%	
年齢別	18~29歳	80 7.5%	8 10.0%	10 12.5%	23 28.8%	38 47.5%	17 21.3%	5 6.3%	20 25.0%	
	30~39歳	77 20.8%	16 10.4%	8 7.8%	6 14.3%	11 46.8%	36 18.2%	14 7.8%	13 16.9%	
	40~49歳	121 19.0%	23 14.0%	17 7.4%	9 12.4%	15 47.1%	57 16.5%	20 7.4%	26 21.5%	
	50~59歳	139 21.6%	30 15.1%	21 11.5%	16 13.7%	19 41.0%	57 17.3%	24 7.2%	10 19.4%	
	60~69歳	189 12.7%	24 15.9%	30 11.6%	22 13.2%	25 28.6%	54 17.5%	33 4.8%	9 23.3%	44 31.4%
	70歳以上	525 10.9%	57 23.2%	122 9.3%	49 10.1%	53 30.9%	162 20.0%	105 4.6%	24 6.2%	165 31.4%
	無回答	14 7.1%	1 0.0%	0 7.1%	1 0.0%	0 14.3%	2 0.0%	0 7.1%	1 64.3%	9 24.6%
手帳の種類	身体障害者手帳	747 12.3%	92 20.3%	152 10.4%	78 11.8%	88 29.0%	217 20.7%	155 5.1%	38 28.4%	
	療育手帳	204 9.3%	19 9.3%	19 9.8%	20 14.2%	29 39.7%	81 16.2%	33 7.4%	15 28.9%	
	精神障害者保健福祉手帳	195 19.0%	37 17.4%	34 12.3%	24 15.9%	31 41.5%	81 16.9%	33 6.2%	12 24.6%	

■災害時の避難等について

Q 台風や地震などの災害が起きた時、困ると思うことは何ですか。(いくつでも○)

回答では、「薬が切れてしまうことや治療が受けられないこと」54.4%が最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安なこと」43.3%、「安全なところまで、避難することができないこと」28.4%となっています。



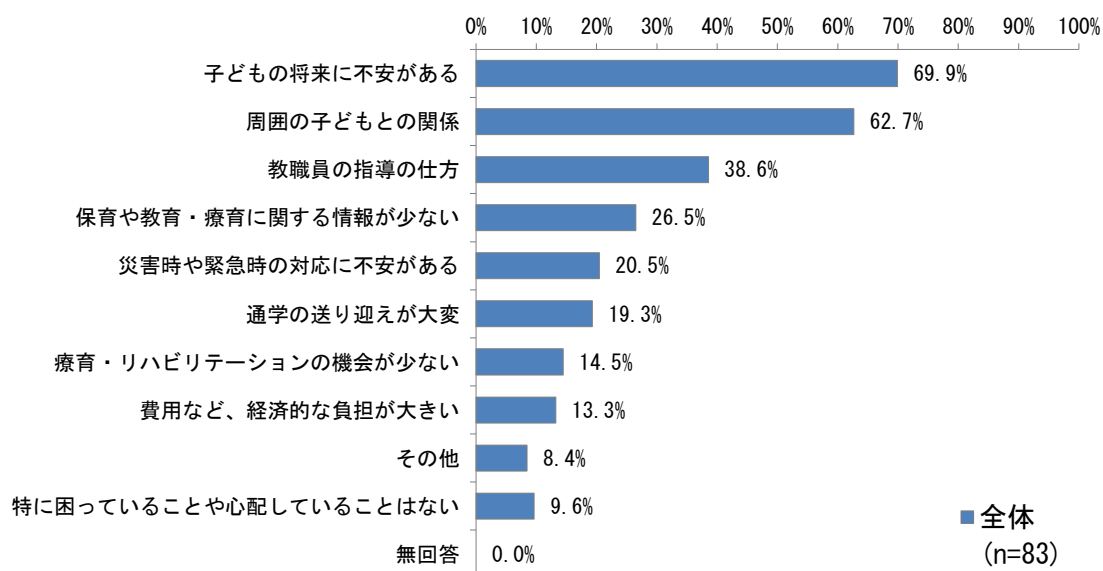
複数回答のため 合計は100%に ならない		サンプル数	困ると思うこと										
上段:回答者数	下段:構成比		薬が切れてしまうことや治療が受けられないこと	補装具の使用が困難になること	補装具や日常生活用具の入手ができなくなること	誰かに助けを求めることができないこと	安全なところまで、避難することができないこと	被害状況、避難場所などの情報が入手できないこと	まわりの人とコミュニケーションがとれないこと	避難場所の設備が不安なこと	その他	特にない	無回答
全体	1,145	623	82	112	239	325	231	200	496	32	151	97	
	-	54.4%	7.2%	9.8%	20.9%	28.4%	20.2%	17.5%	43.3%	2.8%	13.2%	8.5%	
前回調査(R2)	1,072	571	86	105	223	340	232	199	479	38	100	136	
	-	53.3%	8.0%	9.8%	20.8%	31.7%	21.6%	18.6%	44.7%	3.5%	9.3%	12.7%	
年齢別	18～29歳	80	34	3	4	30	28	19	39	35	5	10	2
		-	42.5%	3.8%	5.0%	37.5%	35.0%	23.8%	48.8%	43.8%	6.3%	12.5%	2.5%
	30～39歳	77	38	0	1	22	10	13	31	27	2	18	1
		-	49.4%	0.0%	1.3%	28.6%	13.0%	16.9%	40.3%	35.1%	2.6%	23.4%	1.3%
	40～49歳	121	80	8	10	24	25	18	27	51	5	10	8
		-	66.1%	6.6%	8.3%	19.8%	20.7%	14.9%	22.3%	42.1%	4.1%	8.3%	6.6%
	50～59歳	139	86	9	17	33	41	39	29	69	5	20	5
		-	61.9%	6.5%	12.2%	23.7%	29.5%	28.1%	20.9%	49.6%	3.6%	14.4%	3.6%
60～69歳	189	100	18	21	22	46	33	17	81	4	29	14	
	-	52.9%	9.5%	11.1%	11.6%	24.3%	17.5%	9.0%	42.9%	2.1%	15.3%	7.4%	
70歳以上	525	278	44	59	107	172	109	57	230	10	62	63	
	-	53.0%	8.4%	11.2%	20.4%	32.8%	20.8%	10.9%	43.8%	1.9%	11.8%	12.0%	
無回答	14	7	0	0	1	3	0	0	3	1	2	4	
	-	50.0%	0.0%	0.0%	7.1%	21.4%	0.0%	0.0%	21.4%	7.1%	14.3%	28.6%	
手帳の種類	身体障害者手帳	747	398	74	92	135	234	148	88	330	16	97	71
		-	53.3%	9.9%	12.3%	18.1%	31.3%	19.8%	11.8%	44.2%	2.1%	13.0%	9.5%
	療育手帳	204	82	12	15	58	72	56	67	77	6	32	23
	-	40.2%	5.9%	7.4%	28.4%	35.3%	27.5%	32.8%	37.7%	2.9%	15.7%	11.3%	
精神障害者保健福祉手帳	195	129	4	11	42	39	37	50	81	7	19	17	
	-	66.2%	2.1%	5.6%	21.5%	20.0%	19.0%	25.6%	41.5%	3.6%	9.7%	8.7%	

(2) 障がい児を対象とした調査結果（抜粋）

■お子さまについて

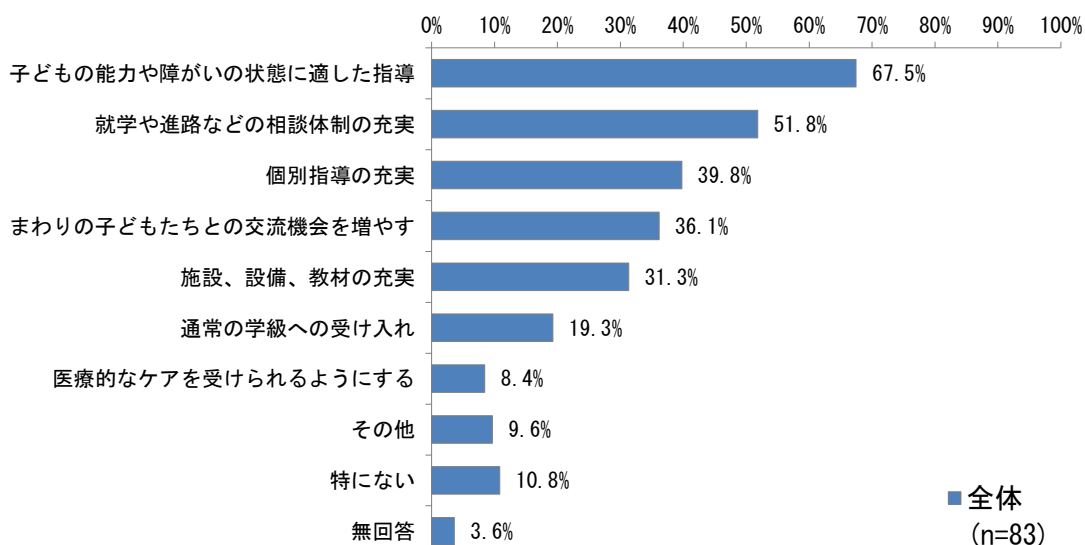
Q 学校や教育について、困っていることや心配していることはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

回答では、「子どもの将来に不安がある」69.9%が最も高く、次いで「周囲の子どもとの関係」62.7%、「教職員の指導の仕方」38.6%となっています。



Q 保育所・園、認定こども園、幼稚園、学校に望むことは、どんなことですか。
（あてはまるものすべてに○）

回答では、「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」67.5%が最も高く、次いで「就学や進路などの相談体制の充実」51.8%、「個別指導の充実」39.8%となっています。

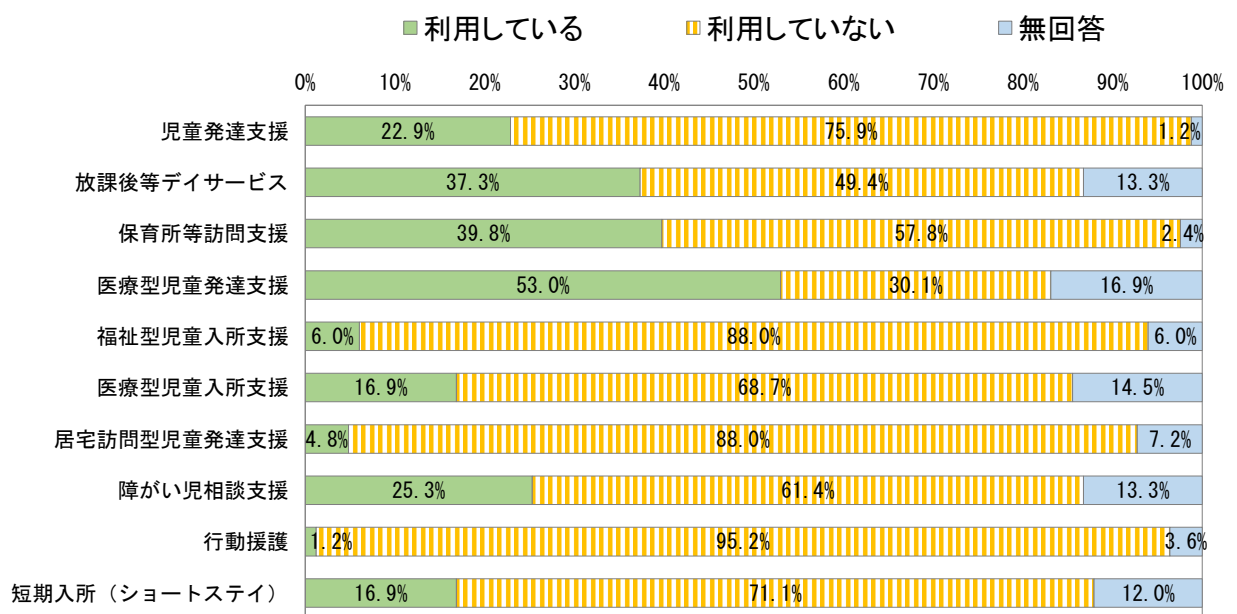


Q お子さまは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください)

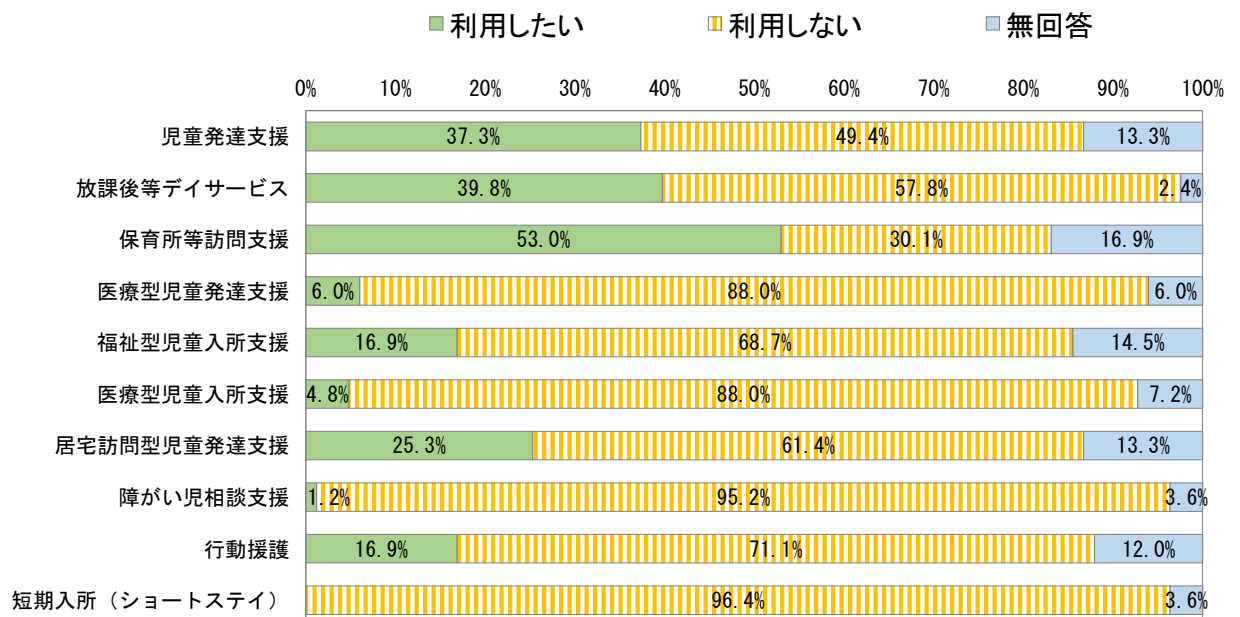
現在利用している障がい福祉サービス等についての回答では、「医療型児童発達支援」53.0%が最も高く、次いで「保育所等訪問支援」39.8%、「放課後等デイサービス」37.3%となっています。

今後の利用について、「利用したい」と回答した割合は、「保育所等訪問支援」53.0%が最も高く、次いで「放課後等デイサービス」39.8%、「児童発達支援」37.3%となっています。

①現在の利用状況



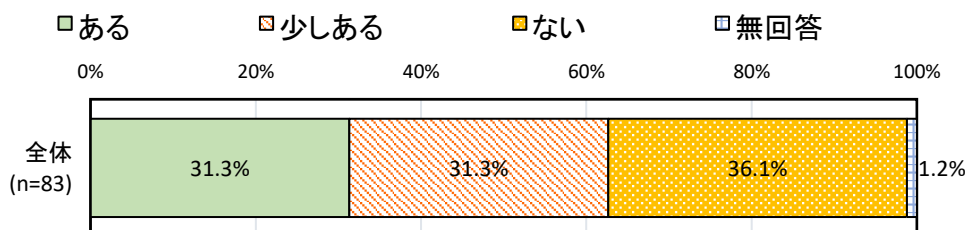
②今後の利用について



■権利擁護について

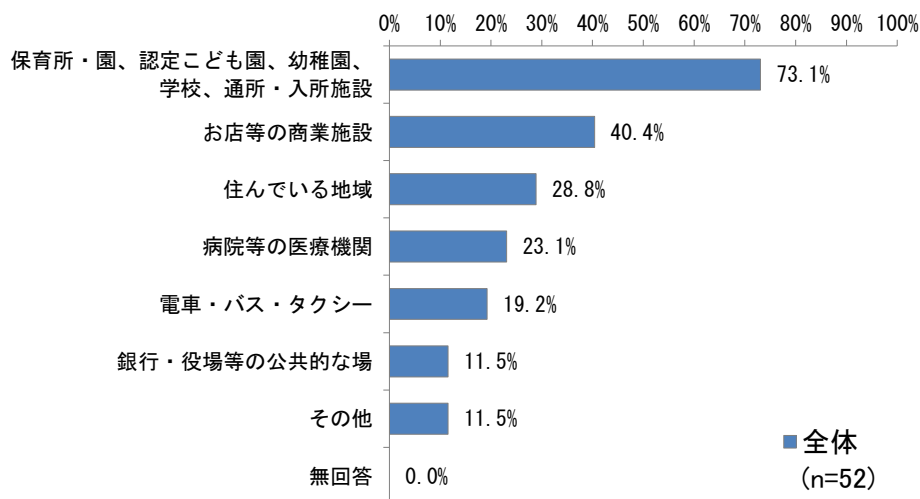
Q お子さまは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。
(○は1つだけ)

回答では、「ない」36.1%が最も高く、次いで「ある」、「少しある」がいずれも31.3%となっています。



【上記Qで「1. ある」又は「2. 少しある」と回答された方】
Q どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

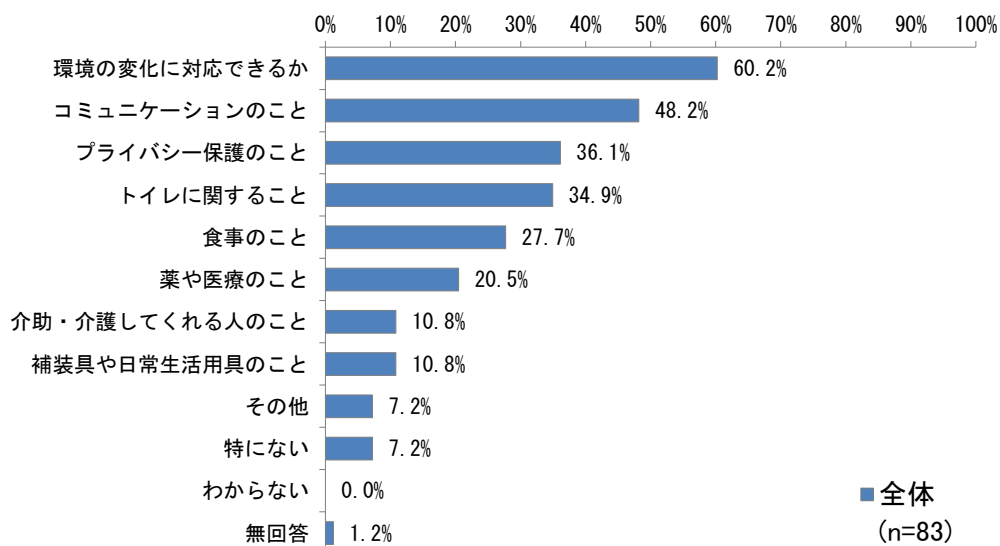
回答では、「保育所・園、認定こども園、幼稚園、学校、通所・入所施設」73.1%が最も高く、次いで「お店等の商業施設」40.4%、「住んでいる地域」28.8%となっています。



■地域防災について

Q 災害時に、避難所で困ると思われることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

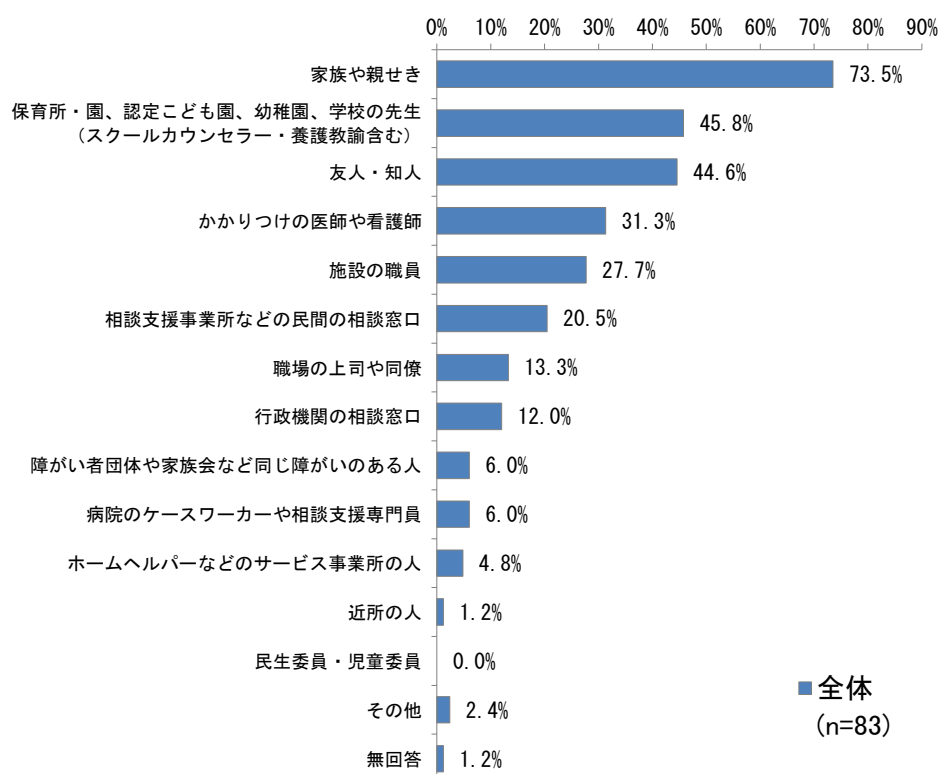
回答では、「環境の変化に対応できるか」60.2%が最も高く、次いで「コミュニケーションのこと」48.2%、「プライバシー保護のこと」36.1%となっています。



■相談相手について

Q 日常生活における悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

回答では、「家族や親せき」73.5%が最も高く、次いで「保育所・園、認定こども園、幼稚園、学校の先生（スクールカウンセラー・養護教諭含む）」45.8%、「友人・知人」44.6%となっています。



第3項 事業者ヒアリングによる意向の把握

1 調査概要

(1) 調査目的

本計画策定に向けて、市内の障がい福祉サービス事業者を対象にヒアリングシートによる聞き取り調査を行い、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向などを把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とします。

(2) 調査時期

令和5年8月10日～令和5年8月31日

(3) 調査対象事業者及び回答事業者数

調査対象事業者	23 法人
回答事業者数	19 法人 (24 事業所)

※市内に事業所を有する事業者（23 法人）に対し、ヒアリングシートを送付しましたが、事業所別に回答をいただいた事業者がありました。そのため、グラフ中の「n=」は回答事業所数（24 事業所）を示しています。

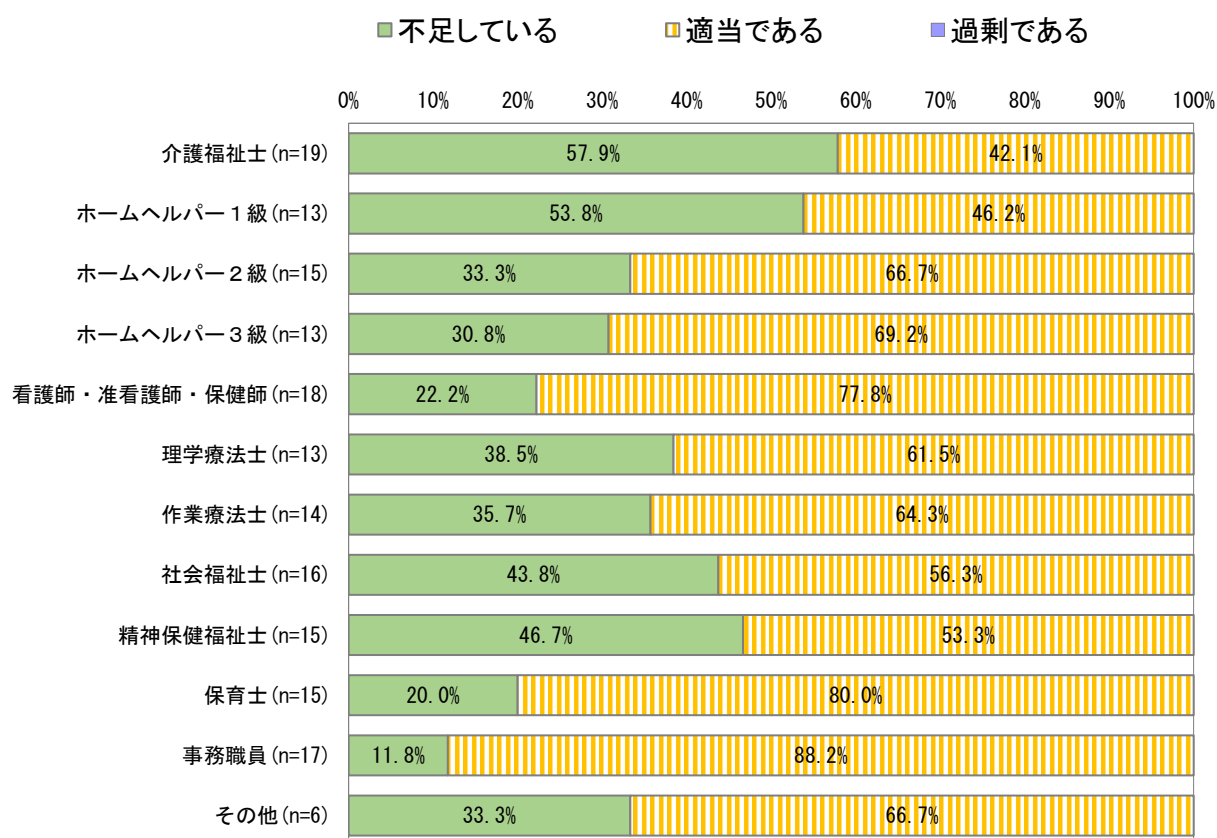
(4) 調査方法

郵送による配布・回収

2 調査結果（抜粋）

Q 貴事業所の職員の過不足状況を伺います。職種ごとにお答えください。（各1つに○）

職員の過不足状況については、不足していると回答した割合が高い職種は「介護福祉士」57.9%が最も高く、次いで「ホームヘルパー1級」53.8%、「精神保健福祉士」46.7%となっています。一方、適当であると回答した割合が高いのは、「事務職員」88.2%が最も高く、次いで「保育士」80.0%、「看護師・准看護師・保健師」77.8%となっています。

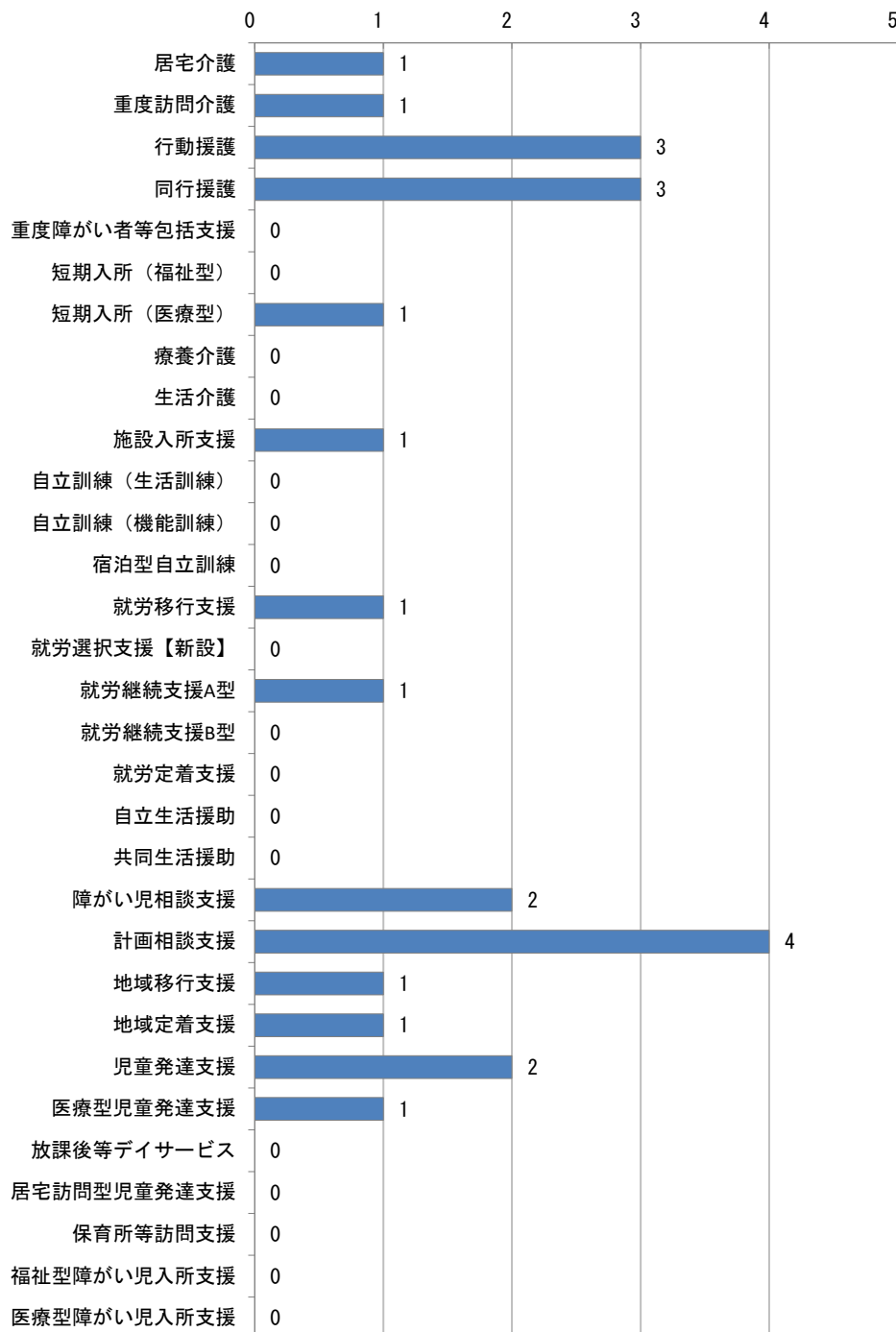


※無回答は除く

Q 羽生市で不足しているサービスを伺います。(いくつでも○)

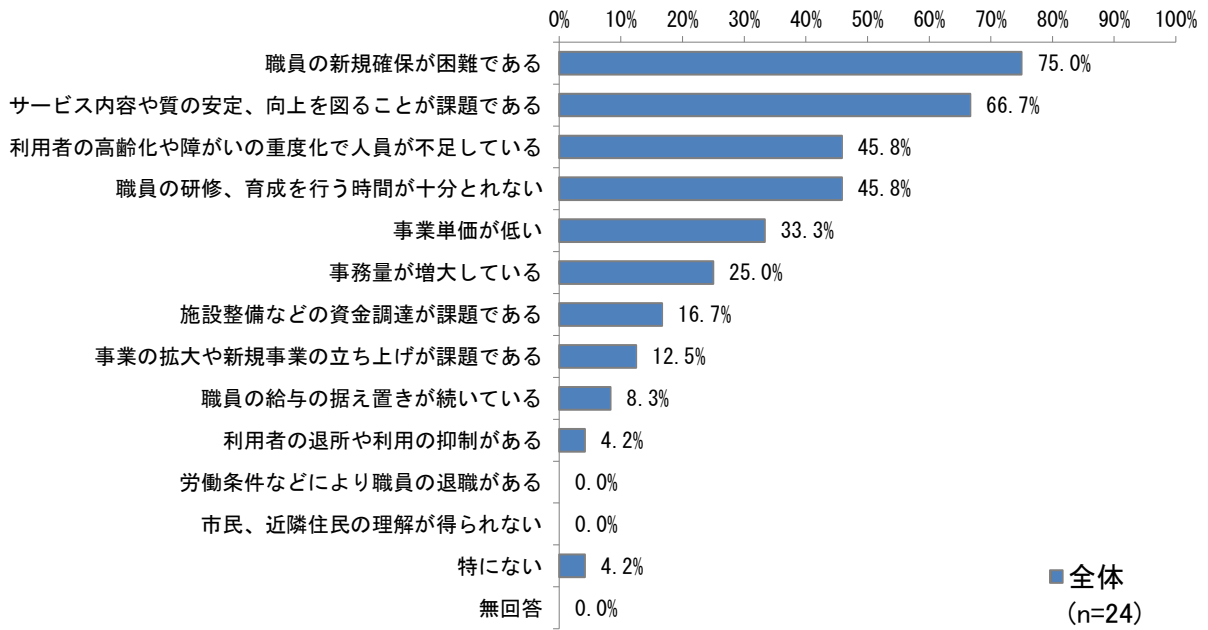
羽生市で不足しているサービスについては、「計画相談支援」が4件と最も高く、次いで「行動援護」、「同行援護」がいずれも3件、「障がい児相談支援」、「児童発達支援」がいずれも2件、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「短期入所（医療型）」、「施設入所支援」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「地域移行支援」、「地域定着支援」、「医療型児童発達支援」がいずれも1件となっています。

羽生市で不足しているサービス



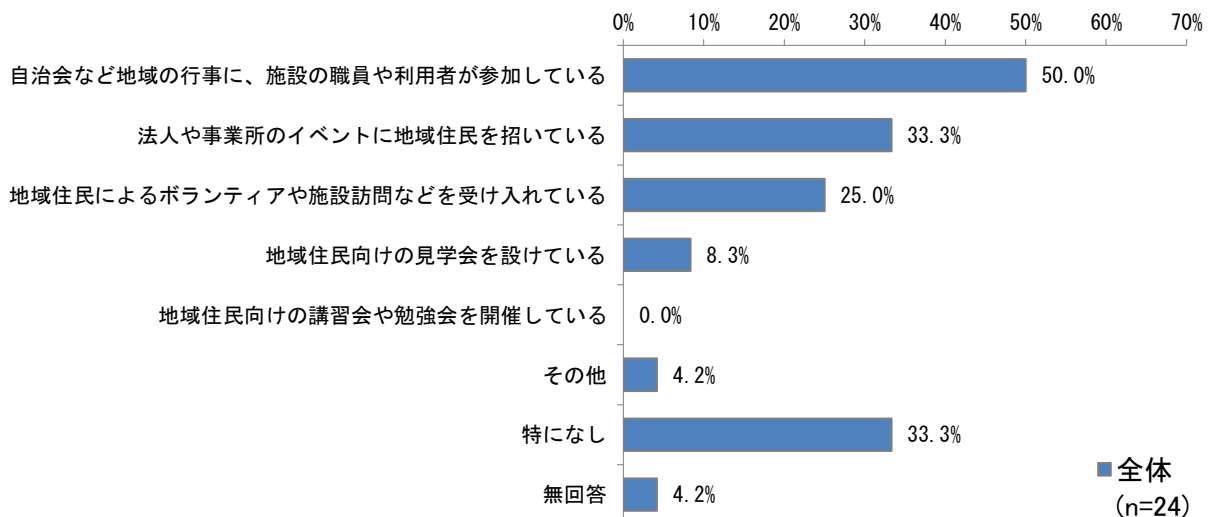
Q 貴事業所で課題となっていることを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

事業所での課題については、「職員の新規確保が困難である」75.0%が最も高く、次いで「サービス内容や質の安定、向上を図ることが課題である」66.7%、「利用者の高齢化や障がいの重度化で人員が不足している」、「職員の研修、育成を行う時間が十分とれない」がいずれも45.8%となっています。



Q 貴事業所の職員や利用者が、地域の住民と交流する機会がありますか。(あてはまるものすべてに○)

職員や利用者が、地域の住民と交流する機会があるかについては、「自治会など地域の行事に、施設の職員や利用者が参加している」50.0%が最も高く、次いで「法人や事業所のイベントに地域住民を招いている」、「地域住民によるボランティアや施設訪問などを受け入れている」、「地域住民向けの見学会を設けている」がいずれも33.3%となっています。



第3章 計画の基本理念と体系

第1項 基本理念

本市は、「第6次羽生市総合振興計画」において、「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」を将来都市像に掲げ、市民が参画し、市民協働によるまちづくりを推進しています。

この将来都市像を実現するためには、障がいのあるなしに関わらず、すべての市民がお互いにそれぞれの人格と個性を尊重し、安心して地域で自立した生活を営める「共生社会」を目指すことが大切であることから、本計画の基本理念は、前計画の基本理念を継承し、次のとおり定めます。

地域とともに 自分らしく 安心して暮らすまち

第2項 施策体系

政策分野	基本方針	施策
第1項 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1 障がいの理解の推進	(1)広報・啓発活動の推進 (2)障がいのある人を理解する社会教育の促進
	2 権利擁護の推進、虐待の防止	(1)成年後見制度の周知・普及 (2)障がい者虐待防止
	3 障がいを理由とする差別の解消の推進	(1)差別の解消及び合理的配慮の推進／(2)相談、通報体制の整備／(3)学校における障がいへの理解の推進
第2項 安全・安心な生活環境の整備	1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	(1)各種公共施設整備・維持管理／(2)利用しやすい歩行空間の普及／(3)交通環境の整備
	2 住みよい住宅環境への支援	(1)施設入所者の地域移行・地域定着支援／(2)地域生活支援拠点等の整備／(3)住宅改修費の助成
	3 移動・交通環境の整備	(1)移動しやすい環境整備の推進／(2)外出に対する支援／(3)交通マナーの向上に向けた啓発
第3項 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	1 意思疎通支援	(1)意思疎通支援事業／(2)手話奉仕員養成研修事業／(3)日常生活用具の給付等／(4)障がいのある人に応じたコミュニケーションの推進
	2 行政情報のアクセシビリティの向上	(1)情報のバリアフリー化の推進／(2)必要な情報提供手段の促進／(3)障がいのある方への配慮
	3 ボランティア活動の推進	(1)ボランティアの育成・養成／(2)ボランティア活動の普及・啓発／(3)ボランティア活動団体の推進
第4項 防災、防犯等の推進	1 防災対策の推進	(1)羽生市避難行動要支援者名簿活用制度の推進／(2)災害時の地域支援体制の整備／(3)情報伝達体制の強化
	2 消費者トラブルの防止、防犯対策の推進	(1)見守り体制の強化／(2)消費者トラブル防止／(3)「Net119 緊急通報システム」の普及推進
第5項 保健・医療の推進	1 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見	(1)妊産婦や新生児の疾病予防、早期発見／(2)乳幼児健診及び発達相談の推進／(3)各種健康診査や検診の推進／(4)学校における健康教育の推進
	2 保健・医療の推進	(1)保健事業による疾病予防の推進／(2)医療機関との連携／(3)医療的ケア児・者への総合的な支援促進／(4)相談支援体制の整備及び人材育成／(5)自立支援医療制度の推進／(6)重度心身障がい者医療費助成制度の推進
	3 精神保健福祉の推進	(1)こころの健康づくりの推進／(2)精神保健福祉事業の推進／(3)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築／(4)発達障がいや高次脳機能障がいの理解の啓発と支援体制の構築
第6項 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	1 相談支援体制の充実	(1)相談支援事業の整備／(2)気軽に相談できる場の確保／(3)重層的支援体制の構築
	2 地域移行支援、在宅サービス等の推進	(1)障がい福祉サービス等の適正給付／(2)意思決定支援の推進／(3)家族支援の推進
	3 障がい児に対する支援の推進	(1)障がい児相談支援・通所支援の提供／(2)身近な地域で必要な支援を受けられる体制の推進
	4 障がい福祉サービスの質の向上と人材育成等の推進	(1)社会資源の充実 (2)サービスに対する苦情への対応
第7項 保育・教育の振興	1 早期療育・切れ目のない支援の推進	(1)早期療育の促進／(2)切れ目のない支援体制の強化／(3)就労支援に向けた取組の推進
	2 学校教育における特別支援教育の推進	(1)インクルーシブ教育の推進／(2)専門機関等との連携／(3)教職員の専門性や指導力の向上／(4)就学支援体制の充実／(5)進路指導の実施
第8項 雇用・就業、経済的自立の支援	1 総合的な就労支援の推進	(1)総合的な就労支援の推進 (2)就労支援事業の推進
	2 障がい者雇用の促進	(1)法定雇用率達成の働きかけ／(2)職場における障がい者理解の啓発／(3)障がいのある人の採用と働きやすい環境づくり／(4)各種制度の周知
	3 経済的自立の支援	(1)障がい者施設等からの優先調達への推進 (2)各種福祉制度の周知
第9項 文化芸術活動・スポーツ等の振興	1 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等の推進	(1)文化芸術活動の場の確保 (2)スポーツ・レクリエーション活動の支援

第4章 施策の展開

第1項 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1 障がいの理解の推進

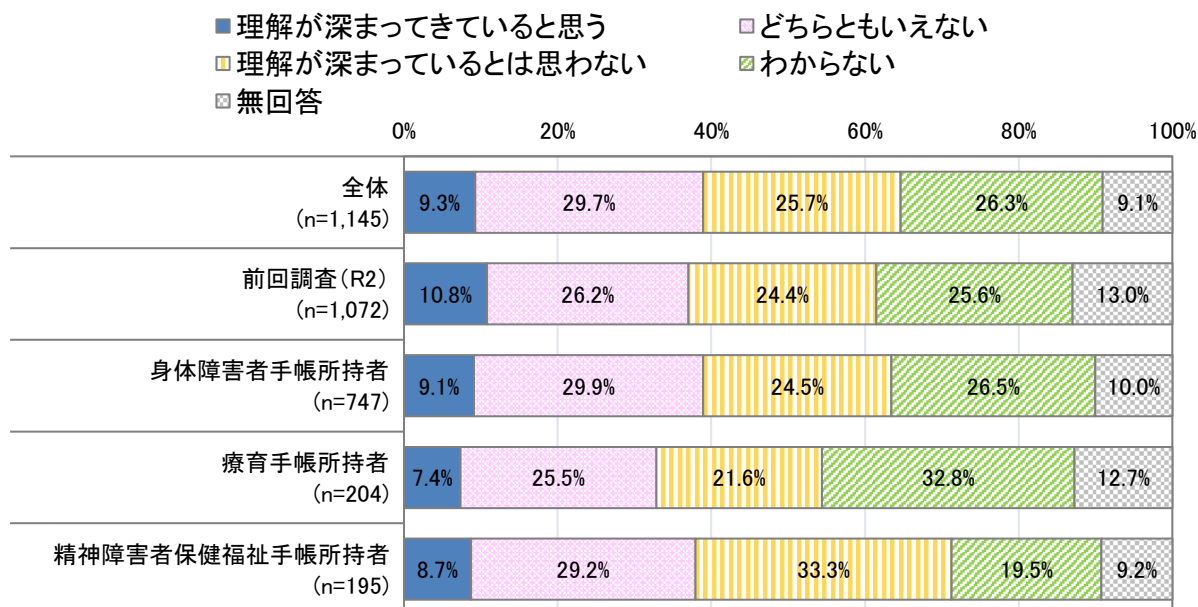
【現状と課題】

アンケート調査で、「障がいのある人が地域で暮らしたり、就職などで社会参加すること」について、「一般の理解が深まっている」と回答した人は、9.3%となっています。

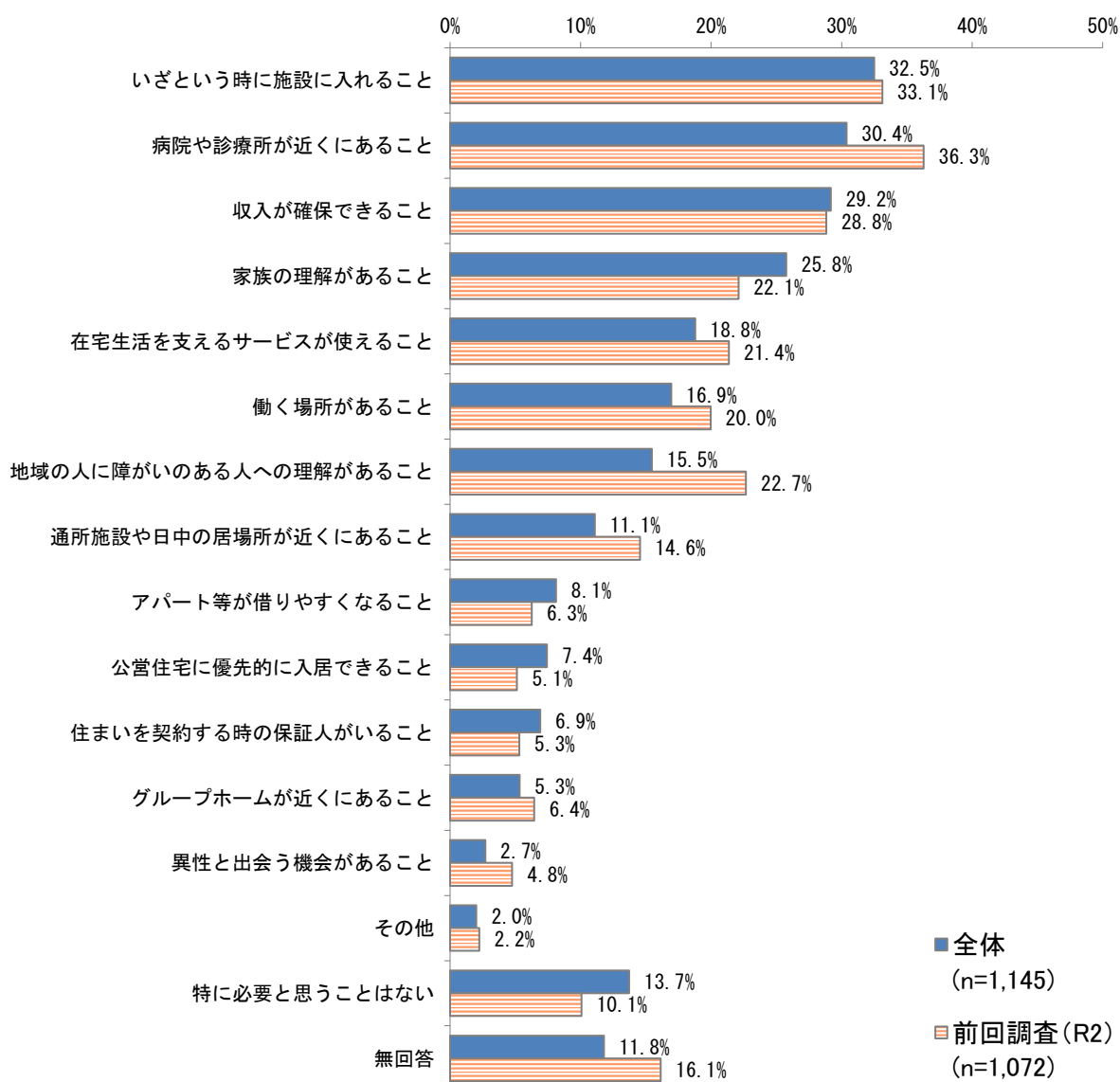
また、「望む暮らしを実現するために必要と思うこと」では、「家族の理解があること」25.8%、「地域の人に障がいのある人への理解があること」15.5%と、一定数の方が「理解」を上位に挙げています。

障がいのある人の多くは、地域で暮らすことや就職などの社会参加をするために、障がいや障がいのある人についてのより深い理解を家族や地域の人に求めていることから、今後は、様々な機会を捉え、障がいについての理解を深める活動を、継続して進めて行く必要があります。

Q 障がいのある人が地域で暮らしたり、就職などの社会参加について、一般の理解の深まりについて



Q 望む暮らしを実現するために必要なことについて



【基本方針】

障がいや障がいのある人について市民の理解を深め、障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、市民に向けて様々な形で啓発・広報活動を推進します。

また、学校などでの福祉教育や生涯学習講座などの実施により、幼少期から生涯にわたって、福祉や障がいに対する正しい理解が得られるよう関係機関と連携して取り組みます。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 広報・啓発活動の推進	・ 広報誌やホームページ等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を促すとともに、やさしいまちづくりの実現に向け広報・啓発を行います。

具体的な取組	取組内容
(2) 障がいのある人を理解する社会教育の促進	・障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために、公民館や人権推進課等関係機関と協力し、学校、地域、各種団体等への講座や研修会を開催し、障がい福祉に関する教育を促進します。

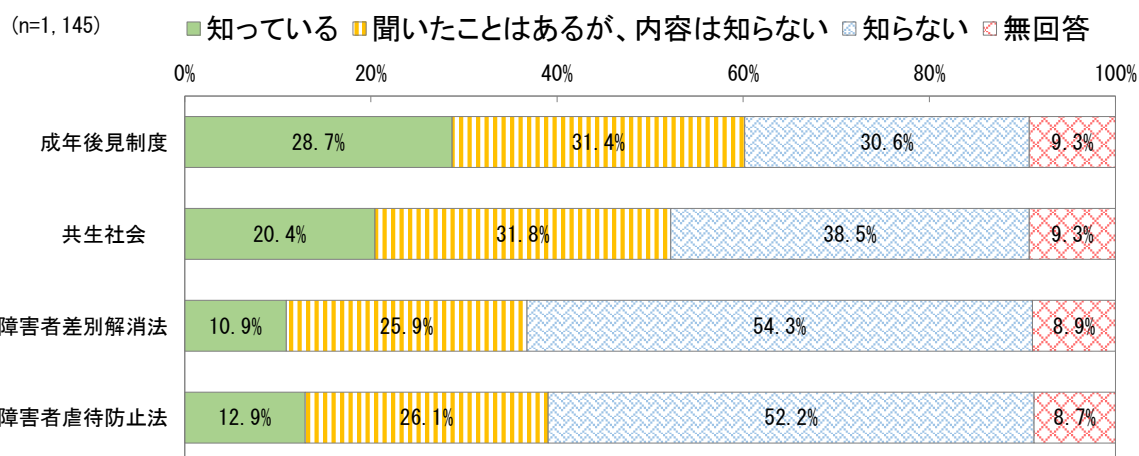
2 権利擁護の推進、虐待の防止

【現状と課題】

アンケート調査において、「権利擁護等に関する制度及び法律の認知度」をみると、「成年後見制度」については約3割、「共生社会」では約4割、「障害者差別解消法」と「障害者虐待防止法」では約5割の人が「知らない」と回答しており、権利擁護等に関する理解の低さがうかがえます。

障がいについての理解の浸透を図るとともに、「障害者権利条約」や条約の批准に合わせて整備された各種法律等について、障がいのある人のみならず広く一般の人に対しても周知を図り、障がいのある人への配慮が適切に実践されるよう努める必要があります。

Q 権利擁護等に関する制度及び法律の認知度について



【基本方針】

判断能力が不十分な障がい者などの権利と財産を守るために、本人や家族をはじめ、市民や関係機関に対する広報や相談体制の充実を通じて、自己決定権を保障する意義、成年後見制度などの権利擁護制度の普及を図ります。

また、障がいのある人を差別や虐待・金銭搾取などの権利侵害から守るため、地域や民生委員等関係機関などと連携し、支援体制の充実を図ります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 成年後見制度の周知・普及	<ul style="list-style-type: none">・国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用促進事業を推進します。・知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な方が日常生活を営むのに支障がある場合、各種手続や日常的な金銭管理等について支援する成年後見制度を適切に利用するため、研修会等の開催やパンフレット等の配布を通じ、制度の周知及び普及促進を図ります。
(2) 障がい者虐待防止	<ul style="list-style-type: none">・羽生市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待について広く通報を受け入れ、相談等に応じるとともに迅速に対応します。・虐待防止の広報・啓発活動を行い、虐待の防止と早期発見に努めます。

3 障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

アンケート調査において、「ふだんの生活の中で差別や偏見などを感じるか」で最も多い回答は「ほとんど感じたことはない」となっていますが、「良く感じる」と「ときどき感じる」と回答した人は、精神障がい者では4割近く、その他の障がい者でも3割近くに上っていることから、障がいや障がいのある人に対する理解不足や差別、偏見は依然として存在しています。

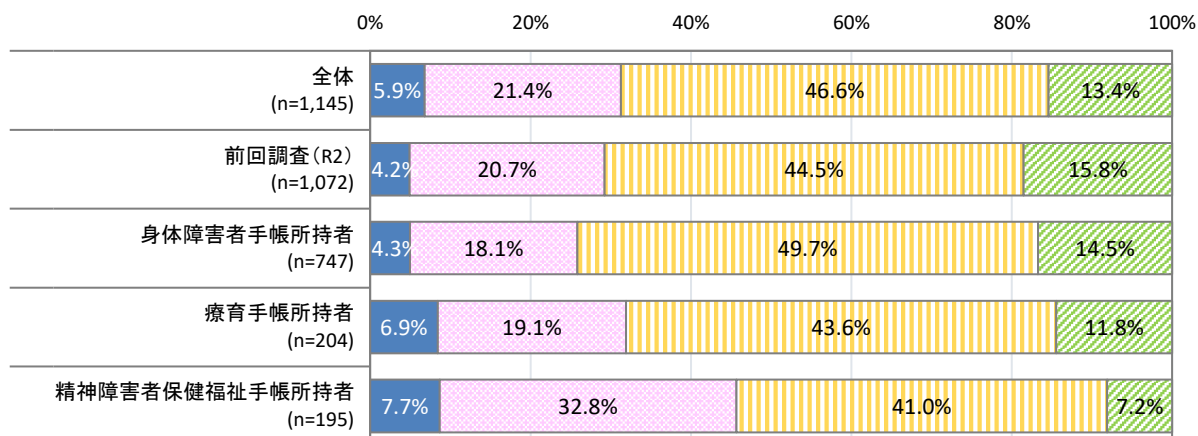
共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、「心の障壁（バリア）」を除去することが大切です。また、障がいのあるなしに関わらず、それぞれがかけがえない命を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。

令和6年4月から施行される「改正障害者差別解消法」により、事業者による合理的配慮の提供が、努力義務から義務へと改正されることから、障がいのある人への配慮について社会全体で取り組めるよう、周知を図る必要があります。

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるためには、市や障がい者団体等が連携し、関係各所への啓発に取り組み、市民全体の幅広い理解へつなげることが大切です。

Q ふだんの生活の中で差別や偏見などを感じることにについて

■ 良く感じる □ ときどき感じる ▨ ほとんど感じたことはない ▩ まったく感じたことはない



【基本方針】

障がいのある人が、日常生活及び社会生活を送るための妨げとなる様々な社会的障壁等を除去するため、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について周知し、また障がいへの理解を深める機会を確保することで、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 差別の解消及び合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等を活用し差別解消に関する啓発を行うとともに、各種講座等を通じて、障がいの特性に応じた適切な配慮についての理解を深めます。 ・ 障がいのある人への合理的配慮が広がるよう、民間事業者や市民に対する周知を図り、取組を推進します。 ・ 「障がいを理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」により、本市の職員が、合理的配慮の提供や障がいのある人への対応が適切に行えるようにするとともに、必要な研修の実施等により意識の啓発を図ります。
(2) 相談、通報体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談、通報窓口の周知を行うとともに、障がいのある人の立場に寄り添った相談支援に取り組みます。
(3) 学校における障がいへの理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいへの理解を深め差別のない社会を目指すため、交流学习や支援籍学習等により、児童・生徒が校種や学級の垣根を越えて触れ合う機会を設けます。 ・ 啓発活動を継続的に行い、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。 ・ 教職員が障がいに対する理解を深め、適切な指導を行えるよう、研修に参加する機会を確保します。

第2項 安全・安心な生活環境の整備

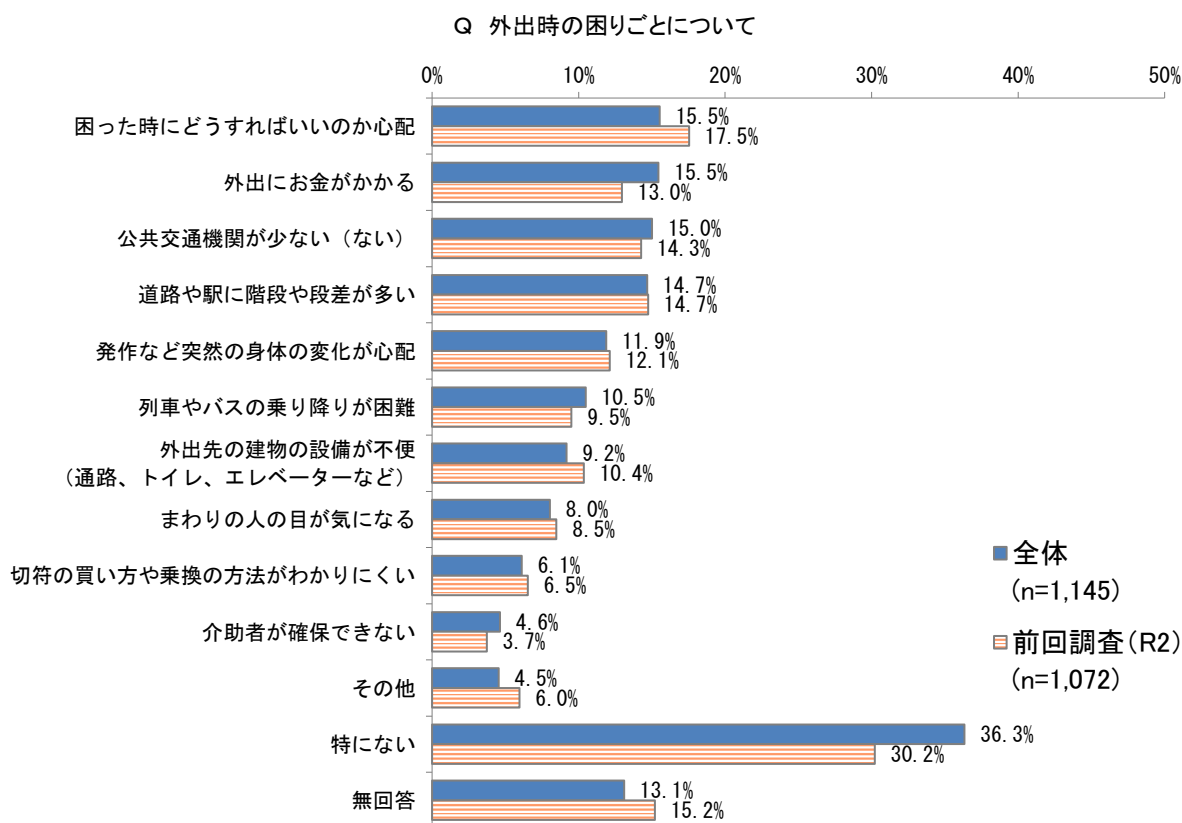
1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【現状と課題】

本市では、誰もが安全に安心して生活できるようにバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努めています。

しかし、アンケート調査によると、「外出時に困ること」について、「道路や駅に階段や段差が多い」ことや「外出先の建物の設備（道路、トイレ、エレベーターなど）が不便」なことに不安を感じており、障がいの特性により感じるバリアも様々である様子がうかがえます。

障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進は、障がいのある人の社会参加にもつながるため、今後も継続して環境整備に取り組んでいく必要があります。



【基本方針】

障がいのある人の利用に配慮し、公共施設や交通環境などのバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れるなどより利用しやすい環境を整備することにより、障がいのある方が気軽に外出し、活動しやすいまちづくりを進めます。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 各種公共施設整備・維持管理	・新規の公共施設については、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した整備を進めます。 ・既存施設についても、必要性の検討を行いながら、誰もが利用しやすい施設となるよう計画的に改修を進めます。
(2) 利用しやすい歩行空間の普及	・福祉施設、医療施設の周辺など、障がいのある人の利用が見込まれる歩道については、点字ブロックの設置や車いすがすれ違える幅を確保するなど、より利用しやすい歩行空間の普及に努めます。
(3) 交通環境の整備	・障がいのある人が安心して街中を歩ける交通環境を整備するため、放置自転車や障害物の撤去を行うとともに、駅前での駐輪及び駐車についての指導に努めます。

2 住みよい住宅環境への支援

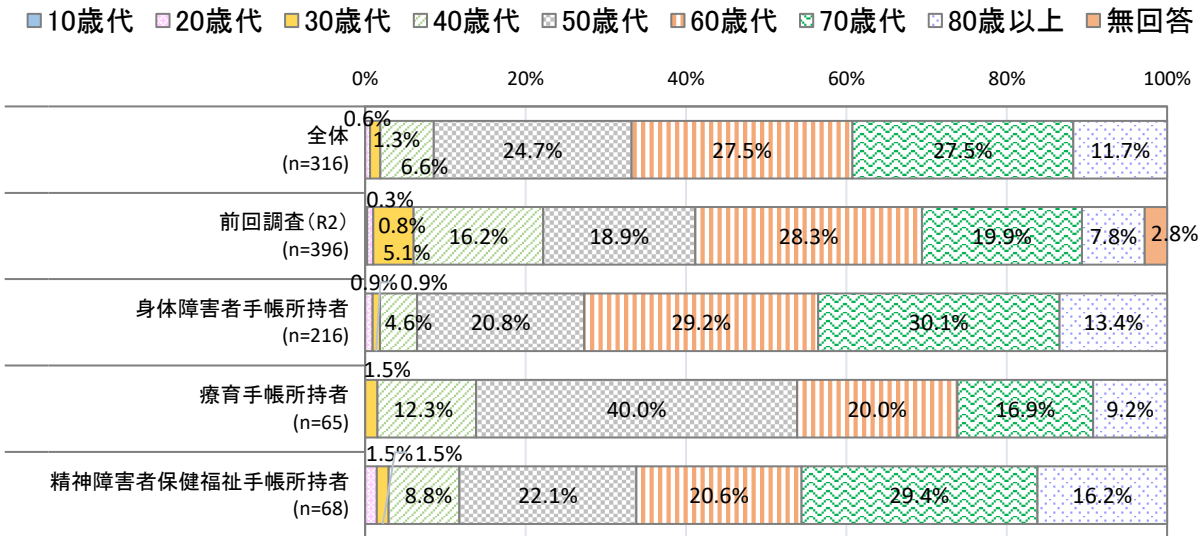
【現状と課題】

本市では、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の円滑な提供に努めていますが、高齢化や核家族化の進行等により、サービスに対するニーズは更に増加・多様化することが予想されます。

アンケート調査によると、「主な介助者の年齢」は60歳以上が約7割で、前回調査結果より高くなっており、主な介助者の負担の重さが推測されます。

このことから、介助者となる家族が一時的に支援できなくなることに対応するために、ショートステイ等の一時預かり施設の充実や、介助者の高齢化への対応、自立した日常生活や社会生活の推進、「親亡き後」の不安の解消のため、グループホームなど住まいの確保が必要となっています。

Q 主な介護者の年齢について



【基本方針】

施設や病院での生活から地域での生活への円滑な移行にあたっては、移行に至るまでの支援や移行後の地域定着に係る支援が必要です。

また、子どもから高齢者まであらゆる世代の障がいのある人が、日常生活及び社会生活に必要な支援を受けながら地域社会の一員として安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 施設入所者の地域移行・地域定着支援	・地域での生活を望む障がいのある人の地域生活への移行が円滑に進み、地域での生活が定着するよう、関係機関と連携し必要となる障がい福祉サービスの確保や相談支援体制の整備を一体的に進めます。
(2) 地域生活支援拠点等の整備	・障がい者等の重症化・高齢化や「親亡き後」に備え、緊急時においても、住み慣れた地域で安心して自立した日常生活や社会生活が送れるよう、地域生活支援拠点等の整備を進めます。
(3) 住宅改修費の助成	・日常生活を営む上で支障がある重度の障がいのある人に、住宅の改修費を助成します。

3 移動・交通環境の整備

【現状と課題】

障がいのある人の困りごとの一つに移動手段の確保があり、また、障がいのある人やその家族の高齢化も進むことから、今後も移動困難者の増加が見込まれます。

障がいのある人の移動においては、市内公共交通の利便性の向上や利用しやすい移動手段の確保が課題となっています。

地域における自立した生活及び社会参加等の日常生活において、障がいのある人が安心して移動・外出ができるよう、市内公共交通の利便性を図るとともに、移動支援事業等のサービスの環境整備が求められています。また、外出に対する経済的な支援を、引き続き行っていく必要があります。

更に、車椅子用駐車区画等の不適正利用により、真に必要な人が利用できない状況もあることから、交通マナーの向上を図ることが課題となっています。

【基本方針】

障がいのある人の移動手段を確保するため、市内公共交通等の利便性や安全性の向上に努めます。また、外出に対する支援を行うとともに、障がい者等のための駐車区画の適正利用について、普及啓発を図ります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 移動しやすい環境整備の推進	・市内公共交通については、移動の利便性の向上を図ります。また、移動支援事業等のサービスにより、障がいのある人が安心・安全に移動・外出できる環境整備を推進します。
(2) 外出に対する支援	・障がいのある人の移動・外出を経済的に支援するため、自動車ガソリン費の助成、福祉タクシー券利用料金の助成、自動車改造費の補助、自動車運転免許取得費の補助などを実施します。 ・自動車税などの減免、JR旅客運賃・バス・タクシー運賃の割引、有料道路交通料金の割引など各種割引制度の周知・普及を促進します。
(3) 交通マナーの向上に向けた啓発	・公共施設や商業施設などに設置されている障がい者等のための車椅子使用者用駐車区画及び優先駐車区画の適正利用を推進するため、埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の周知や普及により、駐車マナーやモラルの向上を図ります。

第3項 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

1 意思疎通支援

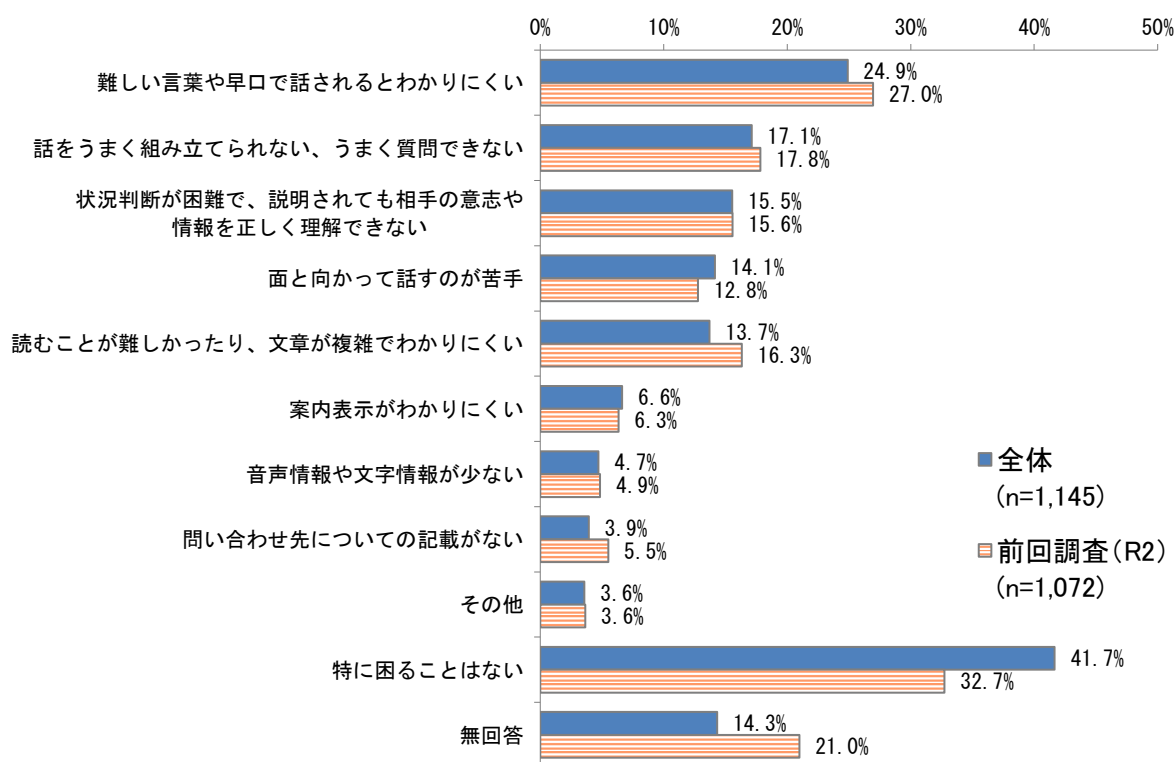
【現状と課題】

本市では、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣などの意思疎通支援事業や、情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に対し日常生活用具の給付等事業や補装具費の助成を行っています。

アンケート調査において、「情報入手やコミュニケーションをとるうえでの困りごと」については、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」24.9%、「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」17.1%と周囲とのコミュニケーションへの不安がうかがえます。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、障がいのある人とない人との円滑なコミュニケーションが図れるように支援していく必要があります。

Q 情報入手やコミュニケーションをとるうえでの困りごとについて



【基本方針】

多様化・複雑化する社会の中、本市においても意思疎通の支援を担う人材の育成・確保を行い、意思疎通支援事業の充実に努めます。また、日常生活用具の給付等により、情報やコミュニケーション支援の推進を図ります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 意思疎通支援事業	・聴覚、言語等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣します。 ・失語症者のコミュニケーション手段を確保するための意思疎通支援事業について、県の動向を踏まえ、研究を進めます。
(2) 手話奉仕員養成研修事業	・聴覚に障がいのある人等との交流を促進するため、日常会話程度の手話表現ができる手話奉仕員の養成を推進します。
(3) 日常生活用具の給付等	・視覚や聴覚などの障がいの特性に応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションが図られるよう、日常生活用具給付等事業や補装具費助成により、コミュニケーションを支援するための用具等を給付します。
(4) 障がいのある人に応じたコミュニケーションの推進	・市役所や訪問時等において、障がいのある人の特性に応じた話し方や分かりやすい言葉、筆談等により、必要とする情報が的確に伝わるようコミュニケーションを図ります。

2 行政情報のアクセシビリティの向上

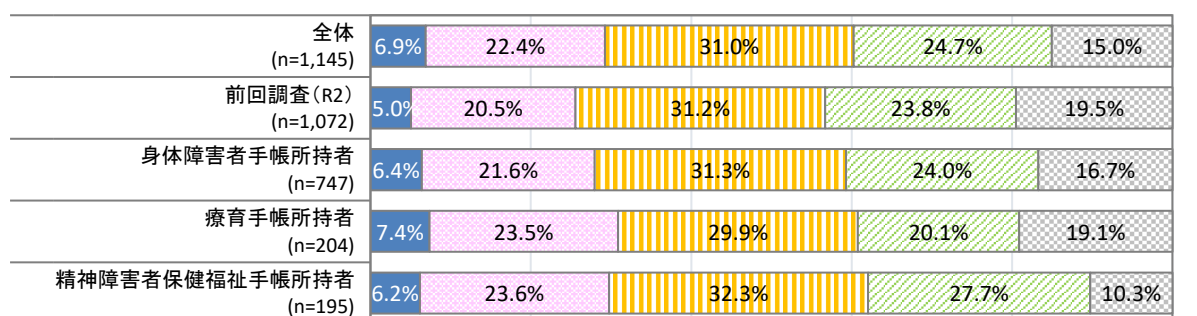
【現状と課題】

アンケート調査において、「福祉のサービス等に関する伝達状況について」は、「あまり伝わってこない」31.0%が最も高く、次いで「伝わってこない」24.7%と情報が伝わってこないとの回答が5割を超えています。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用（アクセシビリティ）並びに意思疎通（コミュニケーション）に係る施策を充実させ、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報アクセシビリティの向上が求められています。

Q 福祉のサービス等に関する伝達状況について

■ 伝わってきている □ ある程度伝わってきている ▨ あまり伝わってこない ▩ 伝わってこない ▫ 無回答



【基本方針】

必要な情報を障がいの種類や程度に応じた手段により容易に取得できる方法の普及と、様々な広報手段を活用した情報の提供に努め、障がいのある人に配慮した取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進します。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 情報のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">・行政情報の提供においては、障がいのある人が素早く確実に情報を取得できるよう、市からの情報を発信するホームページやSNS等について、見やすく分かりやすい内容での掲載に取り組みます。・緊急時の情報を迅速に伝達するため、多様な広報手段(防災行政無線、メール配信サービス、LINE、ホームページ、防災アプリ等)を充実させ、情報格差の解消を図ります。
(2) 必要な情報提供手段の促進	<ul style="list-style-type: none">・広報誌や各種通知文等について、様々な障がいのある人に配慮し提供するため、情報音声データの利用の検討や読みやすい字体(ユニバーサルデザインフォント)の使用などについて、利用促進を図ります。
(3) 障がいのある方への配慮	<ul style="list-style-type: none">・市役所や訪問時等において、障がいのある人が必要とする代読や代筆、筆談による対応等の配慮を行います。

3 ボランティア活動の推進

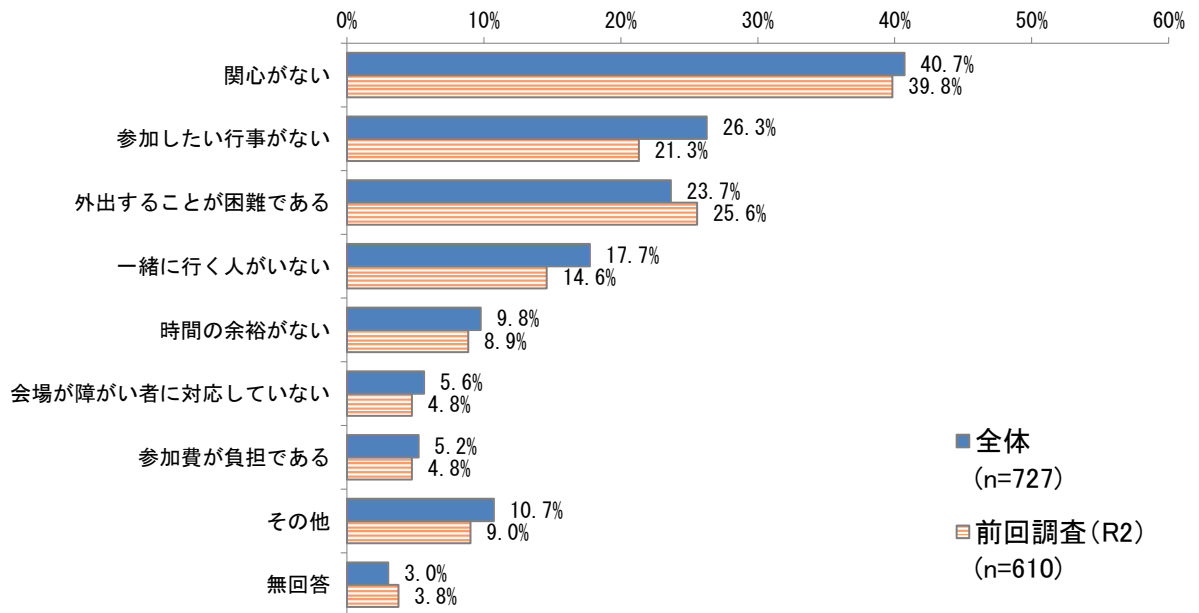
【現状と課題】

アンケート調査において、この1年間に「行事や活動に参加していない理由について」は、「外出することが困難である」が23.7%と「関心がない」「参加したい行事がない」に次いで多い回答となっております。

障がいのある人が地域で生活する際には、様々な場面でボランティアの活動が期待されます。本市では「第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」において、基本目標2「助け合い・支え合いの仕組みづくり」の中に、「ボランティアセンター運営事業」や「ボランティア体験プログラム事業」、「ボランティア講座開催事業」等を設け、羽生市社会福祉協議会と協力し、市民一人ひとりがボランティアへの意識と関心を高め、地域でボランティア活動ができる場を増やし、その活動の活性化を図るための取組を実施してきましたが、ボランティア活動などに参加する方が様々な理由から減少しているという実態があります。

障がいのある方が、地域で豊かな生活をするための支援として、ボランティア活動の推進が求められています。

Q 行事や活動に参加していない理由について



【基本方針】

ボランティア体験や各種講座、広報活動などを通じて市民のボランティア意識の向上を図るとともに、活動を担う人材の育成を図ります。

また、羽生市社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携しながら、ボランティア活動が活発に行われるよう、ボランティアニーズの把握に努め、活動団体への情報提供・情報共有を図ります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) ボランティアの育成・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・羽生市社会福祉協議会と連携し、ボランティア体験の場の提供や各種講座を開催し、新たな人材の掘り起こしに取り組めます。 ・ボランティア活動に関する相談や情報収集に取り組み、活動希望者へ活動の場を提供します。
(2) ボランティア活動の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページ、社協だより等により、ボランティアに関する団体や活動内容を紹介し、情報を広く周知することでボランティア活動を啓発します。 ・すべての年代においてボランティア活動を行えるよう取組を支援し、ボランティア活動の担い手の育成のため多種多様な体験プログラムを企画します。

具体的な取組	取組内容
(3) ボランティア活動団体の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアニーズを把握し、適切な活動団体につなげられるよう、関係各所との連絡調整を図ります。 ・ ボランティア活動団体の活性化のため、ボランティア連絡会の活動を支援し、活動者相互の交流や情報共有を推進します。

第4項 防災、防犯等の推進

1 防災対策の推進

【現状と課題】

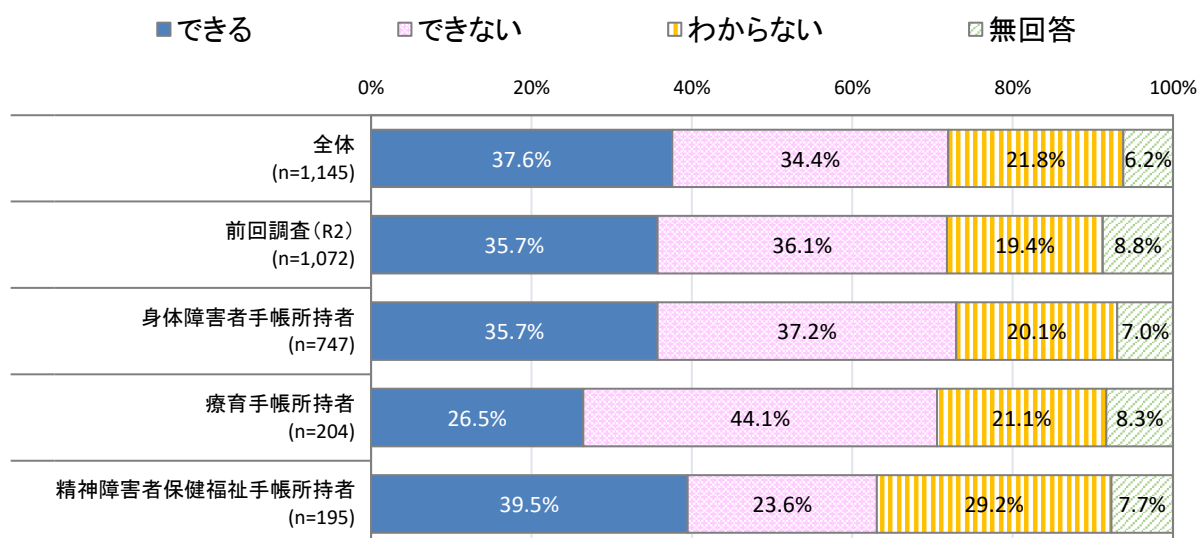
本市は災害対策として、避難行動要支援者名簿の作成や、介助が必要な障がいのある人等の要配慮者が安心して避難のできる避難所等の確保を進めています。

アンケート調査において、「災害発生時にひとりでの避難ができるか」について、「できない」が34.4%、「わからない」が21.8%となっています。

「災害時に困ると思うこと」については、「薬が切れてしまうことや治療が受けられないこと」54.4%が最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安なこと」43.3%、「安全なところまで、避難することができないこと」28.4%となっています。

そのため、様々な障がいのある人が安全に避難し、安心して避難所等での生活を送れるよう検討をしていく必要があります。

Q 災害発生時におけるひとりでの避難について



【基本方針】

災害時において、要配慮者等の安全が確保されるよう、障がいの特性や地域の実情等を踏まえた避難時の支援体制整備を進めます。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 羽生市避難行動要支援者名簿活用制度の推進	・羽生市避難行動要支援者名簿による要支援者の情報を本人の同意のもと、関係者と共有し災害発生時の支援体制の推進を図ります。

具体的な取組	取組内容
	・個別避難計画の作成を推進し、自主防災組織や民生委員等による支援体制を整備します。
(2) 災害時の地域支援体制の整備	・災害発生時の避難所において、障がいの特性に応じた柔軟な支援ができる体制づくりを整備します。
(3) 情報伝達体制の強化	・民生委員等地域住民とのつながりがある人に協力を求め、災害発生時の情報伝達体制の強化を目指します。 ・防災行政無線やホームページ、メール配信サービス、SNS等多様な手段により、災害情報の提供を迅速かつ確実に広く周知・伝達できるよう推進します。

2 消費者トラブルの防止、防犯対策の推進

【現状と課題】

精神障がいや知的障がいなどの理由により判断能力が十分でない方が、消費者トラブルに巻き込まれるケースがあります。また、防犯対策をしても、事件や事故等のトラブルに巻き込まれることも想定されます。

トラブルを未然に防ぐため、消防や警察等関係機関との連携や、見守りの強化、相談体制を推進していく必要があります。

【基本方針】

未然にトラブルを防ぎ、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を強化し、安全対策を推進します。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 見守り体制の強化	・障がいのある人が地域の中で安心して生活できるよう、警察や民生委員、地域住民等と連携し、地域の見守り機能の強化を図ります。
(2) 消費者トラブル防止	・障がいのある人の日常生活における自立を支援し消費者被害を未然に防止するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進します。 ・消費生活相談員への相談体制を確保します。
(3) 「Net119 緊急通報システム」の普及推進	・聴覚や言語機能に障がいのある方が緊急時に円滑に消防への通報ができる「Net119 緊急通報システム」の普及を推進します。

第5項 保健・医療の推進

1 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見

【現状と課題】

本市では乳幼児健康診査や特定健康診査、各種検診等により、療育も含めた健康状態を把握する機会を捉え、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療につながる取組を推進しています。また、発達指導や保健指導の実施等、専門家による相談体制を整備しています。乳幼児期から成人を迎えるまでの子どもについては、障がいの種別・状態、能力適性等に応じた教育・育成が、その成長段階に応じて適切に行われるよう、関係機関と連携し支援等を行っています。

今後も、健康診査等の重要性を周知し、受診勧奨を推進するとともに、関係機関と連携した相談体制を整備していく必要があります。

【基本方針】

疾病等の予防や早期発見を図り早期治療につなげるため、各種健康診査や検診を実施し、相談・指導等につなげる体制を推進します。

また、乳幼児の疾病予防や発達障がいを含めた障がいの早期発見・早期療育のため、乳幼児健診や発達指導事業を推進します。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 妊産婦や新生児の疾病予防、早期発見	<ul style="list-style-type: none">・妊産婦及び新生児に対して、面談、家庭訪問による日常生活指導や個別相談等を開催することにより疾病の予防や早期発見に努めます。・妊娠期からの相談体制の強化を図るとともに、関係機関との連携体制の構築を推進します。
(2) 乳幼児健診及び発達相談の推進	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児健診（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児）及び5歳児発達支援事業を実施し、年齢に応じた運動・精神発達の確認と、疾病の早期発見に努めます。・乳幼児健診で発達の遅れが発見された乳幼児とその保護者に対し、専門家による日常生活等に関する相談や指導を実施します。・5歳児発達支援事業により発達の遅れや課題が発見された子とその保護者に対し、専門家による相談や必要なサービスに繋がられるよう関係機関との連携を図ります。
(3) 各種健康診査や検診の推進	<ul style="list-style-type: none">・障がいの原因となる疾病等の予防、また早期発見・早期治療につながるよう、各種健康診査や検診の受診勧奨を推進します。

具体的な取組	取組内容
(4) 学校における健康教育の推進	・各学校の健康課題に対し、情報共有及び協議を行い、健康教育の推進に努めます。

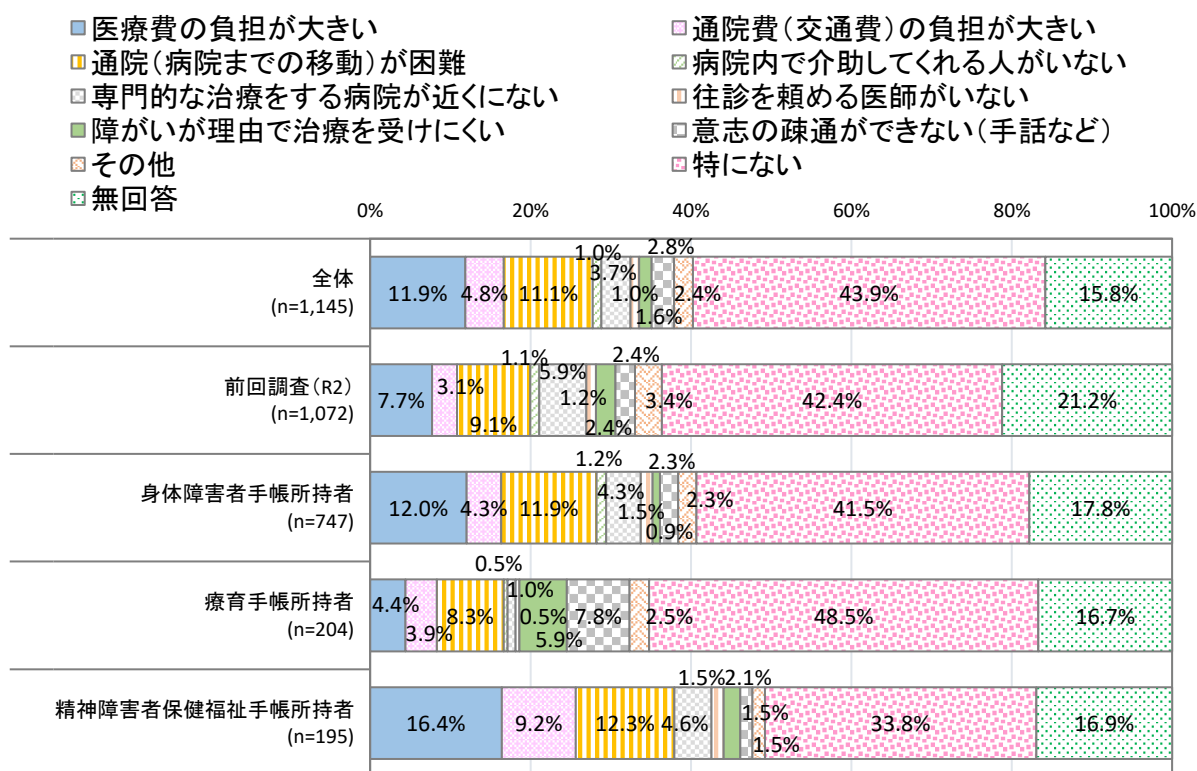
2 保健・医療の推進

【現状と課題】

アンケート調査において、「医療を受けるうえで困っていること」としては、「医療費の負担が大きい」が11.9%と最も高く、次いで「通院（病院までの移動）が困難」が11.1%となっています。また、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護等に対するニーズも大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。

障がいのある人が、障がいの特性に合った医療を受けられるよう、医療機関との連携や必要なサービスに繋げるための相談支援体制を整備し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための取組を推進していく必要があります。

Q 医療を受けるうえでの困りごとについて



【基本方針】

保健指導により障がいに起因する疾病等の予防・早期発見に努め、早期治療につなげ、健康の維持増進を図ります。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療機関及び関係機

関との連携を一層強化し、一人ひとりに応じた適切な医療サービスが受けられるよう相談支援体制の充実を図ります。

更に、重度の障がいのある人などについては、医療に係る経済的な負担が軽減されるよう、公費負担医療制度の周知と利用促進を図ります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 保健事業による疾病予防の推進	・保健指導により障がいに起因する疾病予防の助言・相談等を実施し、早期発見及び早期治療につなげ、健康の維持増進を図ります。
(2) 医療機関との連携	・医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携し、障がいのある人が地域で安心して受診できる体制を整えます。
(3) 医療的ケア児・者への総合的な支援促進	・医療的ケア児・者が在宅で生活を送るため、身近な地域のサービスを利用できるよう情報提供をするとともに、環境整備を推進します。 ・家族に対する支援体制を整備するため、地域での医療、保健、福祉、教育等のさまざまな機関と情報共有を図り連携を強化します。
(4) 相談支援体制の整備及び人材育成	・相談支援体制を充実させ、必要なサービスの情報が障がいのある人に伝わるよう連携を図ります。 ・医療的ケア児等の支援に関する相談支援体制を整備するため、医療的ケア児等コーディネーター研修等の受講により人材育成を推進します。
(5) 自立支援医療制度の推進	・心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療、育成医療、更生医療）に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度の周知を図り、経済的負担を減らし、安心して治療が行えるよう推進します。
(6) 重度心身障がい者医療費助成制度の推進	・重度心身障がい者医療費助成制度により医療費の一部負担金を助成し、助成の対象となる障がいのある人とその家族の経済的負担を軽減することで、適切な医療が受けられるよう推進します。

3 精神保健福祉の推進

【現状と課題】

現代社会においては、うつ病など精神的なストレスを原因とする精神疾患が大きな課題となっています。

本市においては、「こころの体温計」によりメンタルヘルスの早期発見・早期治療を推進し、また「こころの健康相談」により専門家が相談に応じる体制を整えています。

精神障がいのある人については、個別の状況に応じた柔軟なサポート・医療の体制が必要になるため、地域生活を保健・医療の面から支援できるよう、連携・協議の場の設置が求められています。また、発達障がいや高次脳機能障がいを含む精神障がいは周りから見てわかりにくく、十分な理解を得にくい現状があることから、障がいの特性について理解を深めるため、市民及び関係機関の知識向上を図っていくことが必要です。

【基本方針】

精神疾患の予防や早期治療につなげるための取組を進めるとともに、精神保健や発達障がい、高次脳機能障がいについての理解促進のため、広報等により周知・啓発を図ります。また、関係機関と連携して相談支援体制を整えます。

更に、在宅での障がい福祉サービスを充実させ、障がいのある方が地域で暮らせるシステムを構築します。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・「こころの体温計」や精神科医師や臨床心理士による「こころの健康相談」により、こころの健康に関心を持ち、早期治療につながるよう周知・啓発に努めます。・健康教育講座等によりこころの健康づくりの意識啓発を図ります。
(2) 精神保健福祉事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・こころの健康づくりに関わる関係機関の連携を強化し、様々な相談・支援に対応できる体制を構築します。・精神に障がいのある人の社会復帰、自立及び社会参加を図るため、個々に対応した障がい福祉サービスの利用を促進します。・自立支援医療（精神通院医療）により経済的負担を軽減し、適切な医療が受けられるよう支援します。
(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none">・在宅福祉サービスを充実することにより、入院医療中心から地域生活中心への移行を支援します。・北埼玉地域障がい者支援協議会に設置した「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための場」により、協議を行います。

具体的な取組	取組内容
<p>(4) 発達障がいや高次脳機能障がいの理解の啓発と支援体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいや高次脳機能障がいについての理解を深めるため、広報誌やホームページ等により周知・啓発を図ります。 ・県の発達障害総合支援センター及び高次脳機能障害者支援センターと連携を図り、本人及びその家族が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、支援のネットワークを構築します。

第6項 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

1 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人の相談支援については、相談支援事業所と連携しながら、障がいの種別により総合的に対応できる相談支援体制の構築を進めていますが、寄せられる相談件数は年々増加し、相談内容は複雑化、多様化しています。

そのため、相談場所の周知や新規の相談支援事業所の立ち上げ、相談支援専門員の確保等、相談支援体制の更なる充実が求められています。また、複雑化・複合化した生活課題に関する相談に柔軟に対応できるよう、重層的支援体制のもと、関係機関との連携・協働を図り、包括的に支援する体制の構築が求められています。

【基本方針】

障がいのある人の多様なニーズに対し、きめ細かな相談のもと、障がいの状況や家庭の状況、利用者本人の希望を尊重したサービスの利用へつなげられるよう、相談支援における体制の強化を図ります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 相談支援事業の整備	<ul style="list-style-type: none">・北埼玉障がい者基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業所への専門的な指導・助言や相談支援専門員の育成等により相談支援の質の向上を図り、障がいの特性に応じたきめ細かな相談支援体制を整備します。・北埼玉障がい者生活支援センターや相談支援事業所と連携を図り、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行います。サービスの提供にあたっては、日常生活や社会生活等において障がいのある人の意思が反映された生活が送れるよう、意思決定の重要性を認識したうえで、希望を尊重したサービスの提供を推進します。
(2) 気軽に相談できる場の確保	<ul style="list-style-type: none">・民生委員等身近に相談できる体制を整えるとともに、相談内容に応じて、適切な対応や関係機関との連携が図れるよう支援します。
(3) 重層的支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・さまざまな生活上の問題の複雑化・複合化により、生活のしづらさを抱えて困っている障がいのある人や家庭が、孤立せずに地域での生活が続けられるよう、関係機関が連携・協働し、包括的に支援する体制の構築を目指します。

2 地域移行支援、在宅サービス等の推進

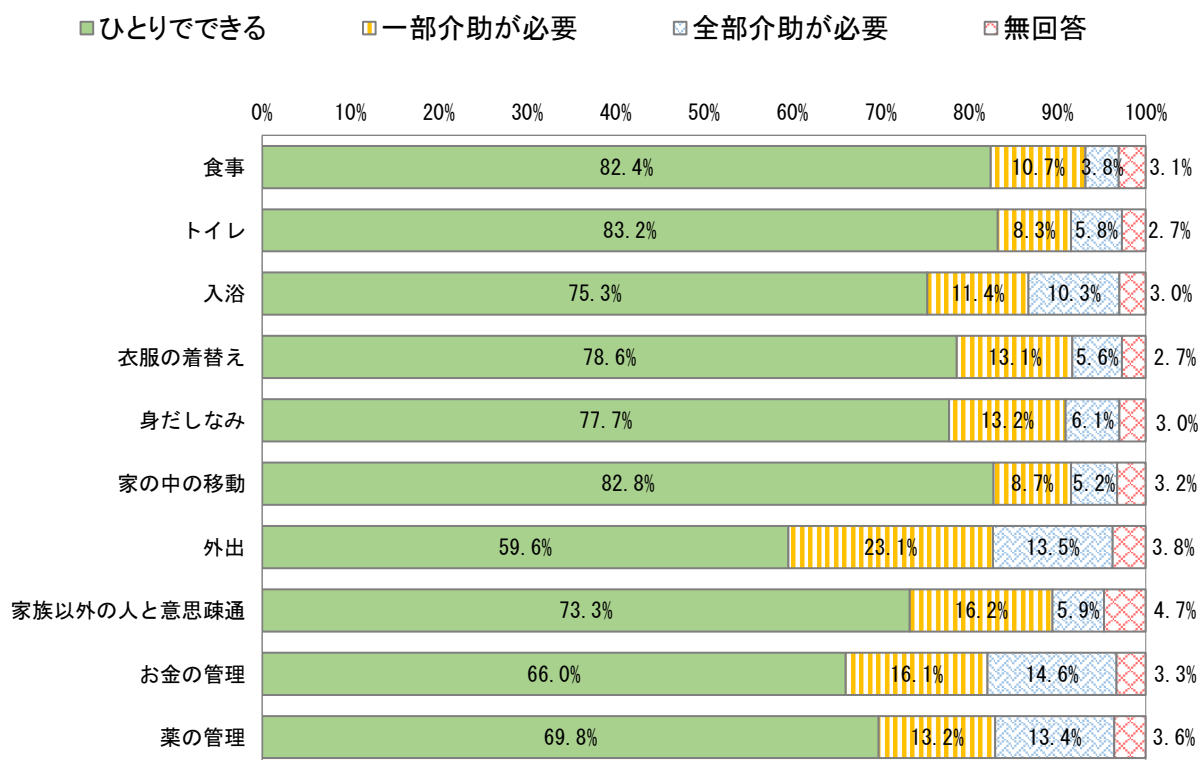
【現状と課題】

本市では、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の円滑な提供に努めていますが、高齢化や核家族化の進行等により、サービスに対するニーズは更に増加・多様化することが予想されます。

アンケート調査では、日常生活において何らかの介助を必要とする人は、障害者手帳所持者の約3割となっております。また、主な介助者は家族（配偶者・子ども・父母）という結果となっており、家族の負担が大きいことがうかがえます。

障がいのある人が地域の中で自分らしく安心して日常生活や社会生活を送ることができ、また、家族の負担が軽減されるよう、短期入所や共同生活援助等のサービス提供事業所との連携を強化し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサービス提供体制の確保及び質の向上を図る必要があります。

Q 日常生活での介助の必要性について



【基本方針】

障がいのある人が住み慣れた家や地域で安心した生活を送ることができるよう、日中活動の場の確保や必要なサービスの提供を更に進めます。また、地域での生活を希望する施設等入所者や入院中の障がいのある人が円滑に地域生活へ移行、定着できるよう取組を支援します。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 障がい福祉サービス等の適正給付	・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき障がいのある人が、地域で自立した生活が送れるよう、ニーズと実態に応じた障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）を適正に給付します。
(2) 意思決定支援の推進	・ 障がいのある人が日常生活や社会生活において、可能な限り、自らの意思が反映された生活が送れる支援体制の整備を推進します。
(3) 家族支援の推進	・ 障がいのある人を介助する家族の負担を軽減するため、相談体制を構築し、日中活動のサービスや短期入所、共同生活援助の利用促進を図ります。 ・ 子どもがヤングケアラーとなるのを防ぐため、関係機関との連携により、相談や障がい福祉サービス等必要な支援につなぎ、障がいのある人の介助に係る負担軽減を図ります。

3 障がい児に対する支援の推進

【現状と課題】

障がいのある子どもが、乳幼児期から学校を卒業するまで切れ目のない一貫した支援が受けられるよう、地域における提供体制の構築が求められています。

4か月・10か月・1歳6か月・3歳児の乳幼児健診及び5歳児発達支援事業により支援の必要性の把握や、保育所・園、認定こども園、幼稚園における障がいの理解の向上により、早期に専門的な支援につなげることが重要です。

また、相談支援事業所や障がい児福祉サービス事業所等関係機関と連携し、障がいのある子どもの健やかな育成を支援する体制の整備を図る必要があります。

【基本方針】

障がいのある子どもが必要とするサービスにつながるよう関係機関との連携を強化し、適切な支援の推進を図ります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 障がい児相談支援・通所支援の提供	・ 子どもの発達状況に応じた障がい児福祉サービス等の利用ニーズに対し、適切な支援が受けられるよう相談に応じます。 ・ 障がい児支援利用計画に基づき、適切な障がい児通所支

具体的な取組	取組内容
	援を検討した上で、必要な福祉サービスを提供します。
(2) 身近な地域で必要な支援を受けられる体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの早期発見・早期支援の重要性に鑑み、障がいが明らかになる前の「気になる段階」から巡回支援専門員等の支援者により、親子等に対するサポートを推進します。 ・障がい児が、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービスや、障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所等のサービスを身近な地域で受けられるよう支援します。

4 障がい福祉サービスの質の向上と人材育成等の推進

【現状と課題】

障がい福祉サービス提供体制を確保するためには、障がい福祉事業所職員等サービスに携わる人材の育成・定着を図ることが重要です。

各種研修の受講の推進やサービス提供者の権利を擁護することにより、サービスの質が向上されることが求められています。

【基本方針】

必要とする障がい福祉サービス提供事業所の開所を促進するとともに、人材の養成・定着を図り、社会資源の充実に努めます。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 社会資源の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスや相談支援の質の向上を図るため、サービスを提供する者の育成を目的とした各種研修について周知し、受講の促進を図ります。 ・必要とする障がい福祉サービス提供事業所の開所について支援します。
(2) サービスに対する苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情について、利用者及びサービス提供者の権利を擁護し、サービスを適切に提供できるよう支援します。

第7項 保育・教育の振興

1 早期療育・切れ目のない支援の推進

【現状と課題】

本市は、乳幼児期から学校を卒業するまでの子どもの発達を支援するため、保育所・園、認定こども園、幼稚園、学校等関係機関との連携を密にし、一貫性のある療育を推進しています。

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子育て支援における育ちの場において、保育所等訪問支援等を積極的に活用し、障がいのある子どもの支援に協力できるような体制づくりを進めていくことが必要です。

また、障がいのある子どもの健やかな育成のためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

【基本方針】

障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 早期療育の促進	・子どもの発達に不安を持つ保護者に対し、健診や発達相談など、多方面の相談窓口から療育機関へつなぐ体制の充実を図ります。 ・児童発達支援施設や障がい児保育等の利用を通じて、早期療育の促進を図ります。
(2) 切れ目のない支援体制の強化	・障がいや療育の必要がある子どもの就学において、就学前から就学後の療育へスムーズな移行を図るために、就学支援委員会により課題や情報の共有を図り、切れ目のない支援体制の連携を強化します。
(3) 就労支援に向けた取組の推進	・就労を希望する障がいのある子どもが在籍する学校・行政・相談支援事業所・就労支援センター等による連絡調整を通じ、課題や情報を共有し、就労に向けた支援の推進を図ります。

2 学校教育における特別支援教育の推進

【現状と課題】

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、地域でともに学ぶ環境を整え、一人ひと

とりの教育に関するニーズを把握し、障がいの特性に応じた適切な支援を行うことが大切です。

文部科学省は障がいのある子どもとない子どもが共に教育を受ける「インクルーシブ教育」を推進し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」の実現を目指しています。

本市においても、インクルーシブ教育を推進するとともに、個別の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な学びの場の充実を図る必要があります。

また、障がいのある子どもの保護者を対象としたアンケートからは、就労への関心の高さがうかがえます。個々の状況により、進路は様々になりますが、卒業後を見据えた教育支援や進路相談において関係機関との情報共有や連携を強化していく必要があります。

【基本方針】

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりのニーズに応じた支援を実施するとともに、学校教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ教育環境（インクルーシブ教育システム）づくりに向けた取組を推進します。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) インクルーシブ教育の推進	・個別の教育的ニーズに応えるための多様で柔軟な仕組みを整備し、インクルーシブ教育の推進を図ります。また、支援籍学習を積極的に推進します。
(2) 専門機関等との連携	・医療機関、特別支援学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、臨床心理士、福祉関係機関等の専門機関との連携を推進します。
(3) 教職員の専門性や指導力の向上	・特別支援教育についての研究会等の支援を行い、障がい等について研修することにより、専門性を高め、障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた支援を行うことができるようにします。
(4) 就学支援体制の充実	・就学先の判断について、障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、教育・保健等の専門家の意見を勘案し、総合的に判断を行います。その際は、障がいのある子どもとその保護者の意見を最大限に尊重し、教育委員会、学校等とニーズ及び必要な支援について合意形成を図ります。
(5) 進路指導の実施	・障がいのある子どもが、卒業後希望する進路選択ができるよう、関係機関等と連携を図り、進路指導を実施します。

第8項 雇用・就業、経済的自立の支援

1 総合的な就労支援の推進

【現状と課題】

障がいのある人の自立にとって、就労は社会とのつながりや経済的な面からも重要です。就労意欲のある障がいのある人の適性と能力に応じた働き方ができる多様な就労の場を確保する必要があります。

障害者雇用促進法改正に伴い、埼玉県の障がい者雇用率は増加していますが、早期離職者もいることから、就職から職場定着までの一貫した支援が課題となっています。

また、公共職業安定所や障がい福祉サービス事業所等との連携により、障がいのある人への理解や職場環境の整備をしていくことで、障がいのある人が安心して働ける環境づくりを支援する必要があります。

さらに、一般就労が困難な障がいのある人に対する働く機会と場の確保や、一般就労に向けた訓練のための福祉的就労や多様な就労の場の提供と拡充が求められています。

【基本方針】

障がいのある人が自立した生活が送れるよう、必要な知識の習得や能力を向上するための支援体制の充実を図ります。

また、必要なサービスが利用できるよう、就労支援センターや公共職業安定所、サービス事業者など、関係機関との連携強化を図り、就労支援体制の充実に努めます。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 総合的な就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、公共職業安定所や北埼玉障がい者就労支援センター、障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図り、障がいのある人への就労相談から職場定着まで一貫した支援を推進します。・北埼玉障がい者就労支援センターにおいて、職業相談をはじめ、就職準備支援、職場開拓・就職支援、職場定着支援、生活支援など各種支援により、障がいのある人の雇用を推進します。
(2) 就労支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び就労選択支援の利用促進を図り、障がいのある人がその適正と能力に応じた就労の場に就き、安定した就労が継続できるよう事業の推進を図ります。

2 障がい者雇用の促進

【現状と課題】

アンケート調査によると、平日の日中の過ごし方として「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と答えた人は、身体障害者手帳所持者 15.7%、療育手帳所持者 17.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者 23.1%となっています。

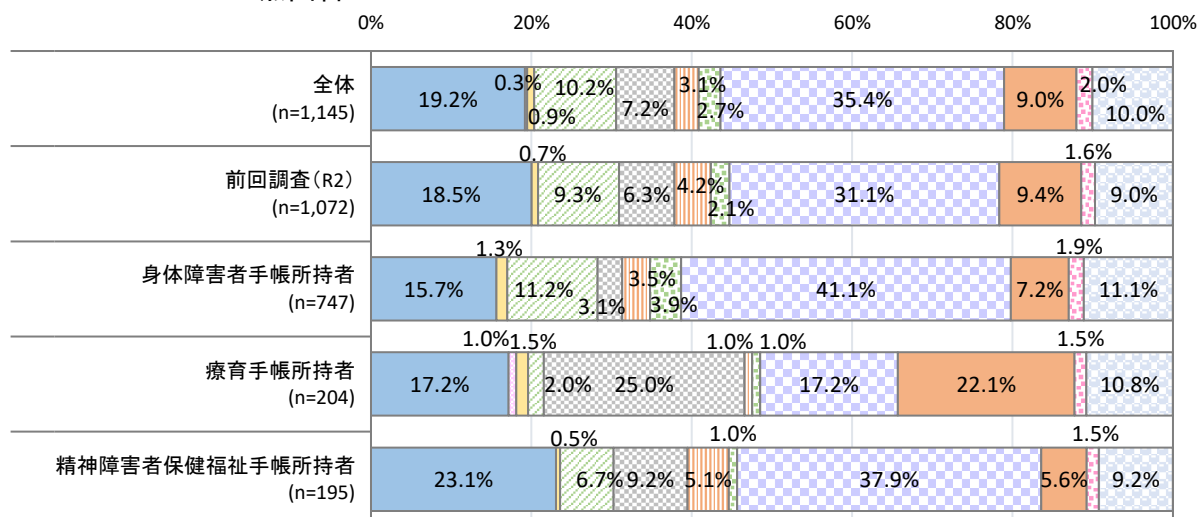
公共職業安定所や北埼玉障がい者就労支援センターによると、障がいのある方に働く意欲はあるが、受入側の体制が整っていない等の理由で雇用されない状況も依然として存在するなど、障がい者の就労環境は厳しい状況が続いています。

障害者雇用促進法に係る法定雇用率未達成企業に対して、公共職業安定所や北埼玉障がい者就労支援センター等と連携しながら障がい者雇用について理解を求めるとともに、すべての事業主に対し、職場における障がいや障がいのある人に対する理解を促す取組について働きかけることが必要です。

本市の行政機関についても、率先して障がい者雇用の推進する必要があります。

Q 平日の日中の過ごし方について

- 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている
- 大学、短大、専門学校に通っている
- ボランティアなど、収入を得ない活動をしている
- 専業主婦(主夫)をしている
- 福祉施設、作業所などに通っている
- 病院などのデイケアに通っている
- リハビリテーションを受けている
- 自宅で過ごしている
- 入所している施設や病院などで過ごしている
- その他
- 無回答



【基本方針】

一般就労への移行に向けた就労移行支援を推進し、一人ひとりの適性に合った職場への就労・定着を支援します。

また、公共職業安定所や就労支援センターなどの関係機関と連携して、事業所に対し障がいへの理解と障がい者雇用の促進を啓発し、一般就労につながる取組を推進します。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 法定雇用率達成の働きかけ	・公共職業安定所や北埼玉障がい者就労支援センター等の関係機関と連携し、市内にある民間企業や事業主に対し、障害者雇用促進法に係る法定雇用率の達成を積極的に働きかけます。
(2) 職場における障がい者理解の啓発	・就労先で障がいのある人が差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、職場における障がい者理解の一層の啓発に努めます。
(3) 障がいのある人の採用と働きやすい環境づくり	・本市においては、障がいのある人の積極的な採用及び障がいのある職員が働きやすい職場づくりに努めます。
(4) 各種制度の周知	・障がいのある人の雇用に係る各種制度を周知し、その活用を積極的に促進します。

3 経済的自立の支援

【現状と課題】

障がいのある人が安心して生活するために、経済的に安定していることは最も重要な条件の一つです。障害年金や各種手当、助成制度などにより、障がいのある人の個々の状況に応じた利用の促進を図ってきました。

しかしながら、各種手当や制度の認知度が十分でないことから、さらなる周知、受給や利用促進の工夫が今後の課題となっています。

【基本方針】

障がいのある人の生活安定を図るために、就労による収入の確保や障がい福祉サービス利用時の費用負担軽減、各種福祉手当等の周知を行います。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 障がい者施設等からの優先調達の推進	・市民や民間事業者等に対して制度の周知を積極的に行い、優先調達を促します。

具体的な取組	取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・本市においても、積極的に優先調達を行い、障がい者施設等の支援を推進します。
(2) 各種福祉制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・障害年金や各種手当等について、広報誌やホームページなどにおいて、受給要件や手続など制度について分かりやすく周知を行います。

第9項 文化芸術活動・スポーツ等の振興

1 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の推進

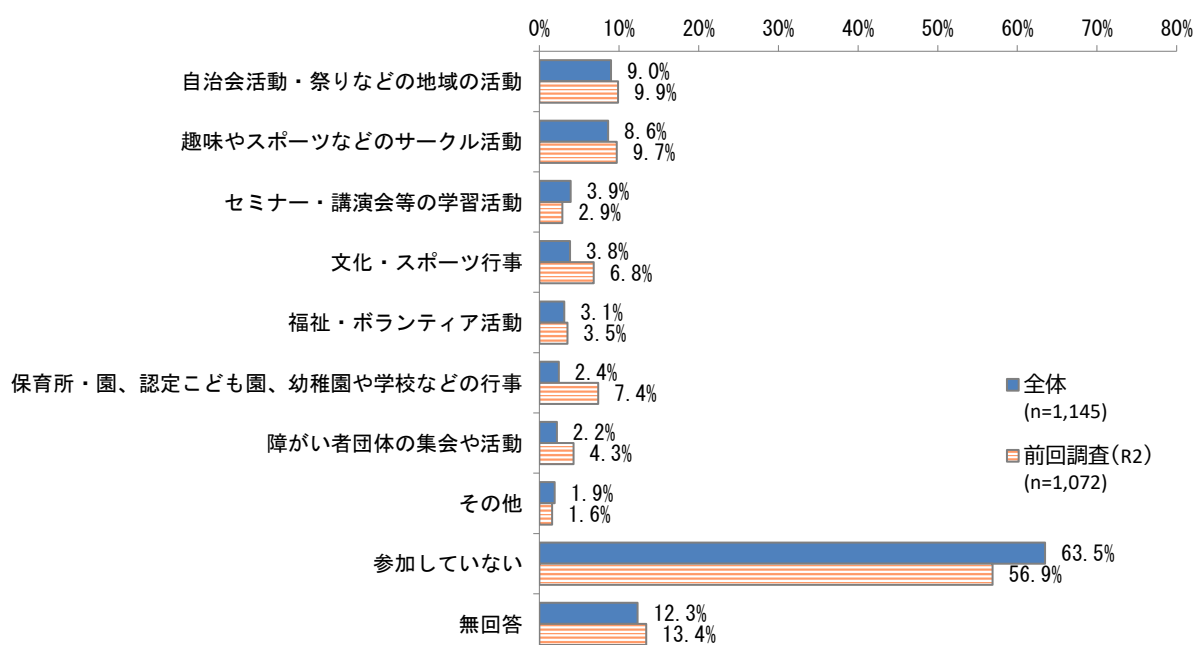
【現状と課題】

アンケート調査によると、「過去1年間に参加した行事や活動について」は約6割の人が「参加していない」と回答しています。

文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人が能力を活かし、自分らしく生活していくことができるようにするという観点だけでなく、障がいのある人とない人との交流機会の創出や障がいのある人に対する理解を促す機会として重要です。また、障がいのある人の健康や体力の保持・増進や身体能力の向上を図ります。

今後も、障がい者スポーツ大会の開催やイベント開催時における手話通訳者やボランティアの派遣などを行うなど関係団体と連携し、障がいのある人が様々な活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

Q 1年間に参加した行事や活動について



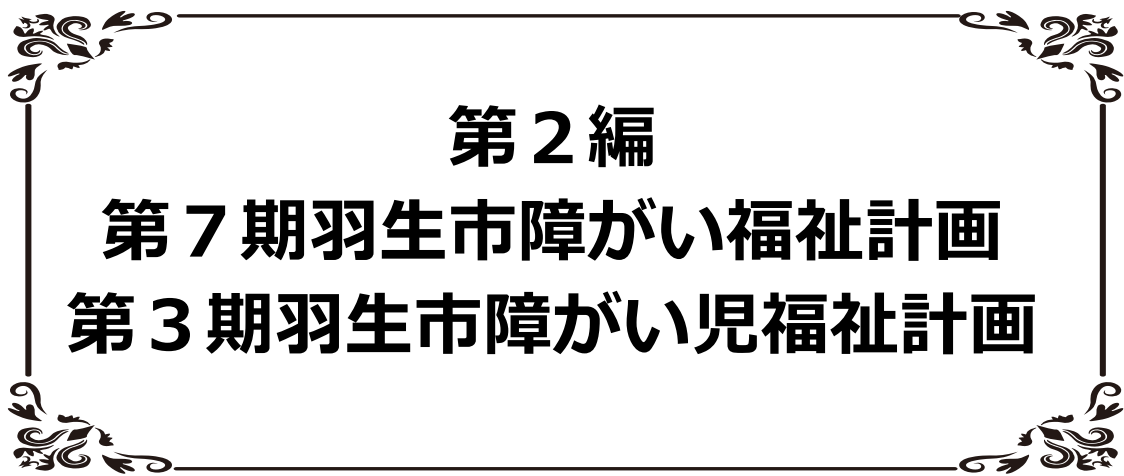
【基本方針】

障がいのある人の生活をより豊かにするために、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の参加について、主催者やボランティア団体等と連携し支援します。

また、障がいのある人が各種活動に積極的に参加できるような環境づくりを推進し、障がいのある人とない人が自然に交流できる場の提供に努めます。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 文化芸術活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が心豊かな日常生活を送れるよう、優れた文化に触れ合う機会や気軽に参加できる身近な活動を周知し、積極的に参加を呼びかけます。 ・公民館や各種団体等と協力し、障がいのある人の社会への参加意欲を促せるよう、文化芸術活動の鑑賞や発表をする機会の創出及び文化芸術活動を通じた交流の場の提供に努めます。
(2) スポーツ・レクリエーション活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なスポーツやレクリエーション活動を通じて、障がいのある人の健康や体力の保持・増進や身体能力の向上を図ります。 ・障がいのある人に各種スポーツを普及するため、障がいの特性と興味に応じて、気軽に参加できるスポーツ大会の開催や参加を支援します。



第 2 編
第 7 期羽生市障がい福祉計画
第 3 期羽生市障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

第1項 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法	自立支援給付	訪問系サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型・B型） ○就労定着支援 ○療養介護 ○就労選択支援 ○短期入所（ショートステイ）
		居住系サービス	○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援
		相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
		自立支援医療	○更生医療 ○育成医療 ○精神通院医療
		補装具	車いす、義手、義足、補聴器等
		地域生活支援事業	必須事業
任意事業	○訪問入浴サービス事業 ○日中一時支援事業 ○徘徊支援事業		
児童福祉法	障がい児通所支援	○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援	
	障がい児相談支援	○障がい児相談支援 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	

第2項 障がい福祉サービスに関する数値目標

障がい者等への自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、国の基本方針及び県の考え方にに基づき、本市の実情を踏まえて数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練事業等を通じて、グループホームや一般住宅等、地域生活に移行する方の目標値を設定します。

国の基本指針	①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
本市の目標	①令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。
実績値	①令和4年度末時点の施設入所者数 72人
目標値 (令和8年度末)	①地域生活移行者数(移行率) 5人(6.9%) ②施設入所者の削減数 県の指針に基づき設定しない ※埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、埼玉県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとしているため。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	①精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数の減少。 ③令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、6か月時点での退院率を84.5%、1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。
本市の目標	精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や事業者による努力だけでは限界があり、行政を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない共生社会の実現に向けた取組が必要です。 これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場」である北埼玉地域障がい者支援協議会において、保健、医療、福祉等の関係者による協議を行い、その推進を図ります。 なお、国の基本指針に係る数値目標は、埼玉県が設定する目標値のため、本市においては設定しません。

3 地域生活支援の充実

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

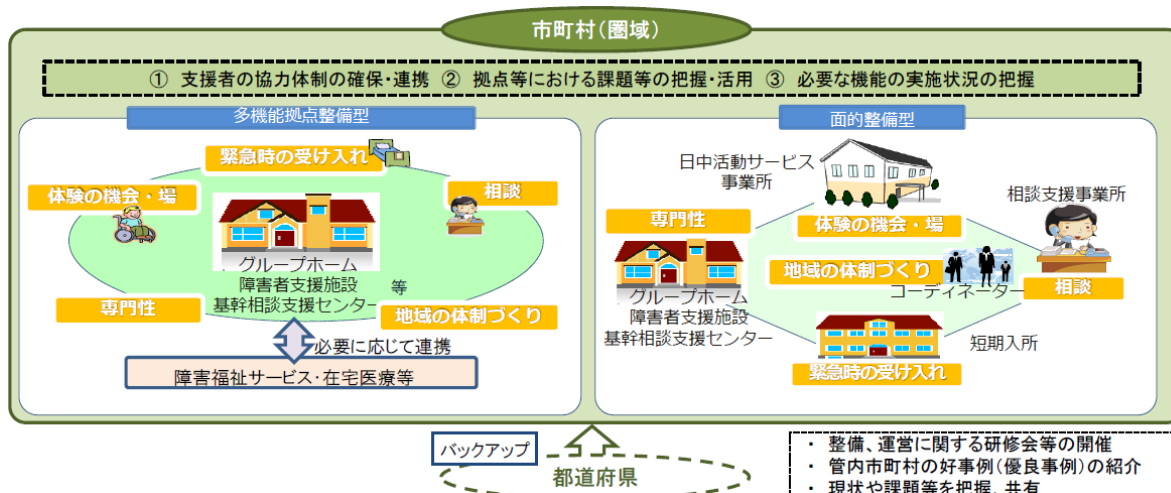
<p>国の基本指針</p>	<p>①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>②強度行動障がい有者者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がい有者者に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
<p>本市の目標</p>	<p>①障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入対応体制の確保、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を進めます。また、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などを推進し、年1回以上の検証及び検討をします。</p> <p>②強度行動障がい有者者の支援ニーズの把握に努め、地域の関係機関と連携し支援体制の整備を図ります。</p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①地域生活支援拠点等の整備数 1か所</p> <p>②地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数 1人</p> <p>③地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の場の開催回数 年1回以上</p> <p>④市または圏域における強度行動障がい有者者に対する支援体制の整備 有</p>

【地域生活支援拠点等の整備について】

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



資料：厚生労働省

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する方の目標値を設定します。

<p>国の基本指針</p>	<p>①福祉施設利用者のうち、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>③就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。</p> <p>④就労継続支援B型事業については、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。</p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。更に、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。</p>
---------------	---

<p>本市の目標</p>	<p>地域の企業や公共職業安定所、北埼玉障がい者就労支援センターなどの関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取り組めます。また、就労アセスメントの活用について情報共有を図ります。</p> <p>①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和3年度の実績の1.28倍以上とすることを目指します。</p> <p>②上の①のうち就労移行支援事業を利用から一般就労へ移行する者の数を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを目指します。</p> <p>③上の①のうち就労継続支援A型事業を利用から一般就労へ移行する者の数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上とすることを目指します。</p> <p>④上の①のうち就労継続支援B型事業を利用から一般就労へ移行する者の数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上とすることを目指します。</p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者の数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを目指します。</p> <p>⑥就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。</p> <p>⑦就労定着支援事業所のうち就労定着率7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とします。</p>
<p>実績値 (令和3年度)</p>	<p>①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(ア) 20人</p> <p>②(ア)のうち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 0人</p> <p>③(ア)のうち就労継続支援A型事業から一般就労移行者数 1人</p> <p>④(ア)のうち就労継続支援B型事業から一般就労移行者数 1人</p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数 1人</p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(イ) 26人</p> <p>②(イ)のうち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 2人</p> <p>③(イ)のうち就労継続支援A型事業から一般就労移行者数 2人</p> <p>④(イ)のうち就労継続支援B型事業から一般就労移行者数 2人</p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数 2人</p> <p>⑥就労移行支援事業所のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 2か所</p> <p>⑦就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数 1か所</p>

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のために、障がい児支援の提供体制の確保を図ります。

(1) 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

<p>国の基本指針</p>	<p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p> <p>また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>				
<p>本市の目標</p>	<p>①児童発達支援センターと連携し、障がい児支援のための体制整備を推進していきます。</p> <p>②令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するため、保育所等訪問支援の設置の確保に努めます。</p>				
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<table border="0"> <tr> <td>①児童発達支援センターの設置数</td> <td>1 箇所（設置済み）</td> </tr> <tr> <td>②保育所等訪問支援事業所の設置数</td> <td>2 箇所（設置済み）</td> </tr> </table>	①児童発達支援センターの設置数	1 箇所（設置済み）	②保育所等訪問支援事業所の設置数	2 箇所（設置済み）
①児童発達支援センターの設置数	1 箇所（設置済み）				
②保育所等訪問支援事業所の設置数	2 箇所（設置済み）				

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<p>国の基本指針</p>	<p>令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。</p>				
<p>本市の目標</p>	<p>①令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保を目指します。</p> <p>②令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。</p>				
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<table border="0"> <tr> <td>①主に重症児を支援する児童発達支援事業所の数</td> <td>1 箇所</td> </tr> <tr> <td>②主に重症児を支援する放課後等デイサービス事業所の数</td> <td>1 箇所</td> </tr> </table>	①主に重症児を支援する児童発達支援事業所の数	1 箇所	②主に重症児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1 箇所
①主に重症児を支援する児童発達支援事業所の数	1 箇所				
②主に重症児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1 箇所				

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針	各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
本市の目標	①北埼玉地域障がい者支援協議会に位置付けされている「医療的ケア児支援のための協議の場」において、医療的ケア児等が適正な医療、保育、教育、発達支援等の支援を受けられるよう、関係機関等との協議を行います。 ②医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関等と連携を図り支援体制の確保に努めます。
目標値 (令和8年度末)	①医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置 有 ②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 有

6 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援が実施できるよう努めます。

国の基本指針	相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
本市の目標	①地域の相談支援体制の強化を図るため、北埼玉障がい者基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援及び指定特定相談支援事業所に対する指導・助言などを実施します。 ②北埼玉地域障がい者支援協議会において、個別事例の検討を実施するための体制を確保します。
目標値 (令和8年度末)	①基幹相談支援センターの設置 有（設置済み） ②協議会における個別事例検討の実施体制の確保 有

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<p>国の基本方針</p>	<p>令和8年度末までに、各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p>
<p>本市の目標</p>	<p>令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。</p> <p>障がい福祉サービスの多様化やサービス提供事業所の増加に伴い、より一層サービスの利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加や、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を整え、サービスの質の向上を図ります。</p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築 有</p>

第3項 障がい福祉サービスの利用実績と量の見込み

令和8年度における目標値を達成できるように、令和6年度から令和8年度までの障がい福祉サービス等の種類ごとの見込量及び見込量対応のための方策を、前期計画の利用実績並びに本市の実情を踏まえて設定します。

1 訪問系サービス

【サービスの概要】

区 分	内 容
居宅介護	障がい者・障がい児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除等の家事援助、コミュニケーション支援の他、外出時における移動介護等を総合的に提供するサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時等において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障がい支援区分6に該当する者のうち、意思の疎通が困難な重度の障がい者を対象に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)
居宅介護	計画値	-	-	-	-	-	-
	実績値	52	749	50	759	54	696
重度訪問介護	計画値	-	-	-	-	-	-
	実績値	3	1,183	4	1,024	4	1,275
同行援護	計画値	-	-	-	-	-	-
	実績値	5	130	7	156	6	186
行動援護	計画値	-	-	-	-	-	-
	実績値	36	619	36	580	37	592
重度障害者等 包括支援	計画値	-	-	-	-	-	-
	実績値	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)
居宅介護	計画値	52	780	54	810	56	840
重度訪問介護	計画値	5	1,600	5	1,700	6	2,050
同行援護	計画値	7	149	8	171	9	192
行動援護	計画値	38	698	39	716	40	734
重度障害者等 包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0

【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数及び利用時間の見込量を設定します。また、地域生活への移行により訪問系サービスの利用が増加することを見込みます。

【見込量対応のための方策】

今後も事業者と連携し、提供体制の確保に努めます。また、事業者が適正にサービス提供を行えるよう、情報提供等の支援を引き続き行っていきます。

2 日中活動系サービス

【サービスの概要】

区 分	内 容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者で、障がい支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である方に対し、施設等で入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会等を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	地域で生活ができるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な障がい者を対象に一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を提供します。
自立訓練（生活訓練）	地域での生活を送るうえで、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする障がい者を対象に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練・生活等に関する相談及び助言などの支援を提供します。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者で、実習や職場探しを通じて適正に合った職場へ一般就労が見込まれる人に対して、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動・職場体験などの活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談支援などを行います。
就労継続支援A型（雇成型）	就労移行支援事業を利用して一般企業での雇用に結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動しても雇用に結びつかなかった方等を対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労継続支援B型（非雇成型）	年齢や体力の面から就労が困難な障がい者、就労移行支援事業等を利用して雇用に結びつかなかった障がい者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化等により生活面の課題が生じている人に対して、課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気などの理由により介助ができなくなった場合、支援を必要とする障がい者・障がい児を施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護など必要な介護を行うサービスです。障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
生活介護	計画値	123	2,275	125	2,312	127	2,349
	実績値	120	2,336	126	2,405	134	2,543
うち、重度障がい者	実績値	20		23		25	
自立訓練 (機能訓練)	計画値	1	11	1	11	1	11
	実績値	0	0	2	15	1	2
自立訓練 (生活訓練)	計画値	8	64	8	64	8	64
	実績値	6	53	6	49	8	100
就労選択支援	計画値						
	実績						
就労移行支援	計画値	25	267	25	267	25	267
	実績値	39	480	39	414	32	358
就労継続支援 A型	計画値	10	187	11	197	12	207
	実績値	15	90	13	130	16	238
就労継続支援 B型	計画値	124	1,885	126	1,915	128	1,946
	実績値	163	2,463	162	2,535	173	2,714
就労定着支援	計画値	9		13		18	
	実績値	1		5		5	
療養介護	計画値	13		13		13	
	実績値	12		11		10	
短期入所 (福祉型)	計画値	16	36	16	36	16	36
	実績値	10	36	13	26	11	41
	うち、重度障がい者	実績値	0		0		0
短期入所 (医療型)	計画値	1	2	1	2	1	2
	実績値	1	1	1	1	1	1
	うち、重度障がい者	実績値	1		2		1

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
生活介護	計画値	134	2,586	136	2,625	138	2,663
うち、重度障がい者	計画値	25		25		25	
自立訓練 (機能訓練)	計画値	1	10	1	10	1	10
自立訓練 (生活訓練)	計画値	8	82	8	82	8	82
就労選択支援	計画値			6		12	
就労移行支援	計画値	39	439	39	439	39	439
就労継続支援 A型	計画値	16	320	17	340	18	360
就労継続支援 B型	計画値	180	2,880	185	2,960	190	3,040
就労定着支援	計画値	6		7		8	
療養介護	計画値	11		11		11	
短期入所 (福祉型)	計画値	12	45	13	49	14	53
うち、重度障がい者	計画値	1		1		1	
短期入所 (医療型)	計画値	2	2	2	2	2	2
うち、重度障がい者	計画値	2		2		2	

【見込量設定の考え方】

利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、横ばいもしくは増加傾向で利用者数及び利用日数の見込量を設定します。

【見込量対応のための方策】

就労に関するサービスについては、事業者との連携や情報共有を図るとともに提供体制の確保に努め、利用者の一般就労につながるよう支援を行います。

3 居住系サービス

【サービスの概要】

区 分	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用して、一人暮らしを希望する方に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主として夜間に、相談のほか、個々のニーズに応じて入浴、排せつ、食事等の介護など、必要な日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	夜間での介護を必要とする障がい者や、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を利用している障がい者の中で単身の生活が困難である方、又は、様々な事情により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の世話をを行うサービスです。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
自立生活援助	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	0
共同生活援助	計画値	67	68	69
	実績値	71	91	93
うち、重度障がい者	実績値	0	1	2
施設入所支援	計画値	66	66	66
	実績値	67	72	69

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
自立生活援助	計画値	2	2	2
共同生活援助	計画値	94	96	98
	うち、重度障がい者	計画値	2	2
施設入所支援	計画値	70	71	72

【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数を勘案し、自立生活援助は横ばい、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援は増加傾向で見込量を設定します。

【見込量対応のための方策】

今後も事業者と連携し、提供体制の確保に努めます。また、地域生活への移行に向けて、引き続き施設等の受入体制の把握に努めるとともに、関係団体や事業者との連携・調整を図り、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

4 相談支援

【サービスの概要】

区 分	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後においてサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。計画策定にあたっては、各種サービスを組み合わせながら、その人らしく日常生活や社会生活を営めるよう支援していきます。
地域移行支援	障がい者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
計画相談支援	計画値	267	267	267
	実績値	362	377	382
地域移行支援	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	0
地域定着支援	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
計画相談支援	計画値	387	392	397
地域移行支援	計画値	2	2	2
地域定着支援	計画値	2	2	2

【見込量設定の考え方】

計画相談支援は、利用実績の推移をもとに、見込み量を設定します。

地域移行支援や地域定着支援は、これまでの利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、見込量を設定します。

【見込量対応のための方策】

計画相談支援の見込量については、増加傾向で見込んでいます。

今後も事業者と連携し、障がいのある人の地域生活を支える相談体制や地域移行・定着に向けた支援体制の整備を行うとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

5 障がい児通所支援等

【サービスの概要】

区 分	内 容
児童発達支援	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある未就学児を対象に、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所やその他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児を対象に、その児に指導経験のある児童指導員・保育士等が当該施設を訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対して、障がい児以外の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスなどの支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
児童発達支援	計画値	19	97	20	102	21	107
	実績値	30	134	31	186	39	266
放課後等 デイサービス	計画値	70	710	71	717	72	727
	実績値	67	767	68	811	78	926
保育所等 訪問支援	計画値	2	4	2	4	2	4
	実績値	1	1	1	1	3	3
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	1	4	1	4	1	4
	実績値	0	0	0	0	0	0

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
児童発達支援	計画値	45	270	46	276	47	282
放課後等 デイサービス	計画値	80	960	83	996	86	1,032
保育所等 訪問支援	計画値	5	5	5	5	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	1	4	1	4	1	4

【見込量設定の考え方】

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、今後も対象となる子どもの増加に伴い、利用者数及び利用日数も増加傾向で見込量を設定します。保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援は横ばいで見込量を設定します。

【見込量対応のための方策】

ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に向けて事業者と連携し、適切なサービス利用ができるよう提供体制を整備するとともに、保健・医療・子育て・教育・福祉の緊密な連携による支援体制を強化します。

6 障がい児相談支援

(1) 障がい児相談支援

【サービスの概要】

区 分	内 容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を申請した子どもについて、障がい児支援利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、障がい児支援利用計画の作成、障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
障がい児相談支援	計画値	62	64	66
	実績値	88	92	101

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
障がい児相談支援	計画値	105	110	115

【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数を勘案して、増加傾向で見込量を設定します。

【見込量対応のための方策】

適切にサービスを利用することができるよう、障がいの疑いのある段階から障がいのある子ども本人や家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、相談支援機関及び保健・医療・子育て・教育・福祉が連携し、相談支援の提供体制の確保及び質の確保・向上を図ります。

(2) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【概要】

区 分	内 容
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関係機関との連携や各種サービスの調整を行うコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して暮らせるよう支援します。

【実績及び見込量（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		配置人数（人）	配置人数（人）	配置人数（人）
医療的ケア児等 コーディネーターの 配置	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	2

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		配置人数（人）	配置人数（人）	配置人数（人）
医療的ケア児等 コーディネーター の配置	計画値	3	4	5

【見込量設定の考え方】

医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関との連携・調整を図るコーディネーターを継続的に配置するため見込量を設定します。

【見込量対応のための方策】

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所等に周知・受講勧奨を行い、配置の促進を行います。

7 発達障がい者等に対する支援

【概要】

区 分	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム	ペアレントトレーニングは、発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムになります。 ペアレントプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムになります。
ペアレントメンター	ペアレントメンターは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことになります。
ピアサポート	ピアサポートは、「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味します。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のことになります。

【実績及び見込量（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等受講者数(人)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	1
ペアレントメンターの人数(人)	計画値	1	1	1
	実績値	3	3	3
ピアサポートの活動への参加(人)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等受講者数(人)	計画値	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等実施者数(人)	計画値	1	1	1
ペアレントメンターの人数(人)	計画値	4	5	6
ピアサポートの活動への参加(人)	計画値	1	1	1

【見込量対応のための方策】

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障がい者やその家族等に対する支援体制の確保を図ります。

8 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【実績及び見込量（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	計画値	1	1	1
	実績値			5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	計画値	5	5	5
	実績値			5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	計画値	1	1	1
	実績値			1
精神障がい者の地域移行支援の利用人数（人）	計画値	1	1	1
	実績値			1
精神障がい者の地域定着支援の利用人数（人）	計画値	1	1	1
	実績値			0
精神障がい者の共同生活援助の利用人数（人）	計画値	1	1	1
	実績値			1
精神障がい者の自立生活援助の利用人数（人）	計画値	1	1	1
	実績値			0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	計画値	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	計画値	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	計画値	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用人数（人）	計画値	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用人数（人）	計画値	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用人数（人）	計画値	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助の利用人数（人）	計画値	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用人数（人）	計画値	1	1	1

【見込量対応のための方策】

精神病床における長期入院患者が地域生活へ移行し、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、北埼玉地域障がい者支援協議会における「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム協議の場」の推進に向けて、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な連携体制の構築を図ります。

9 相談支援体制の充実・強化等

【実績及び見込量（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置数 （か所）	実績値			1
基幹相談支援センターによる地域の 相談支援事業所に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数（件）	実績値			40
基幹相談支援センターによる地域の 相談支援事業所の人材育成の支援件 数（件）	実績値			4
基幹相談支援センターによる地域の 相談機関との連携強化の取組の実施 回数（回）	実績値			10
基幹相談支援センターによる個別事 例の支援内容の検証の実施回数（回）	実績値			1
基幹相談支援センターにおける主任 相談支援専門員の配置数（人）	実績値			1
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
相談支援事業所の参画による 事例検討実施回数（回）	実績値			0
相談支援事業の参加事業者・機 関数（事業者数）	実績値			0
協議会の専門部会の設置数 （部会）	実績値			2
協議会の専門部会の実施回数 （回）	実績値			7

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数 （か所）	計画値	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の 相談支援事業所に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数（件）	計画値	40	40	40
基幹相談支援センターによる地域の 相談支援事業所の人材育成の支援件 数（件）	計画値	5	5	5
基幹相談支援センターによる地域の 相談機関との連携強化の取組の実施 回数（回）	計画値	11	11	11
基幹相談支援センターによる個別事 例の支援内容の検証の実施回数（回）	計画値	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任 相談支援専門員の配置数（人）	計画値	1	1	1
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
相談支援事業所の参画による 事例検討実施回数（回）	計画値	1	1	1
相談支援事業の参加事業者・機 関数（事業者数）	計画値	1	1	1
協議会の専門部会の設置数 （部会）	計画値	2	2	2
協議会の専門部会の実施回数 （回）	計画値	8	8	8

【見込量対応のための方策】

地域における相談支援体制の充実・強化を図るため、相談支援の中核機関である北埼玉障がい者基幹相談支援センターにより、地域の相談支援事業者に対し専門的な指導・助言及び人材育成等を実施します。また、地域の相談機関との連携を強化し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体制を整備するとともに、個別事例を通じ地域のサービス基盤の開発・改善等の検討を行います。

10 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【実績及び見込量（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数（人）	実績値	5	7	16
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	実績値	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく審査結果共有の実施回数（回）	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数（人）	計画値	16	16	16
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	計画値	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく審査結果共有の実施回数（回）	計画値	1	1	1

【見込量対応のための方策】

多様化する障がい福祉の中で、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加や相談支援専門員及びサービス管理責任者等への各種研修への参加を推進します。

また、障がい者自立支援審査支払等システムを活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーになった内容の分析や北埼玉地域障がい者支援協議会での事例検討などを行い、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのかを検証し、サービスの質の向上を図ります。

第4項 地域生活支援事業

国は障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状態に応じて、自治体の判断で柔軟な形態により効率的・効果的に実施できる事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、この地域生活支援事業を活用して、各種の事業を実施します。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくするため、地域の住民に対し、障がいのある人等への理解を深めるための研修や啓発活動等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業

【事業の種類と内容】

事業の種類	内 容
障がい者相談支援事業	障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービス等必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。 3市（羽生市、行田市、加須市）共同で2か所の北埼玉障がい者生活支援センターを設置（委託）し、障がいのある人やその家族等からの相談に応じています。また、1か所の北埼玉障がい者就労支援センターを設置（委託）し、就労に関する相談支援も行っています。
基幹相談支援センター機能強化事業	困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。 3市（羽生市、行田市、加須市）共同で2か所の北埼玉障がい者基幹相談支援センターを設置（委託）しています。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業 （実施箇所数）	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	2
障がい者就労支援事業 （実施箇所数）	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業（実施有無）	計画値	無	無	有
	実績値	無	無	有

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業 （実施箇所数）	計画値	2	2	2
	実績値			
障がい者就労支援事業 （実施箇所数）	計画値	1	1	1
	実績値			
基幹相談支援センター機能強化事業（実施有無）	計画値	有	有	有
	実績値			

（4）成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

身寄りがいないなどの理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障がいや精神障がいのある人を対象に、制度の利用を促進し、本市が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、成年後見制度の申し立てに係る費用（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業 （利用者数）	計画値	1	1	1
	実績値	0	1	2

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 （利用者数）	計画値	3	3	3
	実績値			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人等に対して法人後見に必要な知識・技能・倫理を習得できる内容の研修等を行います。

【事業の実施の有無と今後の見込み（年当たり）】

①実施の有無（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業（有無）	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業（有無）	計画値	有	有	有
	実績値			

(6) 意思疎通支援事業

【事業の内容】

聴覚、音声・言語機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人とその周りの人との円滑な意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記奉仕員等などの派遣を行います。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業（人）	計画値	170	175	175
	実績値	189	238	368
要約筆記奉仕員派遣事業（人）	計画値	4	4	4
	実績値	0	3	3
手話通訳者等設置事業（有無）	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業（人）	計画値	370	380	390
要約筆記奉仕員派遣事業（人）	計画値	4	4	4
手話通訳者等設置事業（実施有無）	計画値	無	無	無

（7）日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

日常生活を営むことに支障のある障がい者、障がい児に対し、生活の利便性の向上を図るため、自立生活支援用具など日常生活に必要な用具を給付または貸与します。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①給付等実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		件数	件数	件数
介護訓練支援用具	計画値	3	3	3
	実績値	2	2	5
自立生活支援用具	計画値	7	7	7
	実績値	5	9	5
在宅療養等支援用具	計画値	3	3	3
	実績値	6	4	1
情報・意思疎通支援用具	計画値	7	7	7
	実績値	3	5	5
排せつ管理支援用具	計画値	1,015	1,020	1,025
	実績値	1,058	1,177	1,300
住宅改修費	計画値	1	1	1
	実績値	0	1	0

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		件数	件数	件数
介護訓練支援用具	計画値	3	3	3
自立生活支援用具	計画値	7	7	7
在宅療養等支援用具	計画値	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	計画値	5	5	5
排せつ管理支援用具	計画値	1,420	1,540	1,660
住宅改修費	計画値	1	1	1

（8）手話奉仕員養成研修事業

【事業の内容】

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を実施し、聴覚障がい者等との交流・支援を行う人材の確保を図るための事業です。

【研修実施回数の実績と今後の見込み（年当たり）】

①実施回数実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実施回数（回）	実施回数（回）	実施回数（回）
手話奉仕員養成研修事業	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		参加人数（人）	参加人数（人）	参加人数（人）
手話奉仕員養成研修事業	計画値	10	10	10

※第6期では研修の実施回数について計画値を定めていましたが、第7期では研修の参加人数を計画値として定めます。

(9) 移動支援事業

【事業の内容】

屋外での移動が困難な障がい者、障がい児について、外出等のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動などの社会参加の促進を図ります。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)
移動支援事業	計画値	40	4,830	40	4,830	40	4,830
	実績値	35	3,676	34	3,570	33	3,754

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)
移動支援事業	計画値	36	3,850	36	3,850	36	3,850

(10) 地域活動支援センター事業

【事業の内容】

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、障がいのある人が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

現在、本市に地域活動支援センターは設置されておりませんので、他市の地域活動支援センターとの連携を推進し、障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営めるよう支援します。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

【事業の内容】

身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴のサービスを提供する事業です。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
訪問入浴サービス事業	計画値	1	1	1
	実績値	0	1	1

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
訪問入浴サービス事業	計画値	1	1	1

(2) 日中一時支援事業

【事業の内容】

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者（児）を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練等の支援を行う事業です。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
日中一時支援事業	計画値	6	7	7
	実績値	4	5	4

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
日中一時支援事業	計画値	6	6	6

(3) 徘徊支援事業

【事業の内容】

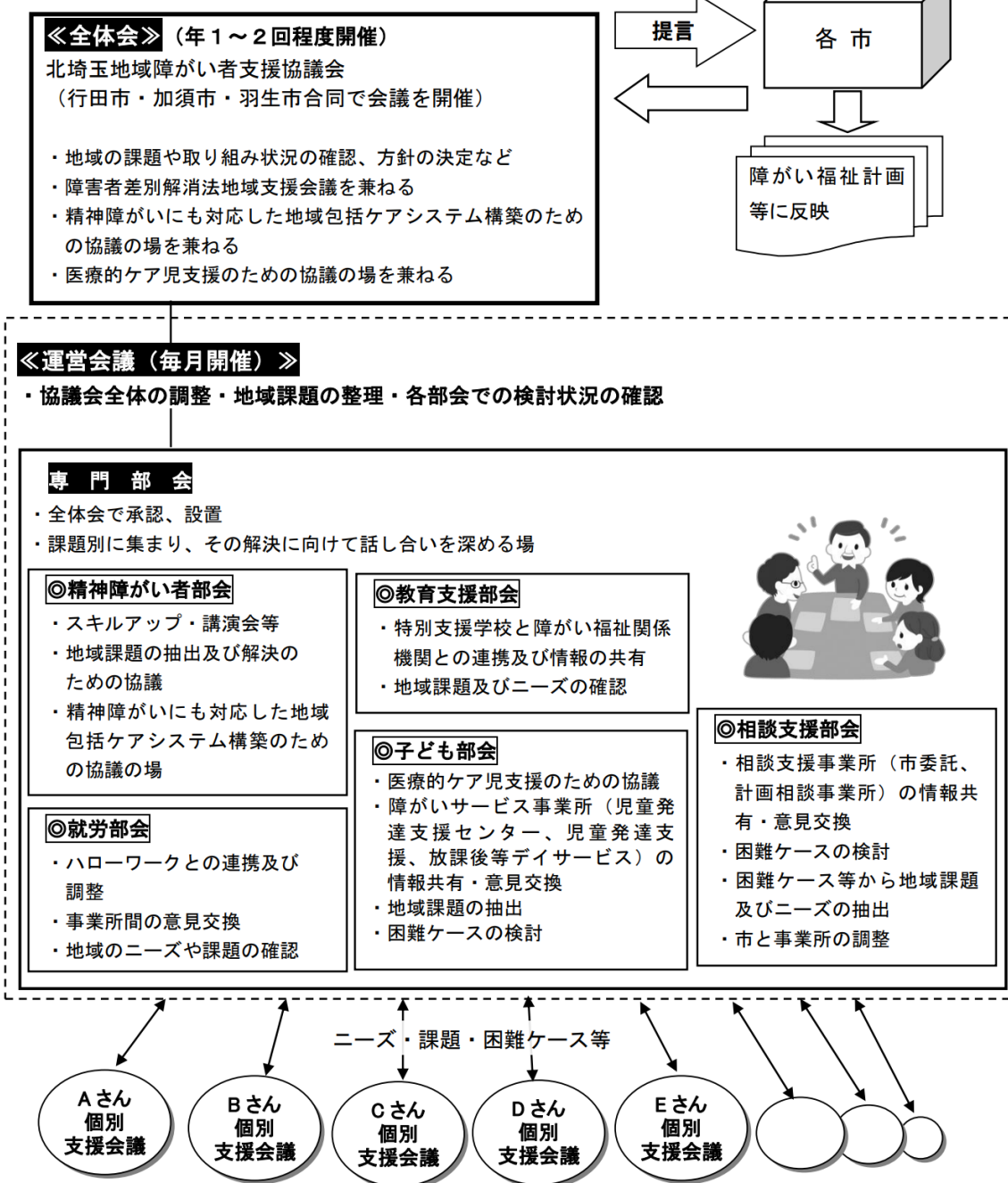
徘徊の症状がみられる障がい者に対して、関係機関と連携し、徘徊高齢者等位置検索サービス事業や徘徊高齢者等ステッカー交付事業等により、障がい者本人の生活の安全を確保するとともに、その家族の精神的負担の軽減を図ります。

第2章 計画の推進

第1項 障がい者支援協議会

本計画は、障害者総合支援法第 89 条の3第1項の規定に基づき、羽生市・行田市・加須市の3市により設置される「北埼玉地域障がい者支援協議会」を中心に、地域の障がい者等への支援体制に関する課題の共有や地域の実情に応じた体制の整備、障がい者等への支援体制の整備に関する協議を行い、その推進を図ります。

■北埼玉地域障がい者支援協議会イメージ図



第2項 障がい福祉施策の総合的な推進

1 関連計画との連携

本計画に基づく施策を効果的かつ効率的に推進するため、市の最上位計画である「羽生市総合振興計画」が示す障がい者支援の方向性を踏まえるとともに、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画等の関連計画、更には今後策定が予定される福祉関連計画等との連携、庁内関係部署との連携を密にし、社会・経済的な環境や市民のニーズに的確に対応した事業展開を図ります。

2 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国・県の施策や制度に基づき推進するものが多くあるため、国・県の動向を注視しつつ、密接な連携を図り推進していきます。

3 北埼玉地域障がい者支援協議会との連携

本計画が掲げる事業には、本市が単独で実施するもののほか、広域で進める事業も含まれています。「障害者総合支援法」では、地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす協議の場として「協議会」が位置づけられています。本市では、北埼玉地域3市（羽生市・行田市・加須市）で設置している北埼玉地域障がい者支援協議会において、地域の課題の共有や地域の実情に応じた体制整備等について協議を行い、取組の推進を図ります。

4 専門的人材の育成・確保

今後ますます高度化、複雑化しながら増大する障がい福祉ニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の確保・育成、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記奉仕員等の専門的人材の着実な育成を図ります。

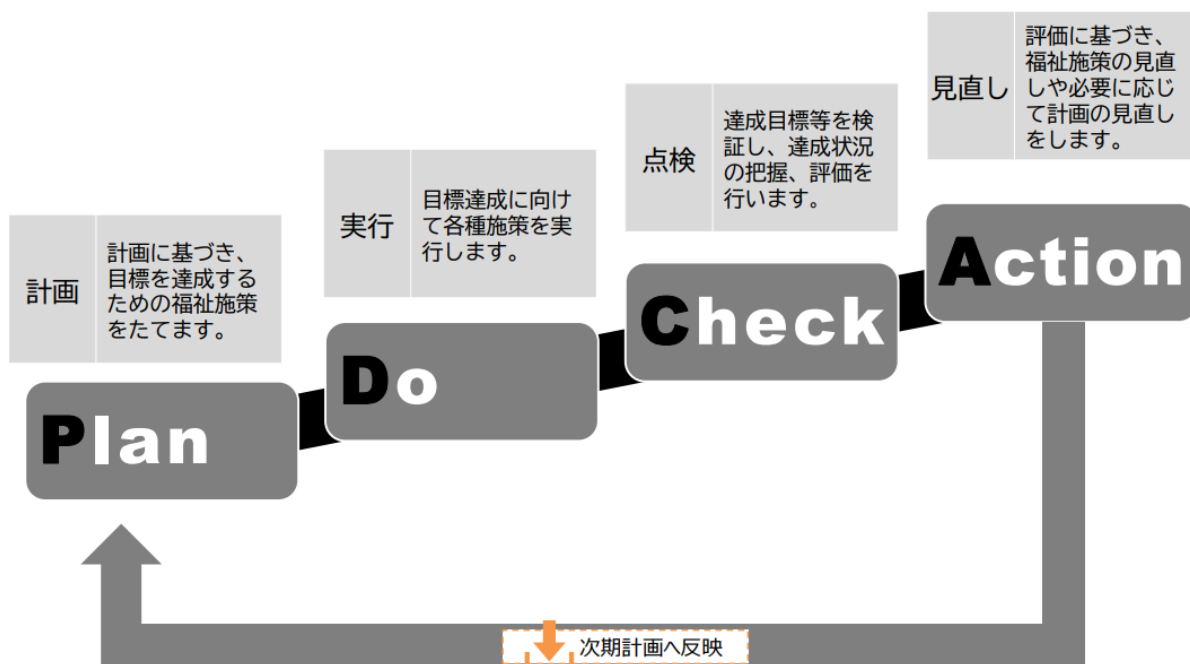
5 財源の確保

本計画を推進するため、財源確保に努めるとともに、国・県に対して各種補助制度の拡充等、財政的支援について要望していきます。

第3項 PDCA サイクルによる計画の点検及び評価

1 PDCA サイクルについて

本計画の推進状況や施策の内容に関しては、国が示す基本指針に即し、PDCA サイクルによる点検及び評価を実施します。具体的には、策定された計画（Plan）に基づき施策を実施（Do）した後、毎年度、中間評価としての分析結果を北埼玉地域障がい者支援協議会等に報告し、その意見を聴きながら点検及び評価（Check）を行います。その結果、必要とされた場合、計画の見直し（Action）を実施します。



2 評価にあたっての基本的な考え方及び留意点

本計画におけるサービスの見込量や目標値は、利用の実績や今後の動向等を踏まえて整備・確保すべき量を設定したものであり、単純にその達成状況との比較で各施策を評価すべきものではありません。サービスの利用は、その人らしい生活をするためであり、実際のサービスの利用が数値目標を根拠として抑制されることがあってはなりません。

一方、ひとつの評価尺度として数値による達成状況を確認することも不可欠です。利用実績が低かった場合、その原因となるもの、すなわち供給不足や周知不足、類似や代替サービスの存在等多面的な検証を行い、計画の有効性向上につなげていきます。

資料編

第1項 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和5年8月10日～ 令和5年8月31日	障がい福祉に関するアンケート調査実施 事業者ヒアリング調査実施
令和5年10月11日	第1回羽生市障がい者計画等策定委員会 ・委嘱状交付 ・「第4期羽生市障がい者計画・第7期羽生市障がい福祉計画・第3期羽生市障がい児福祉計画」の概要について ・羽生市の障がい者等を取り巻く現状について ・アンケート調査結果について
令和5年12月12日	第2回羽生市障がい者計画等策定委員会 ・「第4期羽生市障がい者計画・第7期羽生市障がい福祉計画・第3期羽生市障がい児福祉計画」の素案について
令和6年1月5日～ 令和6年2月5日	パブリック・コメント実施

第2項 羽生市障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成11年9月28日

告示第18号

改正 平成18年5月31日告示第14号

平成22年4月1日告示第20号

平成29年5月16日告示甲第26号

改正 令和2年3月13日告示甲第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市附属機関設置条例(令和2年条例第1号)第4条の規定に基づき、羽生市障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障がい者団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成18年5月31日告示第14号）
この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第20号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月16日告示甲第26号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月13日告示甲第15号）
この告示は、令和2年4月1日から施行する。

第3項 羽生市障がい者計画等策定委員会委員名簿

(敬省略)

区 分	No.	所属及び職名	氏 名	備 考
学識経験者	1	埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園	加藤 ゆかり	
	2	羽生市民生委員・児童委員協議会	鈴木 康夫	委員長
	3	一般社団法人 羽生市医師会	池澤 明子	
	4	久喜人権擁護委員協議会羽生部会	齋藤 きよみ	副委員長
障がい者団体の代表	5	羽生市聴覚障害者協会	今西 理枝子	
	6	わかくさ会	日高 美幸	
関係行政機関の職員	7	埼玉県加須保健所	田村 のぞみ	
障がい者の福祉に関する事業に従事する者	8	羽生市社会福祉協議会	増田 陽一	
	9	北埼玉障がい者基幹相談支援センター	黒田 和秀	
	10	北埼玉障がい者生活支援センター	加藤 昭範	
	11	北埼玉障がい者就労支援センター	堀 勲	
	12	社会福祉法人 翼会	瀬山 和代	
	13	社会福祉法人 橙	村井 勇二	
	14	特定非営利活動法人 あかり	舞木 俊志	
	15	NPO法人 空と雲の家福祉会	平井 亜希江	
公 募	16	公募	新井 和美	
関係行政機関の職員	17	市民福祉部長	塚本 恵	

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

第4項 用語解説

【あ行】

アセスメント

対象者のニーズや利用中のサービス、生活課題などを聞き出し、どのようなサービスやケアが必要なのかを判断する。

医療的ケア

法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

医療的ケア児

経管栄養、気管切開、人工呼吸器など、日常生活及び社会生活を営むために日常的に医療的ケアが必要な児童のこと。

インクルーシブ教育システム

障がい者が精神的及び身体的な能力などを最大限まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。

インクルージョン

障害者権利条約における「inclusion」で、日本政府公定訳で「包容」とされている。障がいの有無にかかわらず、地域の中で共生社会を目指す理念としてとらえられている。

【か行】

強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す。家庭等でかなりの努力をしても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。

ケアラー

埼玉県ケアラー支援条例第2条に規定する「高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」のこと。また、ケアラーの中でも18歳未満の人はヤングケアラーという。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わり、援助者が障がい者の代理と

して、その権利やニーズ獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

病気や事故などの原因により、脳が損傷を受けたことによる記憶・判断などの認知機能や、感情・意思などの情緒機能に障がいが見られ、その結果、日常生活や社会生活に支障が生じる障がい。

合理的配慮

障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

【さ行】

支援籍

障がいのある児童生徒が在籍する学校又は学級以外に必要な学習活動を行うために置く埼玉県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する障がいのある児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に「支援籍」を置いて、障がいの状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技術を付与又は集団生活への適応のための訓練を行い、家族への相談や助言等を行う施設。

社会的障壁

日常生活や社会生活を送るうえで、障壁（利用しにくい施設・整備や制度、慣習や文化、観念など）となるもの。

社会福祉協議会

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体。

重症心身障がい児

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的とした法律。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月公布、平成 24 年 10 月施行）のことで、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者への虐待防止等に関する施策の促進を図ることを目的とした法律。

障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律」障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障がい者と障がい者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障がい者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障がい者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月施行）のことで、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。

障害者総合支援法

従来の「障害者自立支援法」を一部改正し、平成 24 年 6 月公布、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことで、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう家庭裁判所によって選任された援助者（「後見人」等）により、保護し支援する制度。

【た行】

地域移行

住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障がい者が自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱とする。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じて医療、障がい福祉・介護、住まい、生活支援、教育等が一体的に提供される包括的な支援・サービスの提供体制。

通級による指導

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒（言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者）に対して、障がいに応じた特別の指導を行う教育形態。

特別支援学級

小学校、中学校等において、障がいのある児童生徒（知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者）に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

特別支援学校

障がいのある幼児児童生徒（視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。））に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すととも

に、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能をうけることを目的とした学校。

【な行】

難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」（平成 26 年法律第 50 号）により難病とは、「発症の機構が明らかでなく、かつ、治療法方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」のことをいう。

経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。難病法により医療費助成制度の対象疾病とされた指定難病については、医療費の助成が受けられる。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々を特別視せず、社会の中で他の人と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

【は行】

発達障がい

「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害でその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バリアフリー

障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味。

もともとは建築用語として使用され、建物内の段差の解消等、物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的障壁及び文化・情報面での障壁等の除去という意味でも用いられる。

ピアカウンセリング

カウンセリング技術を身につけた障がい者等が、自らの体験に基づいて、他の障がい者等の相談支援にあたり、問題解決のために助言を行うこと。ピアカウンセラーは、その相談に応じる障がい者等のこと。

ピアサポート

「自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者のための支援を行うもの」と定義され、同じような障がい（立場や境遇、経験など）を抱えた人同士の支え合いを指す。

PDCAサイクル

プロジェクトの遂行に際し、Plan(計画)－Do(実行)－Check(点検)－Action(見直し)の工程を継続的に繰り返す仕組み。

避難行動要支援者

障がい者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する者。

避難行動要支援者名簿

市が作成する、要支援者の情報を集約した名簿。名簿に掲載された方のうち、名簿情報の外部提供に同意を得られた方については、避難支援等関係者（民生委員・児童委員、自主防災組織・自治会等）に名簿情報を事前に提供し、災害時の的確かつ迅速な安否確認、避難誘導や平常時の見守りに役立てる。

ペアレント

親など保護者のこと。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握し、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的として、「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む簡易的なプログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障がいのある子の子育てに悩んでいる保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報提供等を行う。

【ま行】

モニタリング

社会福祉援助の実践の過程で、その実行状況を監視し点検すること。援助実践の内容や効果、課題の達成はできているか、利用者は満足しているかなどを定期的に吟味し見直しをする。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいことを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）する考え方。

要約筆記

聴覚障がい者のためのコミュニケーションの1つで、話し手の内容を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。一般的にはOHP（オーバーヘッドプロジェクター）などを使用し、話し手の話の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられる。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

要約筆記奉仕員

所定の講習を受けて要約筆記を行うために必要な知識と技術を習得し、聴覚に障がいのある方とない方とのコミュニケーションを支援する者。

【ら行】

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。障がい者施策の重要な理念の一つ。また、運動障がいの機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

療育

療育とは、障がいのある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障がいの特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助をいう。

乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障がいを早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。

第 4 期 羽 生 市 障 が い 者 計 画
第 7 期 羽 生 市 障 が い 福 祉 計 画
第 3 期 羽 生 市 障 が い 児 福 祉 計 画

令和6年3月

発 行 羽生市
編 集 羽生市市民福祉部社会福祉課
〒348-8601
埼玉県羽生市東 6 丁目 15 番地
電 話：048-561-1121（代表）
F A X：048-560-3073
ホームページ：<https://www.city.hanyu.lg.jp/>